

平成30年第5回都城市議会定例会（12月）

公の施設の指定管理者の指定議案関係資料  
（議案第138号～第154号）



## 目 次

議案 番号	公の施設の名称	指定管理者候補者の名称	頁
138	都城市総合文化ホール	公益財団法人 都城市文化振興財団・舞台事業共同組合	1
139	都城市山田元気な高齢者健康増進センター	都城ぼんち地域振興株式会社	31
140	都城市山田総合福祉センター	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	59
141	都城市梅北児童館	特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ	69
142	都城市安久児童館	特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間 <sup>とき</sup>	83
143	都城市太郎坊児童館	特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間 <sup>とき</sup>	97
144	都城市高木児童館	特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間 <sup>とき</sup>	111
145	都城市下水流児童館	NPO法人 桜ます	125
146	神柱児童センター	特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間 <sup>とき</sup>	137
147	都原児童センター	特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ	151
148	都城市点字図書館	社会福祉法人 都城市社会福祉協議会	165
149	都城健康サービスセンター	一般社団法人 都城市北諸県郡医師会	175
150	都城夜間急病センター	一般社団法人 都城市北諸県郡医師会	185
151	都城市林業総合センター	都城森林組合	195
152	都城市職業訓練センター	職業訓練法人 都城地域職業訓練協会	205
153	都城市チャレンジショップ	協同組合都城オーバルパティオ	219
	都城市活性化広場		
154	志和池中央ふれあい広場	志和池地区環境整備対策協議会	227



## 都城市総合文化ホール指定管理者候補者選定の概要

都城市総合文化ホールの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体  
(構成団体) ・公益財団法人都城市文化振興財団  
・宮崎県音響照明舞台事業協同組合

#### (2) 代表者名

(代表団体) 公益財団法人都城市文化振興財団 理事長 児玉宏紀

#### (3) 所在地

・公益財団法人都城市文化振興財団 都城市北原町1106番地100  
・宮崎県音響照明舞台事業協同組合 宮崎市大字本郷北方2753番地5

#### (4) 設立年月日

・公益財団法人都城市文化振興財団 平成17年2月1日  
・宮崎県音響照明舞台事業協同組合 平成9年9月19日

#### (5) 従業員数

・公益財団法人都城市文化振興財団 20名  
(職員8名、常勤嘱託3名、契約職員7名、非常勤嘱託1名、パートタイム1名)  
・宮崎県音響照明舞台事業協同組合 組合加入事業所従業員総数138名  
(内、ホール常駐6名)

#### (6) 業務内容

・公益財団法人都城市文化振興財団  
① 文化振興事業の企画、制作及び実施に関する業務  
② 施設等の利用許可等に関する業務  
③ 利用料金の徴収及び還付等に関する業務  
④ 施設の維持管理、保守及び修理に関する業務  
⑤ 事業計画書及び収支予算書作成に関する業務

⑥ その他の業務

・宮崎県音響照明舞台事業協同組合

① 文化施設舞台業務等の共同受注

② 文化施設管理運営業務

③ 文化施設で実施される事業の企画制作運営

④ 組合員の取扱う機材等の斡旋

⑤ 組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結

⑥ 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

⑦ 組合員の福利厚生に関する事業

2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市総合文化ホール (都城市北原町1106番地100)	敷地面積：15,590.7㎡ 延床面積：16,688.5㎡ (RC造、一部SRC造、一部S造・地上4階、 地下2階)
都城市総合文化ホール第2駐車場 (都城市栄町4434番4、外)	敷地面積：4,608.18㎡
都城市総合文化ホール第4駐車場 (都城市北原町1106番地19)	敷地面積：2,219.41㎡

(2) 業務概要

・施設管理に関すること

① 施設等の維持管理、保守及び修繕に関する業務

② 危機管理等に関する業務

③ その他の施設管理に関する業務

・施設運営に関すること

① 文化振興事業（公演鑑賞型事業、普及啓発型事業、地域貢献型事業）の企画、制作及び実施に関する業務

② 指定管理者の責任において行う自主事業の企画、制作及び実施に関する業務

③ 施設、設備及び備品（以下「施設等」といいます。）の運用規程策定に関する業務

④ 施設等の利用許可等に関する業務

- ⑤ 利用料金の設定、徴収及び還付等に関する業務
- ⑥ その他の施設運営に関する業務

・その他の業務に関すること

- ① 事業計画書及び収支予算書の作成に関する業務
- ② 各種報告書の作成に関する業務
- ③ 指定管理期間終了に当たっての引継ぎに関する業務
- ④ 関係機関との連絡調整に関する業務
- ⑤ その他必要があると認められる業務

#### 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

#### 5 選定結果

##### (1) 非公募により候補者を選定した理由

指定管理者の代表団体である都城市文化振興財団は、平成24年1月に公益財団法人へ移行し、公益性の高い事業に積極的に取り組む体制を整えるとともに、市内の文化団体との協力体制も確立しており、指定管理者として適切に本施設を管理、運営している状況である。

当初は、都城市文化振興財団が指定管理者として本施設の管理運営を単独で担っていたが、第三期以降、より充実した管理運営を目的として、舞台事業組合との共同事業体として指定管理に取り組み、単に施設管理や貸館業務だけでなく、公演鑑賞型事業、普及啓発型事業及び地域貢献型事業といった様々な市民を対象とした取組を積極的、計画的にかつバランスよく実施することにより、指定管理者として高度な経営ノウハウの蓄積とともに、企画運営能力を着実にレベルアップさせてきている。

モニタリングの評価も良好であり、都城市文化振興懇話会においても、良好な意見が出されているところである。

また、平成29年12月21日に開催された外部評価委員会においても、非常に良好な管理運営がなされているとの評価を受けている。

上記の理由により、本施設が市民の生活文化及び文化芸術の振興を図るとともに、創造的な文化芸術活動を通じ、心豊かな地域社会の発展に最大限に寄与するためには、市がその目的のために出資し、良好な管理運営を続けている第三セクターに運営を担わせることが最も適当であると判断できること、また、非常に良好な管理運営がなされ、かつ施設利用者の満足度が十分に達成されていることから、非公募として都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体を指定管理者とするものである。

##### (2) 申請書類の審査結果

・住民の平等な利用の確保について

市の管理運営方針及び施設の設置目的を十分理解し、都城市文化振興計画との

整合を図りながら管理運営方針を定めている。また、市民の平等な利用を確保するため、関係法令、利用ルールの遵守や、様々なメディアを活用しての利用情報等の提供、及び年齢、性別、障がいの有無にかかわらず誰もが心から楽しめる使いやすい環境づくりのためのサービスの提供が図られている。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

利用者の利便性を考えた開館時間延長や、セルフモニタリング（MJアンケート）等により利用者のニーズを把握し、施設の運営に反映させる取組の提案がなされている。また、ソーシャルメディアを通じたMJオリジナルグッズ贈呈や、外国語のホール案内パンフレット作成、創作練習等利用ポイントカード発行等、利用者への様々なサービスについても新たな提案がなされている。

施設の設備・機能の有効利用、適切な利用料金の提案、利用者を増やすための広報・PR対策、文化振興事業の具体的な提案等、ハード・ソフト両面から施設の効用を最大限に発揮させる計画が練られている。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

省エネルギー・省資源の具体的な提案等、環境に配慮した管理運営策が提案されている。

また、委託業務について契約期間の見直し、地元企業の活用等による経費圧縮等によるコスト削減が図られている。

今後見込まれるホールの経年劣化による修繕料増加についても、ホール備品である楽器類の簡易な修繕については舞台技術担当職員で対応を行う等、経費削減についての提案がなされており、経済的な管理運営が期待できる。

- ・管理運営能力について

共同事業体の代表団体である都城市文化振興財団は、平成24年1月、事業の公益性が認められて公益財団法人の認定を受け、組織としての信頼性を高めており、財政状況は極めて健全である。また、総合文化ホール開館以来12年間にわたっての指定管理者としての豊富な実績に、新たな創意工夫を加えることにより、より充実した事業やサービスの提案がなされている。

構成団体の舞台事業組合は、現在、県内10社が加入し、県内の主な11ホールの舞台技術業務を受託する等、本県の芸術文化を技術的な面から支えており財務状況は良好で健全な経営が行われている。当ホールの管理運営においても民間企業の考え方やノウハウを活かし、専門的な立場からの、より効率的な管理運営が提案されており、共同事業体としての相乗効果が期待される。

1-5(主要業務実績)

申請団体名 公益財団法人都城市文化振興財団

希望する施設名 都城市総合文化ホール

主要業務実績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
平成29年度	都城市総合文化ホール	業務概要 都城市総合文化ホール 管理運営業務 発注者等 都城市	213,138,000
平成28年度	都城市総合文化ホール	業務概要 都城市総合文化ホール 管理運営業務 発注者等 都城市	213,118,000
平成27年度	都城市総合文化ホール	業務概要 都城市総合文化ホール 管理運営業務 発注者等 都城市	214,164,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

## 1-5 (主要業務実績)

申請団体名 宮崎県音響照明舞台事業協同組合  
 希望する施設名 都城市総合文化ホール

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
平成29年度	都城市総合文化ホール	指定管理者共同事業体内構成団体 (常駐6名+分担協定業務)・公益財 団法人 都城市文化振興財団	29,424,600
平成29年度	宮崎県立芸術劇場	舞台技術業務委託(常駐9名、最大 15名+練習室照明機器保守業務)・ 公益財団法人 宮崎県立芸術劇場	41,040,000
平成29年度	宮崎市清武文化会館	舞台技術業務委託(常駐2名)・ 一般財団法人 宮崎市清武文化会館	9,000,000
平成28年度	都城市総合文化ホール	指定管理者共同事業体内構成団体 (常駐6名+分担協定業務)・公益財 団法人 都城市文化振興財団	29,424,600
平成28年度	宮崎県立芸術劇場	舞台技術業務委託(常駐9名、最大 15名+練習室照明機器保守業務)・ 公益財団法人 宮崎県立芸術劇場	41,040,000
平成28年度	宮崎市清武文化会館	舞台技術業務委託(常駐2名)・ 一般財団法人 宮崎市清武文化会館	9,000,000
平成27年度	都城市総合文化ホール	指定管理者共同事業体内構成団体 (常駐7名+分担協定業務)・公益財 団法人 都城市文化振興財団	29,424,600
平成27年度	宮崎県立芸術劇場	舞台技術業務委託(常駐9名、最大 15名+練習室照明機器保守業務)・ 公益財団法人 宮崎県立芸術劇場	41,040,000
平成27年度	清武町文化会館	舞台技術業務委託(常駐2名)・ 一般財団法人 宮崎市清武文化会館	9,000,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
 (同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

## 1-5 (主要業務実績)

申請団体名 宮崎県音響照明舞台事業協同組合  
 希望する施設名 都城市総合文化ホール

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
平成29年度	西都市民会館	舞台機構・設備保守点検業務 (音響・照明設備、舞台機構) 西都市民会館館長	1,544,400
平成29年度	宮崎市清武文化会館	舞台機構・設備保守点検業務 (照明設備) 一般財団法人宮崎市清武文化会館	1,050,000
平成29年度	木城町総合交流センター	舞台機構・設備保守点検業務 (舞台音響・照明設備) 木城町長	648,000
平成28年度	西都市民会館	舞台機構・設備保守点検業務 (音響・照明設備、舞台機構) 西都市民会館館長	1,544,400
平成28年度	宮崎市清武文化会館	舞台機構・設備保守点検業務 (照明設備) 一般財団法人宮崎市清武文化会館	1,050,000
平成28年度	木城町総合交流センター	舞台機構・設備保守点検業務 (舞台音響・照明設備) 木城町長	648,000
平成27年度	西都市民会館	舞台機構・設備保守点検業務 (音響・照明設備、舞台機構) 西都市民会館館長	1,544,400
平成27年度	宮崎市清武文化会館	舞台機構・設備保守点検業務 (照明設備) 一般財団法人宮崎市清武文化会館	1,050,000
平成27年度	木城町総合交流センター	舞台機構・設備保守点検業務 (舞台音響・照明設備) 木城町長	648,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

# 平成29年度収支決算報告

自 平成29年4月 1日

至 平成30年3月31日

公益財団法人都市文化振興財団

## 平成29年度 正味財産増減計算書

公益財団法人都市文化振興財団

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増減
<b>I 一般正味財産増減の部</b>			
<b>1 経常増減の部</b>			
(1) 経常収益			
基本財産運用収入	7,500	7,520	△ 20
基本財産運用収入	7,500	7,520	△ 20
事業収入	59,353,595	78,294,835	△ 18,941,240
入場料収入	6,105,300	28,335,000	△ 22,229,700
利用料金収入	48,603,520	45,008,290	3,595,230
友の会事業収入	1,386,000	1,496,000	△ 110,000
企業協賛金収入	2,350,000	2,200,000	150,000
販売等収入	908,775	1,255,545	△ 346,770
補助金等収入	182,128	801,000	△ 618,872
受託収入	218,817,999	218,753,850	64,149
施設管理受託収入	213,138,000	213,118,000	20,000
文化振興事業受託収入	1,280,000	1,235,850	44,150
文化振興基金活用受託収入	4,399,999	4,400,000	△ 1
雑収入	3,215,523	5,069,067	△ 1,853,544
経常収益計	281,576,745	302,926,272	△ 21,349,527
(2) 経常費用			0
事業費	33,649,646	71,663,761	△ 38,014,115
給料手当	2,154,188	4,317,375	△ 2,163,187
臨時雇賃金	330,000	1,219,432	△ 889,432
旅費交通費	4,022,519	2,572,784	1,449,735
通信運搬費	1,475,103	1,726,528	△ 251,425
消耗品費	475,939	929,866	△ 453,927
印刷製本費	962,428	1,848,924	△ 886,496
燃料費	0	3,898	△ 3,898
食糧費	343,793	884,046	△ 540,253
使用料及び賃借料	1,828,664	1,947,770	△ 119,106
広告料	1,966,196	3,168,452	△ 1,202,256
保険料	49,200	49,200	0
諸謝金	1,582,358	3,631,490	△ 2,049,132
手数料	1,458,808	2,935,382	△ 1,476,574
租税公課	9,000	42,200	△ 33,200
負担金	26,000	418,500	△ 392,500
委託費	16,965,450	45,967,914	△ 29,002,464

科 目	当年度	前年度	増減
管理費	243,320,838	248,830,318	△ 5,509,480
役員報酬	100,000	70,000	30,000
給料手当	39,717,275	36,753,342	2,963,933
福利厚生費	10,192,476	9,806,959	385,517
臨時雇賃金	20,864,713	23,414,636	△ 2,549,923
旅費交通費	118,325	69,874	48,451
交際費	19,266	0	19,266
通信運搬費	1,069,474	1,148,214	△ 78,740
消耗什器備品費	801,260	422,120	379,140
消耗品費	5,594,164	2,908,565	2,685,599
修繕費	367,848	977,562	△ 609,714
印刷製本費	312,120	1,026,000	△ 713,880
燃料費	165,297	85,961	79,336
光熱水費	36,637,839	37,121,832	△ 483,993
食糧費	6,451	2,397	4,054
使用料及び賃借料	4,849,156	4,997,805	△ 148,649
保険料	39,030	39,390	△ 360
諸謝金	250,232	245,232	5,000
手数料	742,100	166,218	575,882
租税公課	7,757,800	5,885,200	1,872,600
負担金支出	225,276	190,664	34,612
委託費	113,490,736	123,498,347	△ 10,007,611
経常費用計	276,970,484	320,494,079	△ 43,523,595
当期経常増減額	4,606,261	△17,567,807	22,174,068
2. 経常外増減の部			0
(1) 経常外収益			0
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			0
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	4,606,261	△ 17,567,807	22,174,068
一般正味財産期首残高	17,469,351	35,037,158	△ 17,567,807
一般正味財産期末残高	22,075,612	17,469,351	4,606,261
II 指定正味財産増減の部			0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	52,075,612	47,469,351	4,606,261

平成29年度内訳書（正味財産増減計算ベース）

科 目	公益目的事業 会計	収益事業会計			法人会計	合 計
		公益目的外 貸与	駐屯地、自衛隊、 友の会、委託券	小計		
1 一般正味財産増減の部						
1. 経常増減の部						
(1) 経常収益						
基本財産運用収入	0	0	0	0	7,500	7,500
基本財産運用収入	0			0	7,500	7,500
事業収入	39,761,943	11,171,352	8,420,300	19,591,652	0	59,353,595
入場料収入	6,105,300	0	0	0	0	6,105,300
利用料金収入	30,397,868	11,171,352	7,034,300	18,205,652	0	48,603,520
基本利用料金収入	12,807,898	6,926,922	0	6,926,922	0	19,734,820
附属設備利用料金収入	17,589,970	4,244,430	0	4,244,430	0	21,834,400
駐車場利用料金収入	0	0	7,034,300	7,034,300	0	7,034,300
友の会事業収入	0	0	1,386,000	1,386,000	0	1,386,000
企業協賛金収入	2,350,000	0	0	0	0	2,350,000
法人会員会費収入	1,350,000			0		1,350,000
メセナ会員会費収入	1,000,000			0		1,000,000
販売等収入	908,775	0	0	0	0	908,775
販売手数料収入	908,775			0		908,775
補助金等収入	182,128	0	0	0	0	182,128
その他公益団体補助金収入	182,128			0		182,128
受託収入	112,821,856	82,141,857	0	82,141,857	23,854,286	218,817,999
施設管理受託収入	107,141,857	82,141,857	0	82,141,857	23,854,286	213,138,000
文化振興事業受託収入	1,280,000	0		0		1,280,000
文化振興基金活用受託収入	4,399,999	0		0		4,399,999
雑収入	513,100	1,640,972	1,061,451	2,702,423	0	3,215,523
雑収入	513,100	1,640,972	1,061,451	2,702,423	0	3,215,523
貸館事業雑収入	513,100	128,731	224,770	353,501	0	866,601
その他雑収入	0	1,512,241	836,681	2,348,922	0	2,348,922
経常収益計	153,279,027	94,954,181	9,481,751	104,435,932	23,861,786	281,576,745

(2)経常費用	公益目的事業 会計	収益事業会計			法人会計	合 計
		公益目的の外 貸与	駐車場、自販機、 友の会、委託券	小計		
事業費	33,649,646	0	0	0	0	33,649,646
給料手当	2,154,188	0	0	0	0	2,154,188
臨時雇賃金	330,000	0	0	0	0	330,000
旅費交通費	4,022,519	0	0	0	0	4,022,519
通信運搬費	1,475,103	0	0	0	0	1,475,103
消耗品費	475,939	0	0	0	0	475,939
印刷製本費	962,428	0	0	0	0	962,428
燃料費	0	0	0	0	0	0
食糧費	343,793	0	0	0	0	343,793
使用料及び賃借料	1,828,664	0	0	0	0	1,828,664
広告料	1,966,196	0	0	0	0	1,966,196
保険料	49,200	0	0	0	0	49,200
諸謝金	1,582,358	0	0	0	0	1,582,358
手数料	1,458,808	0	0	0	0	1,458,808
租税公課	9,000	0	0	0	0	9,000
負担金	26,000	0	0	0	0	26,000
委託費	16,965,450	0	0	0	0	16,965,450
科 目	公益目的事業 会計	公益目的の外 貸与	駐車場、自販機、 友の会、委託券	小計	法人会計	合 計
管理費	128,649,414	75,239,350	15,570,288	90,809,638	23,861,786	243,320,838
役員報酬	0	0	0	0	100,000	100,000
給料手当	23,314,041	8,420,062	2,502,188	10,922,250	5,480,984	39,717,275
福利厚生費	5,982,983	2,160,805	642,126	2,802,931	1,406,562	10,192,476
臨時雇賃金	12,247,587	4,423,319	1,314,477	5,737,796	2,879,330	20,864,713
旅費交通費	69,457	25,085	7,454	32,539	16,329	118,325
交際費	0	0	0	0	19,266	19,266
通信運搬費	562,544	291,966	67,377	359,343	147,587	1,069,474
消耗什器備品費	421,463	218,744	50,479	269,223	110,574	801,260
消耗品費	2,942,530	1,527,207	352,432	1,879,639	771,995	5,594,164
修繕費	194,959	137,943	25,014	162,957	9,932	367,848
印刷製本費	164,175	85,209	19,663	104,872	43,073	312,120
燃料費	87,607	61,987	11,240	73,227	4,463	165,297
光熱水費	19,418,054	13,739,190	2,491,373	16,230,563	989,222	36,637,839
食糧費	0	0	0	0	6,451	6,451
使用料及び賃借料	2,550,656	1,323,819	305,497	1,629,316	669,184	4,849,156
保険料	20,686	14,636	2,654	17,290	1,054	39,030
諸謝金	0	0	0	0	250,232	250,232
手数料	390,345	202,593	46,752	249,345	102,410	742,100
租税公課	0	0	0	0	7,757,800	7,757,800
負担金支出	132,237	47,759	14,192	61,951	31,088	225,276
委託費	60,150,090	42,559,026	7,717,370	50,276,396	3,064,250	113,490,736
経常費用計	162,299,060	75,239,350	15,570,288	90,809,638	23,861,786	276,970,484
当期経常増減額	△ 9,020,033	19,714,831	△ 6,088,537	13,626,294	0	4,606,261
経常外増減の部	0	0	0	0	0	0
経常外収益	0	0	0	0	0	0
経常外費用	0	0	0	0	0	0
他会計振替額	6,813,147	△ 9,857,416	3,044,269	△ 6,813,147		0
当期一般正味財産増減額	△ 2,206,886	9,857,415	△ 3,044,268	6,813,147	0	4,606,261
一般正味財産期首残高	△ 37,934,655	39,125,742	16,278,264	55,404,006	0	17,469,351
一般正味財産期末残高	△ 40,141,541	48,983,157	13,233,996	62,217,153	0	22,075,612
指定正味財産増減額	0	0	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0	30,000,000	30,000,000
指定正味財産期末残高	0	0	0	0	30,000,000	30,000,000
正味財産期末残高	△ 40,141,541	48,983,157	13,233,996	62,217,153	30,000,000	52,075,612

# 平成29年度 貸借対照表

公益財団法人都市文化振興財団

平成30年3月31日現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
<b>I 資産の部</b>			
1. 流動資産			
現金預金	63,786,154	41,049,880	22,736,274
未収金	2,282,326	899,164	1,383,162
前払金	4,928	179,586	
仮払金	0	0	0
立替金	0	0	0
流動資産合計	66,073,408	42,128,630	23,944,778
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
基本財産引当預金	30,000,000	30,000,000	0
基本財産合計	30,000,000	30,000,000	0
固定資産合計	30,000,000	30,000,000	0
<b>資産合計</b>	<b>96,073,408</b>	<b>72,128,630</b>	<b>23,944,778</b>
<b>II 負債の部</b>			
1. 流動負債			
未払金	19,270,173	12,224,108	7,046,065
前受金	11,773,079	11,518,129	254,950
預り金	12,954,544	908,042	12,046,502
仮受金	0	9,000	△ 9,000
流動負債合計	43,997,796	24,659,279	19,338,517
<b>負債合計</b>	<b>43,997,796</b>	<b>24,659,279</b>	<b>19,338,517</b>
<b>III 正味財産の部</b>			0
1. 指定正味財産	30,000,000	30,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	( 30,000,000 )	( 30,000,000 )	( 0 )
2. 一般正味財産	22,075,612	17,469,351	4,606,261
(うち基本財産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
(うち特定資産への充当額)	( 0 )	( 0 )	( 0 )
<b>正味財産合計</b>	<b>52,075,612</b>	<b>47,469,351</b>	<b>4,606,261</b>
<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>96,073,408</b>	<b>72,128,630</b>	<b>23,944,778</b>

# 決 算 報 告 書

---

(第 21 期)

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

宮崎県音響照明舞台事業協同組合

宮崎市大字本郷北方2753番地5

電話：0985 - 51 - 9703

## 貸借対照表

平成30年 3月31日 現在

宮崎県音響照明舞台事業協同組合

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流動資産】</b>	28,591,105	<b>【流動負債】</b>	24,274,708
現 金	22,225	買 掛 金	23,868,096
預 金	3,241,650	未 払 法 人 税 等	71,000
売 掛 金	24,789,670	未 払 消 費 税	63,100
前 払 費 用	537,560	未 払 費 用	270,000
<b>【固定資産】</b>	49,800	預 り 金	2,512
<b>【無形固定資産】</b>	29,800	負 債 の 部 合 計	24,274,708
電 話 加 入 権	29,800	純 資 産 の 部	
<b>【投資その他の資産】</b>	20,000	<b>【株主資本】</b>	4,366,197
出 資 金	20,000	資 本 金	1,050,000
		利 益 剰 余 金	3,316,197
		利 益 準 備 金	1,015,000
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,301,197
		特 別 積 立 金	1,695,000
		教 育 情 報 繰 越 金	1,909,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	-1,302,803
		(うち当期純利益金額)	121,292
		純 資 産 の 部 合 計	4,366,197
<b>資 産 の 部 合 計</b>	<b>28,640,905</b>	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>28,640,905</b>

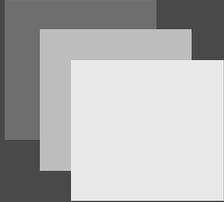
## 損 益 計 算 書

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

宮崎県音響照明舞台事業協同組合

(単位： 円)

科 目	金 額	
<b>【売上高】</b>		
売 上 高	126,128,265	
賦 課 金 収 入	120,000	
売 上 高 合 計		126,248,265
<b>【売上原価】</b>		
外 注 費	119,247,693	
合 計	119,247,693	
売 上 原 価		119,247,693
売 上 総 利 益 金 額		7,000,572
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		
販売費及び一般管理費合計		6,867,767
営 業 利 益 金 額		132,805
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	52	
受 取 配 当 金	239	
雑 収 入	134,196	
営 業 外 収 益 合 計		134,487
<b>【営業外費用】</b>		
貸 倒 損 失	75,000	
営 業 外 費 用 合 計		75,000
経 常 利 益 金 額		192,292
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		192,292
法 人 税 等		71,000
当 期 純 利 益 金 額		121,292



都城市総合文化ホール  
第5期指定管理者選定

# 事業計画書

概要版

都城市文化振興財団・舞台事業組合共同事業体

# 1 はじめに

## ■総合文化ホールの管理運営基本方針

都城市総合文化ホールは、ハード・ソフト両面で特殊性を有し、高度な専門性を求められる施設です。地域文化の水準向上と新たな芸術文化の創造が求められる今日、「文化のまちづくり」の拠点施設として管理運営するため、市民・市民団体・専門家・企業・行政の協働による「生きた施設づくり」が必要です。私たちは、能力を活用し、地域住民に対して多様な芸術文化活動を推進するとともに、個性豊かな文化の創造と潤いのある「文化のまちづくり」を進め、もって地域福祉の一層の推進を図ってまいります。これまでの第4期事業計画の反省と見直しを行い、第5期の指定管理に向けた「基本方針」を定めます。

- 市民の平等な利用の確保に努めます
- 施設の効用を最大限に発揮します
- 経済的な管理運営を図ります
- 安定的な管理運営を行います

## 2 .市民の平等な利用の確保に努めます

### (1) 管理運営の評価と成果目標

#### ■セルフモニタリングの充実と成果目標

私たちは、ホールで開催する文化振興事業にご来館されるお客様にアンケートを実施しています。

これらのアンケート結果をまとめ、お客様のホールに求められる公演企画やそれらの情報を得る広報媒体の検討やホール職員のお客様へのおもてなし改善に活かしております。

また、創作棟・ホールをはじめ施設を利用されたお客様にも、「お客様ご利用アンケート回収BOX」を数カ所設置し、施設を利用された際の満足度や施設や備品の使い心地やホール職員の利用支援がお客様のニーズに込えているかを評価する手段としています。アンケート結果は、日報及び事業報告書を作成し、市に報告します。

これは、指定管理者としての経営の健全化、職員の意識改革を図ることを目的に導入しました。引き続き工夫を重ね、より良いサービスの追求や事業の改善などに取り組みます。

#### 【成果目標】

アンケートの分析結果数値を、今後のホール利用満足度達成目標として、数値化して、以下の目標達成に向け、努力と改善を進めます。

- 公演ごとのアンケート回収率 ～ 30% 以上 とします
- 公演ごとのお客様の満足度 ～「満足」の評価を 85% 以上 とします

## (2) 市民の平等な利用の確保のための具体的な取り組み

利用者に説明責任を果たせる運用規程を整備し、市民のだれもが安心して利用できる施設運営を行います。

### ① 関係法令に基づく運用規程等の整備

- ◆ 都城市総合文化ホール条例、同条例施行規則等のほか、関係法令に基づき作成した運用規程、利用担当マニュアル、施設利用案内を遵守し、平等な利用を確保します。
- ◆ 利用希望日に複数の申し込みがある場合、公正に抽選を行い、公平な利用を確保します。

### ② ユニバーサルサービスの提供

- ◆ 年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、誰もが心から楽しめる使いやすい環境づくりを目指します。
- ◆ 分かりやすい説明や案内表示に努めるとともに、催事開催時においては、障がい者駐車場を既設の場所以外に臨時的に確保するほか、車椅子など補助備品等の適切な配置、優先入場などにより、きめ細かな対応を行います。
- ◆ 小さなお子様連れのお客様には、託児サービスの提供を行います（保育士登録制度有）。

## 3. 施設の効用を最大限に発揮します

### (1) 利用の促進に関すること

#### ① 利用者のニーズ対応

##### (ア) ニーズ把握の手段

#### ● お客様ご利用アンケート BOX、ホームページお問い合わせフォーム設置

誰でも気軽に声を寄せていただけるように、お客様ご利用アンケート BOX を館内に数か所設置するとともに、ホームページでもお問い合わせフォームを設置し、お客様が気軽に意見を投稿できるようにします。



#### ● 文化振興事業アンケート

文化振興事業来場者を対象にアンケート調査を実施し、利用者のニーズを把握し、分析した結果を次回の事業・施設運営に反映させます。

## (イ) ニーズ対応の実績

### 大ホール2階客席の勾配がきつくて怖い

来場者が安全に、安心して客席まで行けるよう、客席内の壁側通路に手すりを設置しました。(平成28年度～)

### 希望する座席を予約したい(座席指定)

主催事業チケットの電話予約の際は、座席指定を可能にしました。(平成26年度～)

### インターネットでチケットを予約したい

新システムを導入し、インターネットで24時間、チケットを予約できるようにしました。(平成28年度～)

### 窓口でチケット購入の際、クレジットカードが使えるようにしてほしい

クレジットカード決済を可能にしました。(平成26年度～)

### 多目的トイレにユニバーサルシートを設置してほしい

ユニバーサルシートの代替として折りたたみベッドの貸し出しを開始しました。(平成28年度～)

### インターネットで施設予約が出来るようにしてほしい

窓口・FAXでのみ受け付けていましたが、インターネットでも施設空き状況照会・利用申請を可能にしました。(平成28年度～)

## ②利用者増のための工夫

### (ア) 広報・PR対策

ホールで行われる催事や施設利用に関する情報について、様々な広報媒体を有効に活用した広報活動を行います。さらに、都城志布志道路の開通は文化の道の整備と考え、より広範囲な広報を図り、鹿児島県をはじめ県外からの観客・利用者の獲得に努めます。

#### ホール広報誌

年4回発行しており、出演者・関係者のインタビュー記事をメインに制作し、事業について、より深く理解していただき興味を持ってもらうための重要なツールと位置付けています。広報誌には、貸館催事を含めた催事情報を掲載していますが、全ての催事を掲載する「催事カレンダー」とは区別しており、市民の文化活動を促進すると思われる文化公演をピックアップして掲載し、文化情報が一目で分かるよう工夫しています。

#### インターネット

フェイスブックやツイッター、LINEといったソーシャルネットワークサービスについては、計画的な情報発信を行っています。フェイスブックは若い世代からシニア層まで幅広い年齢層の利用者があり、ラインは圧倒的に若い世代が中心です。居住地に関わらず幅広い世代にアピールできるツールとして、更に、内容や発信方法について工夫を重ねていきたいと考えています。

#### 来場者プレゼント【新規】

新たな利用者増のための取り組みとして、「来場者プレゼント」を提案します。これは、フェイスブックのフォロワーになったり、ラインで友達申請して下さった方が、ご自身の誕生日に来館して下さると、オリジナルグッズをお渡しする、というものです。これにより、今後、ホールから発信する情報をSNSを通じて受け取ることとなりますので、チケット購入や施設利用など、何らかの来館に繋がるものと期待しています。

## (イ) 文化振興事業

### ◆文化芸術を取り巻く情勢の変化に対応して

平成 27 年 5 月に、内閣は「文化芸術の振興に関する基本的な方針(第 4 次基本方針)」の中で、文化芸術は社会的便益を有する公共財であること、そして、障害者や高齢者などにも社会参加の機会をひらく社会包摂の機能を有していることを示しました。

2020 年には「オリンピック・パラリンピック東京大会」を控え、同年、宮崎県下で開催される「第 35 回国民文化祭」「第 20 回全国障害者芸術・文化祭」の準備が進みつつあることも周知の通りです。

これらの情勢の変化を受け、開館以来、鑑賞事業、普及育成事業、創造事業、交流事業、情報事業の 5 つに分けてきた事業区分の見直しを図ります。

個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての人に芸術文化を通して社会参加の機会をひらき、文化のまちづくりに寄与していくことを念頭に置き、下記の 3 つを目的に文化振興事業を実施します。

#### ● 良質な公演を鑑賞する機会を提供すること

買取公演、共催公演、自主制作による公演等を行います。 → **公演鑑賞型事業**

#### ● より広い層の地域住民に舞台芸術に親しんでもらい、普及させること

ワークショップ、研修、講演会、鑑賞会等を行います。 → **普及啓発型事業**

#### ● 文化活動を通じて地域社会に貢献すること

福祉や観光、まちづくりなどの分野と連携したプログラムのほか、地域住民自らが出演したり企画や創作に参加する公演等を行います。 → **地域貢献型事業**

### ◆具体的な内容

#### 公演鑑賞型 事業

### 良質な公演を鑑賞する機会を 提供するために

#### ● 地域住民のニーズに基づき、地域に賑わいをもたらす公演を実施

有名アーティストのツアー公演など、集客性の高い公演を実施し、市内だけでなく市外からの来館者も増やして地域に賑わいをもたらします。

#### ● 公共ホールだからこそ取り組むべき公演を実施

芸術性や先進性が高い公演など、商業ベースでは取り組みにくいものでも、新たな価値観や世界観を提示出来るなど、意義があると捉えられる公演を実施します。

※普及啓発型と違って、地域性や時代性を考慮しますが、ある程度の収入を見込みます。

普及啓発型  
事業

より広い層の地域住民に  
舞台芸術に親しんでもらい、  
普及させるために

●学校などに出向き、子どもたちの想像力を育み、心が豊かになる機会を提供

地理的、経済的要因に左右されず、子どもたちに芸術文化を鑑賞あるいは体験する機会を提供するため、学校などに出向くアウトリーチプログラムを実施します。

●人が集まりやすいスペースなどで、気軽に芸術文化に触れられる機会を提供

市役所のロビーなど日常的な空間の中で気軽に芸術文化に触れ、親しめるプログラムを実施します。

●親子で楽しめる公演を実施

子どもたちの想像力を育み、親と子のコミュニケーションの機会にもなるような、親子向けの優れた公演を実施します。

※公演鑑賞型と違って、採算性よりも舞台芸術を普及させるという目的を重視します。

●安価で楽しめるホール公演を実施

音響、照明など環境が整ったホールでの鑑賞体験の素晴らしさを啓発するため、無料あるいは安価で楽しめる公演を実施します。

●芸術文化を実際に体験するワークショップを実施

表現の自由さなど芸術文化の楽しさを体験してもらい、その普及のきっかけとするためのワークショッププログラムを実施します。

●専門人材育成のための講座・研修等を実施

すでに芸術文化活動をしている地域住民に向けて、その専門性をさらに高める講座・研修等を実施します。

●地域の芸術文化に関する情報を発信

ホールで行われる公演の情報や、地域の芸術文化に関する情報などを、広報誌やホームページ、SNSなどで発信します。

●友の会組織の運営

ホールの応援団という位置づけで、開館から現在に至るまで、会員の皆様の要望や利便性に合わせてサービスを見直してきました。今後も内容を充実させ、更に多くの会員を獲得できるよう努めます。

個人会員

■MJチケットクラブ会員（有料会員）

年会費 1,000円。年 4回発行の広報誌の郵送、チケットの先行販売。

■MJウェブ会員（無料会員）

チケット先行販売。新たな顧客層の開拓のため平成 28年に新設。

法人会員

■メセナ会員・・・年会費 500,000円。チケットの先行販売や招待券の発行

■正会員・・・年会費 50,000円。チケットの先行販売や招待券の発行

■準会員・・・年会費 20,000円。チケットの先行販売等。


 地域貢献型  
事業

## 文化活動を通じて 地域社会に貢献するために

### ●福祉分野と連携したプログラムの実施

点字図書館の音訳ボランティア事業を当ホールの文化振興事業と位置付け、防音の環境が整ったラジオスタジオを無償で貸し出し、録音作業に使っていただいています。さらに、平成 29 年 9 月に社会福祉協議会と包括連携協定を締結したことで、今後はより一層連携を深め、協働による事業にも取り組んでまいります。

### ●観光や商業、まちづくり分野等と連携したプログラムの実施

おかげ祭り振興会、ときわ通り会とそれぞれに連携した展示事業、ホールのにぎわいづくりのための展示販売事業、都城国際交流協会と連携した異文化交流の場として展示発表公演を実施しています。今後も新たに組み入れるプログラムや連携先を探り、実施を検討してまいります。

### ●他の劇場や専門機関と連携したプログラムの実施

宮崎県立芸術劇場と連携して、幼稚園や高齢者施設向けに音楽アウトリーチプログラムを実施しています。今後も新たに組み入れるプログラムや連携先を探り、実施を検討してまいります。

### ●地域の文化団体等と連携したプログラムの実施

都城芸術文化協会と「都城市総合文化祭」、都城市民俗芸能保存連合会と「都城市民俗芸能祭」、都城音楽協会と「盆地の音楽家シリーズ」など、地域の文化団体等と連携し、地域資源を活用する公演プログラムを実施します。

### ●住民参加型で新たな舞台芸術公演を制作

演劇やダンス、音楽など舞台芸術において、地域住民自らが出演したり企画や創作に参加できる公演の制作を行います。

### ●ホールサポートスタッフ

有償ボランティアであるホールサポートスタッフは、ホールが独自に持つ組織で、チケットもぎりや座席までの案内などの表回り業務を担い、文化振興事業には欠かせない存在です。

改めて、地域貢献型事業に位置付けし、より良い公演運営について共に考え取り組む、市民との協働の場の維持確保に努めます。

### ●文化講演会を実施

心の豊かさやゆとりに価値を認め、日々の暮らしに生きがいやふれあいを求める地域住民がさらに増えるよう、専門家を招いて講演会を実施します。

【成果目標】

文化振興事業の実施計画は、以下の通り、達成目標を設定します。

平成 31年度～35年度までの区分毎の事業数及び実施回数

		基準値 29年度見込	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度
公演鑑賞型	事業数	11	12	12	12	12	12
	回数	11	12	12	12	12	12
普及啓発型	事業数	17	12	12	12	12	12
	回数	105	116	116	117	117	118
地域貢献型	事業数	12	15	16	15	16	15
	回数	73	91	96	97	100	101
合計	事業数	40	39	40	39	40	39
	回数	189	219	224	226	229	231

地域団体との連携を深め、地域課題の解決に貢献する鑑賞及び体験プログラムの実施回数を増やします。この取り組みはホールへの関心を高め、長期的には利用者増、観客増に繋がるものと考えます。

## (2) サービス・利便性の維持向上を図るための方法

### (ア) 適切な利用料金の提案

ホール棟は、入場料金によって施設利用料金を定めており、舞台上で練習する場合は本番より安価な金額設定にするなど、利用内容に合わせた料金設定をしています。

創作練習棟は、個人的な利用の場合には、基本施設利用料金の3分の1の料金で施設を利用することができるため、団体以外にも、個人練習やサークル活動など多くの方にご利用いただいています。

また、全ての利用者に向けた割引サービスとして、ホールでリハーサル（練習・設営）する場合に施設料金が半額となる「リハーサル割」、ホール利用の際に荷物だけ置いて人員を要さない場合に、施設料金が8割引になる「舞台2割」という料金設定をしています。

地域で活躍する利用者の負担を軽減する減免や割引料金は、その活動環境を支援し、文化振興に繋がると考えます。

### (イ) さまざまなサービス

お客様に特別な感動を届けられる空間づくりを心掛けるとともに、気軽に親しみをもって利用していただけるよう、充実したサービスを提供します。

#### ● 快適な鑑賞のためのサービス

高齢者や体の不自由な方のために、車椅子の貸し出し、窓口での筆談メモ対応を行っています。さらに、来館される方がコンサートなどで快適に過ごしていただけるように、次のような貸し出しサービスを行っています。

- ・補聴器（保証料 1,000 円/1 回）
  - ・オペラグラス（利用料 300 円/1 回、保証料 1,000 円）
  - ・補助クッション（無償）
- ※保証料は、使用後に返却します。

●館内表示物の充実

館内の各施設や設備の場所、手伝いが必要な場合の案内を各所に掲示し、初めて来られた方でも分かり易いよう、案内表示を常に考案しています。

●シャトルバス運行

文化振興事業時に来館者の負担を軽減するため、シャトルバスを借り上げて、第 2 駐車場からホールまで往復送迎します。(来館者多数と予想される場合)

●駐車場混雑の軽減対策

都城市シルバー人材センターに駐車場整理を委託し、初めて来た人でもスムーズに駐車場をご利用いただけるよう案内誘導を行い、混雑の軽減を図ります。

●横断歩道を安全に横断していただくための支援

第 4 駐車場とホールの間にある横断歩道を、来館者が安全に渡れるように、警備会社へ委託し、安全な道路横断を支援します。(来館者多数と予想される場合)

●外国語のホール案内パンフレット作成・設置〔新規〕

外国人の方が利用しやすいように、外国語対応の施設パンフレットを作成し、設置します。

●施設利用者の駐車場利用料金無料サービス

施設の利用、チケット予約、公演鑑賞等で来館された方は、利用時間分を無料とします。

●学生限定！創作練習棟利用ポイントカードの発行〔新規〕

創作練習棟を利用される学生のお客様に、ポイントカードを発行します。ポイントが貯まると、設備利用料金を 1 回分無料にします。

●託児サービス

文化振興事業時に未就学のお子様をお預かりするサービスを設置します。  
(子ども一人につき 1,000 円。2 人目以降 500 円。公演の 2 週間前までに申し込み)

●窓口カウンターの装飾

窓口をフラワーペーパー等で飾りつけしたり、季節行事に合わせた装飾をして、来館者が楽しめるよう工夫します

【成果目標】

利用促進やサービス・利便性の維持向上を図るための様々な方策により、ホールの年間利用者数（貸館・文化振興事業の来場者を含む）を増やすべく、下記のとおり設定します。(単位：人)

利用者数	基準値	31 年度	32 年度	33 年度	34 年度	35 年度
ホール棟	135,500	136,500	137,500	138,600	139,000	139,000
創作練習棟	51,200	51,200	51,300	51,400	51,500	51,600
合計	186,700	187,700	188,800	190,000	190,500	190,600

※基準値は、26 年度と 27 年度実績の平均により算出しました。



## (2) 職員の指導育成、研修体制

### ■人材育成計画

職員とのコミュニケーションを図り、意識的な動機づけ、組織との価値観の整合、組織課題の抽出に取り組むため、期首・期中・期末にヒアリングを実施します。

### ■研修計画

ホール職員のスキルアップを図り、指定管理者としてふさわしい人材を育成するため、外部の研修への派遣や、講師を招聘しての研修を実施します。

## (3) 危機管理対策

日常的な取り組みとしては、特に災害等発生時にお客様を安全に避難誘導するため、ホール利用団体に、事前打合せ時に避難経路図を用いた説明を行い、実際の避難誘導にも協力を求めます。文化振興事業においては、ホールサポートスタッフやアルバイトスタッフなども関わるため、当日の全体ミーティングで、避難誘導の基本的な行動や心構えを説明し備えています。

防災訓練は、規模や要因などを様々に想定した上で年に2回実施しています。ホールサポートスタッフも参加し、職員とともに防災のスキルアップと意識高揚の機会としています。

## (4) 個人情報保護、情報公開

都城市個人情報保護条例や、本財団で定めた個人情報保護規程及び特定個人情報取扱規程を、職員全員が遵守し、情報の保護・適正管理に努めます。

お客様には、個人情報収集の目的や利用方法を分かりやすく表示します。また、データの流出・漏えい及び滅失等の防止のため、不正アクセスの防止等、セキュリティを強化するとともに、職員の持ち出し・誤操作防止に努めます。

# 6. その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

## (1) 現在従事している非正規職員の雇用

当財団で勤務する非正規職員は、正職員と同様に当ホールのスタッフとして扱われており、すべての非正規職員が、お客様から親しく信頼いただき、ご相談を受けているのが現状です。

都城市総合文化ホールの安定的な管理運営を確立させるために、そのような優秀な人的資源を大切に育て、将来の当財団を担う人材となれるよう、努めてまいります。

## (2) 減免についての考え方

減免の規程は、利用者及び利用団体の負担を軽減することで、利用しやすい環境づくりを目指しています。

これらの減免措置は、当ホールの設置目的達成に大きく貢献しています。県内では、このような幅広い団体等に対して当ホールと同じ減免規程を持つ施設は、ほとんどありません。そのため、この規程は当ホールの特色にもなっています。この減免規程を維持しながら、さらなる利用促進に努めてまいります。

## 7. 公の施設を管理するにあたりアピール したいこと

### 指定管理者としての豊富な実績

平成 18 年、市民のみなさんが長らく待ち望んだ総合文化ホールが開館し、南九州の文化の拠点施設として歩み始めました。私たちは、平成 17 年 2 月に財団法人として出発し、平成 18 年に指定管理者としてご指定いただいてから、これまで 11 年間にわたり、管理・運営に携わってまいりました。この間、10 周年記念事業を始め、様々な事業を実施し、職員一丸となってノウハウを積み上げました。

### 様々な文化振興事業

私たちは、開館当初から地域の特性や人材を活用した舞台作品の創作、市民の参加を促す体験講座等を充実させ、実施してきました。鑑賞公演も、商業ベース偏重にならないよう、親子向けや芸術性の高い公演などを開催し、地域の文化振興と観客育成に努めてきました。地域の芸術文化団体との共催事業もその一つです。

### 文化振興行政の一翼を担う

私たちは、事業の企画やマネジメントなどのノウハウの蓄積により、市の文化振興事業の受け皿として、その一翼を担っています。

### 利用件数及び利用者数の増加

ホールは、平成 28 年度は 357 件と、ほぼ毎日、大・中ホールのいずれかが使われている状況になっています。創作練習棟は、利用件数が 3,422 件、利用者数は、過去最高だった 27 年度の 51,655 人を 7,000 人上回る、58,387 人を記録しました。

これは、文化ホールを南九州の文化の拠点として、利用者及び利用団体を増やすために、様々な企画、事業を実施してきた成果であり、認知度と利用のしやすさが広がった結果であると考えています。

### 友の会事業

開館以降、会員ニーズに合わせて特典を見直し、会員獲得に努めてきました。個人会員については、平成 24 年度に、特典をチケット先行販売に絞り、会費 2,500 円を 1,000 円に下げた以降、会員数がほぼ安定し、29 年度 9 月現在 1,400 人になっています（MJ チケットクラブ会員）。

また、28 年度には会費無料の MJ ウェブ会員を新設し、29 年 9 月現在 1,296 人が登録しているほか、法人会員数も、職員の営業活動によりこの 3 年で 7 社増え、30 社となっています。

今後も会員数増のため、公演ラインアップの PR、新たな特典の付加、営業活動などに努めます。

### 共同事業体

第 3 期指定管理からは、宮崎県音響照明舞台事業協同組合（MAST）との共同事業体となりました。このことにより、貸館による利用団体との打合せの際に、専門的な立場から様々な相談に対応し、アドバイスをしています。スタッフの高い技術力と、きめ細やかな対応が高い

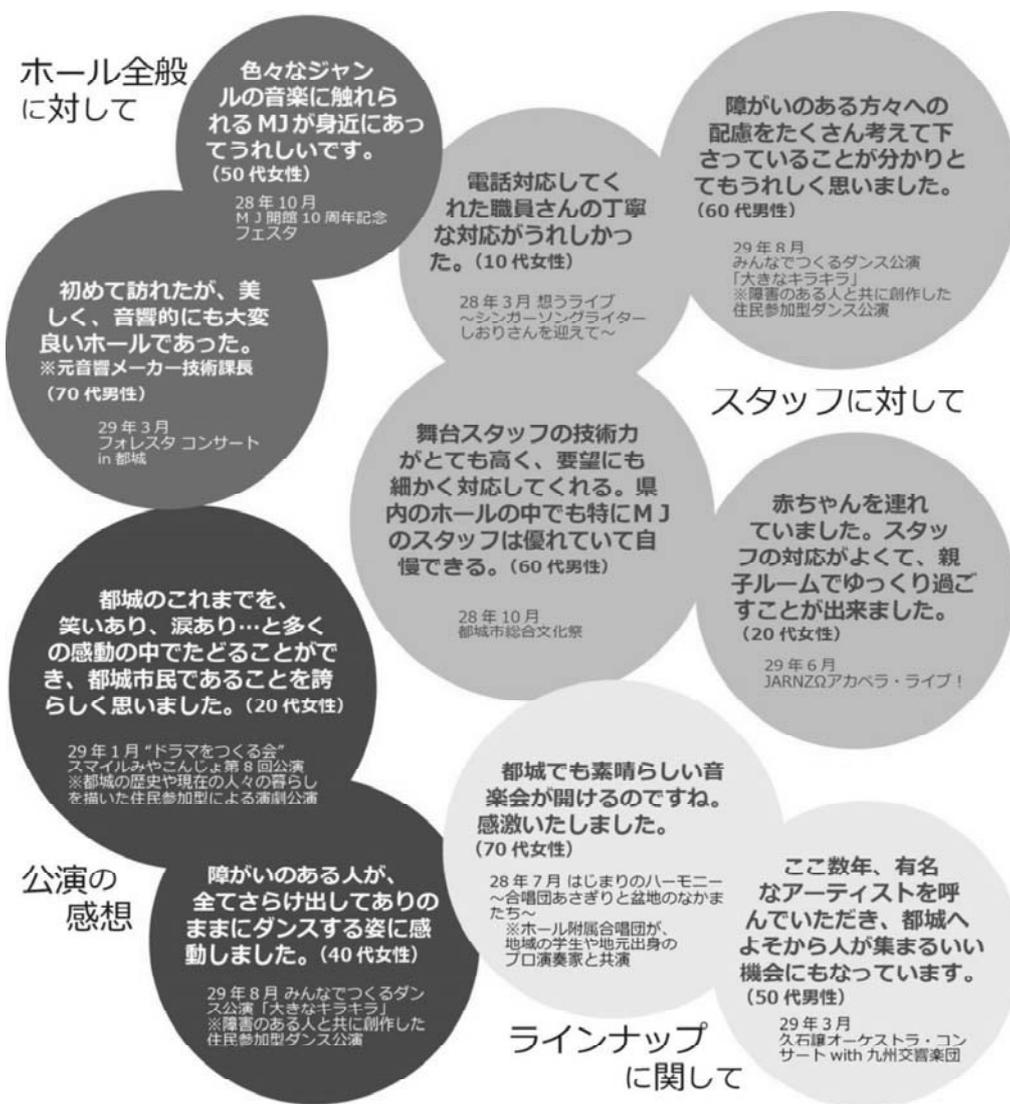
評価を得ており、利用団体の育成、指導にも大きく貢献しています。

また、舞台設備及び機構に関しては、専門技術者の立場から、機器の修繕、維持管理の意見を聞くことができ、メーカー主導になりがちな修繕計画にその意見を反映することができ、適切な計画を提案しています。これは、共同事業体となった大きな成果です。

MASTの職員が常駐していることで、財団職員との連携もスムーズです。催事の打合せや急な予定変更等にも即座に対応できます。災害等の危機管理の際の役割も担っていることで、ホールの管理運営の面で、他の団体と比べて非常に有利です。

## お客様の声

平成 27～29 年度上半期までの文化振興事業来場者アンケートより抜粋



来場者満足度	最高	最低	調査事業数
29年度(9月まで)	100%	90.7%	10事業
28年度	100%	91.4%	25事業
27年度	100%	87.9%	21事業

◀ 来場者満足度は、来場者アンケートの質問項目「本日の内容」において、上位2つの「とても満足」「まあ満足」を選んだ人の割合を求めたものです。



## 都城市山田元気な高齢者健康増進センター指定管理者候補者選定の概要

都城市山田元気な高齢者健康増進センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

都城ぼんち地域振興株式会社

#### (2) 代表者名

代表取締役 鬼束 勲

#### (3) 所在地

都城市高城町石山4195番地

#### (4) 設立年月日

平成12年2月15日（平成30年4月1日合併により名称変更）

#### (5) 従業員数

正社員88人 その他社員168人 計256人

#### (6) 業務内容

- ①健康増進施設の管理運営業務の受託（青井岳荘、観音さくらの里、かかしの里ゆぼっぼ、山田温泉、ラスパ高崎）
- ②公園施設の管理運営業務の受託（プール、パークゴルフ場、遊具、ガラススキー等）
- ③農業振興施設の管理運営業務の受託
- ④地域振興施設の管理運営業務の受託
- ⑤地場産業商品の企画・立案及び研究開発並びに販売
- ⑥食料品、酒類等の販売
- ⑦民芸品、観光土産品の製造販売
- ⑧食堂、レストランの経営
- ⑨観光案内業務
- ⑩各種催事の企画及び運営

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日（3年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
山田元気な高齢者健康増進センター (都城市山田町中霧島1912番地)	敷地面積：2,544 m <sup>2</sup> 延床面積：151.14 m <sup>2</sup>

#### (2) 業務概要

- ①都城市山田町公の施設条例(平成18年条例第66号)に規定する利用の許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関する業務並びに本施設及び本施設の設備の維持管理及び修理に関する業務
- ②都城市元気な高齢者健康増進事業実施要綱(平成18年度告示第94号)に規定する健康増進事業に関する業務
- ③上記のほか、施設等の管理及び運営に関する業務

### 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

### 5 選定結果の概要

#### (1) 公募の状況

##### ①申請団体数

1団体

##### ②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年6月6日

第1回選定委員会開催

平成30年6月11日～平成30年7月10日

募集(広報都城6月号、市ホームページへの掲載)

平成30年7月13日

現地説明会

平成30年8月30日～平成30年9月5日

再募集(市ホームページへの掲載)

平成30年9月18日

申請書類受付

平成30年10月17日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

平成30年10月18日

選定結果報告

#### (2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人

	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

### (3) 選定理由

平成30年10月17日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で都城ぼんち地域振興株式会社が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を十分認識しており、自立した高齢者に対する福祉サービスの提供及び健康増進に向けた管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・利用者の要望に即した事業運営や利便性向上のための施設内の環境整備など具体的な提案がされており、施設の利用促進やサービス向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した提案であり、隣接する山田温泉交流センターとも連携することで、より効果的かつ効率的な業務執行が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・市の温泉施設や運動施設等の管理運営においても良好な運営実績があり、経営ノウハウを備え、安定した管理運営が期待できること。
- ・適正な人員を配置し、定期的な研修会への参加による職員のスキルアップと資質向上が提案されており、健康増進事業の的確な推進が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・全世代対応型包括ケアシステム構築等に関わる意欲も高く、高齢者の居場所づくりの模範にも成り得ることが期待できること。

### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、健康増進事業により、利用者が介護を要する状態となることを予防する取り組みに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・地域課題の解決に向け、自治体、社協、地域包括支援センター、NPO等との協働により、企業としての特性を発揮できると期待できる。

### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		都城ぼんち地域振興株式会社				
1. 市民の平等な利用が確保されていること	150	123		管理運営方針等	20	市の管理方針を認識しているか、 公の施設の設置目的を理解しているか。 申請団体の経営モラルは適切か。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込について平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	200	150		利用の促進 サービス・利便性の維持向上	20	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策の提案がされているか。 関係団体や地域住民との連携、交流についての提案がなされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理について、的確な実施計画が提案されているか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 事業計画の内容が、管理経費の節減が図られるものであること	75	59		経費節減・経費配分	15	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。 具体的な管理業務の効率化の提案がされているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	325	253		物的能力 人的能力	25	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用者及び利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民等との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮、利用状況の把握
5. その他公の施設を管理させるに当たり必要基準	75	56		その他	15	利用者が介護を要する状態となることを予防するための取組が提案されているか。 利用者の急病や怪我等の発生時の行動指針が立てられているか。
合計	825	641			165	
(参考)：提案金額		9,426千円		(平成31年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 都城ぼんち地域振興株式会社

希望する施設名 都城市山田元気な高齢者健康増進センター

主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額 (単位:千円)
H27 ～ H29	指定管理受託 (株式会社レイク観音) 高城健康増進センター施設(観音さくらの里)、高城ふれあいセンター、子ども村プール、キャンプ場、オートキャンプ場、いきいきふれあいランド、緑地・樹木及び植栽、高城竹楽のおサト等	公の施設の管理運営 (都城市)	年額 68,009(H27) 69,909(H28) 68,009(H29)
H27 ～ H29	指定管理受託 (青井岳温泉株式会社) 総合交流活性化センター(青井岳荘)、青井岳会館、滝水亭、青井岳自然公園、青井岳キャンプ場等	公の施設の管理運営 (都城市)	0
H27 ～ H29	指定管理受託 (株式会社くえびこ山田) 山田総合交流ターミナル複合施設(ゆぼっぼ)、山田温泉交流センター、山田パークゴルフ場、山田かかしの里流れるプール、山田活性化センター、山田農村婦人の家、一堂ヶ丘公園、山田体育館、山田第1運動公園等	公の施設の管理運営 (都城市)	年額 30,003(H27) 30,003(H28) 30,003(H29)
H27 ～ H29	指定管理受託 (高崎町星の郷産業株式会社) 温泉交流センター(ラスパ高崎)、温水プール、パークゴルフ場、たちばな天文台、たちばな北斗ハウス、RVパーク、高崎総合公園、高崎大牟田地区体育館等	公の施設の管理運営 (都城市)	年額 71,498(H27) 77,859(H28) 83,524(H29)

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額 (単位:千円)
2018 ～ (2022)	指定管理受託 (高城事業所) 高城健康増進センター施設(観音さくらの里)、高城ふれあいセンター、子ども村プール、キャンプ場、オートキャンプ場、いきいきふれあいランド、緑地・樹木及び植栽、高城竹楽のおサト等	公の施設の管理運営 (都城市)	年額 89,054
2018 ～ (2022)	指定管理受託 (山之口事業所) 総合交流活性化センター(青井岳荘)、青井岳会館、滝水亭、青井岳自然公園・青井岳キャンプ場等	公の施設の管理運営 (都城市)	0
2018 ～ (2022)	指定管理受託 (山田事業所) 山田総合交流ターミナル複合施設(ゆぼっぼ)、山田温泉交流センター、山田パークゴルフ場、山田かかしの里流れるプール、山田活性化センター、山田農村婦人の家、一堂ヶ丘公園、山田体育館、山田第1運動公園等	公の施設の管理運営 (都城市)	年額 37,740
2018 ～ (2022)	指定管理受託 (高崎事業所) 温泉交流センター(ラスパ高崎)、温水プール、パークゴルフ場、たちばな天文台、たちばな北斗ハウス、RVパーク、高崎総合公園、高崎大牟田地区体育館等	公の施設の管理運営 (都城市)	年額 81,101
合 計			207,895

# 決 算 報 告 書

---

(第 19 期)

自 平成 29 年 4 月 1 日  
至 平成 30 年 3 月 31 日

都城ほんち地域振興株式会社

宮崎県都城市高城町石山 4 1 9 5 番地

## 貸借対照表

都城ほんち地域振興株式会社

平成30年 3月31日 現在

単位：円

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>【流 動 資 産】</b>	<b>【 84,156,044】</b>	<b>【流 動 負 債】</b>	<b>【 43,405,208】</b>
現 金	4,517,981	買 掛 金	835,289
預 金	54,471,914	未 払 金	4,000,000
売 掛 金	518	未 払 費 用	30,190,672
商 品	1,207,887	未 払 法 人 税 等	91,300
貯 蔵 品	5,074,897	預 り 金	772,840
立 替 金	7,080	仮 受 金	4,752,507
仮 払 金	63,679	未 払 消 費 税	2,762,600
未 収 入 金	18,004,388	<b>負 債 合 計</b>	<b>43,405,208</b>
未 収 法 人 税	807,700		
<b>【固 定 資 産】</b>	<b>【 7,445,055】</b>		
(有 形 固 定 資 産)	( 6,105,692)	<b>純 資 産 の 部</b>	
建 物 附 属 設 備	1,842,932	<b>【株 主 資 本】</b>	<b>【 48,195,891】</b>
構 築 物	120,832	資 本 金	23,550,000
機 械 装 置	313,910	(利 益 剰 余 金)	( 33,395,891)
車 両 運 搬 具	2	そ の 他 利 益 剰 余 金	33,395,891
工 具 器 具 備 品	3,828,016	繰 越 利 益 剰 余 金	33,395,891
(無 形 固 定 資 産)	( 1,339,363)	自 己 株 式	48,750,000
ソ フ ト ウ ェ ア 費	1,339,363	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>48,195,891</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>91,601,099</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>91,601,099</b>

# 損益計算書

都城ぼんち地域振興株式会社

自 平成29年 4月 1日

至 平成30年 3月31日

単位：円

科 目	金 額	
<b>【売 上 高】</b>		
売 上 高	4,182,186	
売上高（売店）	16,816,266	
売上高（温泉）	98,244,926	
売上高（公園）	33,598,273	
売上高（番台）	1,370,450	
売上高（ふれセン）	25,516,153	
売上高（公園・工事）	15,278,620	
売上高（竹楽）	3,761,123	
施設使用料収入	173,470	
賃借料収入	660,000	
委託手数料	68,009,260	
受取手数料	6,365,765	273,976,492
<b>【売 上 原 価】</b>		
期首棚卸高	5,973,588	
仕 入 高	496,064	
売店仕入高	2,871,825	
番台仕入高	747,991	
子供村仕入高	711,591	
竹楽仕入高（幸の陶）	279,832	
＊ ＊ 合 計 ＊ ＊	11,080,891	
期末棚卸高	△6,282,784	4,798,107
<b>売上総利益金額</b>		<b>269,178,385</b>
<b>【販売費及び一般管理費】</b>		<b>272,461,319</b>
<b>営業損失金額</b>		<b>△3,282,934</b>
<b>【営業外収益】</b>		
受 取 利 息	6,359	
雑 収 入	245,818	252,177
<b>【営業外費用】</b>		
雑 損 失		23,628
<b>経常損失金額</b>		<b>△3,054,385</b>
<b>【特別利益】</b>		
前期損益修正益		4,548,500
<b>税引前当期純利益金額</b>		<b>1,494,115</b>
法人税、住民税及び事業税		182,500
<b>当期純利益金額</b>		<b>1,311,615</b>



## 貸借対照表

青井岳温泉 株式会社

平成30年 3月31日 現在

### ( 資 産 の 部 )

#### 【流 動 資 産】

現		金			3,786,863
預		金			32,918,158
売	掛	金			55,550
商		品			1,535,331
貯	蔵	品			476,342
立	替	金			24,700
仮	払	金			312,947
未	収	入	金		891,527
貸	倒	引	当	金	45,000

流動資産合計

39,996,408

#### 【固 定 資 産】

##### (有形固定資産)

建		物			662,135
建	物	附	属	設	198,042
構		築		物	148,972
機	械	装		置	29,082
車	両	運		搬	2
工	具	器	具	備	362,280
リ	ー	ス		資	4,347,700

有形固定資産合計

5,748,213

##### (投資その他の資産)

損	害	賠	償	請	求	権		12,445,000
貸	倒	引	当	金				474,000

投資その他の資産合計

12,371,000

固定資産合計

18,119,213

資 産 合 計

58,115,621

### ( 負 債 の 部 )

#### 【流 動 負 債】

買	掛	金			9,001,617
未	払	金			4,689,856
未	払	費	用		10,764,567
未	払	法	人	税	71,000
未	払	消	費	税	2,151,800
預	り	金			1,412,330
仮	受	金			7,160

リース債務	1,206,963	
流動負債合計		29,305,293
【固定負債】		
長期未払金	161,568	
長期リース債務	3,479,544	
固定負債合計		3,641,112
負債合計		32,946,405
(純資産の部)		
【株主資本】		
資本金		10,000,000
(利益剰余金)		
その他利益剰余金	15,169,216	
繰越利益剰余金	15,169,216	
利益剰余金合計		15,169,216
株主資本合計		25,169,216
純資産合計		25,169,216
負債・純資産合計		58,115,621

**損益計算書**

青井岳温泉 株式会社

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

【売 上 高】			
温 泉 売 上		98,779,903	
レ ス ト ラ ン 売 上		92,989,743	
売 店 売 上		76,039,752	
温 泉 施 設 宿 泊 売 上		11,147,036	
温 泉 施 設 外 宿 泊 売 上		1,548,516	
賃 貸 料 収 入		1,200,473	
そ の 他 収 入		9,252,949	290,958,372
【売 上 原 価】			
期 首 棚 卸 高		1,739,924	
仕 入 高		93,397,052	
期 末 棚 卸 高		△1,535,331	93,601,645
売 上 総 利 益 金 額			197,356,727

【販売費及び一般管理費】

役 員 報 酬		2,920,000
給 与 手 当		38,978,457
雑 給 与		43,660,553
賞 与 費		9,275,550
法 定 福 利 生 活 費		13,305,414
福 利 交 通 費		2,510,020
旅 交 信 通 費		72,228
通 交 際 待 費		701,678
交 際 接 待 費		72,610
寄 附 金 費		43,000
減 価 償 却 費		1,027,232
賃 借 料 費		85,040
保 険 料 費		373,680
修 繕 費		2,758,236
水 道 光 熱 費		19,315,481
燃 料 費		14,856,893
消 耗 品 費		3,937,027
租 税 課 費		214,237
運 賃 費		11,008
衛 生 費		1,839,448
事 務 用 品 費		187,521
広 告 宣 伝 費		578,648
支 払 手 数 料 費		965,735
諸 費		156,778

新聞図書費	127,224	
貸倒引当金繰入額	79,000	
管理費	21,482,163	
サービス費	3,213,651	
車両費	2,722,445	
販売促進費	11,536,632	
雑費	801,122	197,808,711
		<hr/>
営業損失金額		4451,984
【営業外収益】		
受取利息	251	
雑収入	859,805	860,056
		<hr/>
【営業外費用】		
雑損失		20,217
		<hr/>
経常利益金額		387,855
【特別利益】		
貸倒引当金戻入益		82,000
		<hr/>
税引前当期純利益金額		469,855
法人税、住民税及び事業税		71,000
		<hr/>
当期純利益金額		398,855
		<hr/> <hr/>

# 決 算 報 告 書

( 第 21 期 )

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

株式会社 くえびこ山田

都城市山田町中霧島3340番地2

# 貸 借 対 照 表

株式会社 くえびこ山田

平成30年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	円		円
I【流動資産】	71,511,409】	I【流動負債】	43,850,738】
現金	2,027,000	買掛金	13,431,840
普通預金	47,155,225	未払金	29,539,600
固定性預金	11,561,951	未払法人税等	101,300
売掛金	4,685,885	前受金	108,095
棚卸資産	5,917,493	預り金	669,903
前払費用	148,405		
未収入金	15,450	II【固定負債】	3,924,072】
		長期リース未払金	3,924,072
II【固定資産】	7,014,413】		
1【有形固定資産】	6,954,413】	負債合計	47,774,810
建物	1,649,654		
建物附属設備	139,746	純 資 産 の 部	
構築物	5		円
車両運搬具	731,143	I【株主資本】	30,751,012】
器具備品	4,433,865	1 資本金	11,550,000
2【投資その他の資産】	60,000】	2【利益剰余金】	19,201,012】
保証金	60,000	(その他利益剰余金)	19,201,012)
		繰越利益剰余金	19,201,012
		純資産合計	30,751,012
資産合計	78,525,822	負債・純資産合計	78,525,822

# 損 益 計 算 書

株式会社 くえびこ山田

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

科 目	金 額	
		円
<b>I 【売 上 高】</b>		
サービス売上	238,380,485	
物品販売売上	188,368,688	
管理運営受託料	30,003,000	456,752,173
<b>II 【売 上 原 価】</b>		
期首商品棚卸高	2,828,549	
商品仕入	107,713,655	
仕入振替	292,591	
仕入用度品	32,067,731	
期末商品棚卸高	2,807,014	140,095,512
売上総利益		316,656,661
<b>III 【販売費一般管理費】</b>		326,478,201
営業損失		9,821,540
<b>IV 【営業外収益】</b>		
受取利息	3,279	
雑収入	4,599,141	4,602,420
<b>V 【営業外費用】</b>		
雑損失	50,231	50,231
経常損失		5,269,351
税引前当期純損失		5,269,351
法人税、住民税及び事業税	101,300	101,300
当期純損失		5,370,651

決算報告書

(第 21 期)

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

高崎町星の郷総合産業株式会社

宮崎県都城市高崎町大牟田1332番地2

藤元康治税理士事務所

# 貸借対照表

高崎町星の郷総合産業株式会社

平成30年 3月31日現在

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
円		円	
I 【流動資産】	【 32,218,937 】	I 【流動負債】	【 15,043,261 】
現金	587,220	住民税預り金	59,100
未達現金温泉	1,134,075	買掛金	1,723,858
普通預金宮銀	10,471,826	未払費用	11,720,064
普通預金農協	73,387	社保預り金	1,298,088
定期預金	17,296,654	雇用保険預り金	221,123
売掛金	1,212,536	介護保険料預り金	56,584
商品	1,389,836	源泉預り金	△35,556
未収入金	52,293		
立替金	1,110		
		負債合計	15,043,261
		純資産の部	
		円	
II 【固定資産】	【 49,518 】	I 【株主資本】	【 17,225,194 】
1 【有形固定資産】	【 43,028 】	1 資本金	38,100,000
機械装置	43,024	2 【利益剰余金】	【 △20,874,806 】
車両運搬具	2	利益準備金	76,200
工具器具備品	2	(その他利益剰余金)	( △20,951,006 )
2 【投資その他の資産】	【 6,490 】	繰越利益剰余金	△20,951,006
リサイクル預託金	6,490		
		純資産合計	17,225,194
資産合計	32,268,455	負債・純資産合計	32,268,455

# 損 益 計 算 書

高崎町星の郷総合産業株式会社

自 平成29年 4月 1日  
至 平成30年 3月31日

科 目	金 額	円
<b>I 【 売 上 高 】</b>		
温 泉 売 上	40,267,526	
施 設 使 用 料 収 入	1,105,810	
温 泉 施 設 外 宿 泊 売 上	2,005,079	
売 店 売 上	23,575,306	
温 泉 施 設 宿 泊 売 上	16,629,890	
屋 内 プ ー ル 売 上	11,245,375	
パ ー ク ゴ ル フ 等 売 上	10,380,004	
レ ス ト ラ ン 売 上	27,246,919	
教 育 施 設 売 上	211,550	
指 定 管 理 料	83,523,714	216,191,173
<b>II 【 売 上 原 価 】</b>		
期 首 棚 卸 高	1,233,855	
商 品 仕 入 高	20,712,752	
仕 入 高 1	10,326,166	
期 末 棚 卸 高	1,389,836	30,882,937
売 上 総 利 益		185,308,236
<b>III 【 販 売 費 一 般 管 理 費 】</b>		
营 業 損 失		187,121,024
		1,812,788
<b>IV 【 营 業 外 収 益 】</b>		
受 取 利 息	4,525	
雑 収 益	1,537,043	1,541,568
経 常 損 失		271,220
税 引 前 当 期 純 損 失		271,220
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	182,500	182,500
当 期 純 損 失		453,720

# 事業計画書

申請団体名 都城ぼんち地域振興株式会社

希望する施設名 都城市山田元気な高齢者健康増進センター

健康寿命を伸ばすことは、高齢者にとっても社会にとっても一番の願いであり課題となっています。元気な高齢者がますます健康で生き生きと生活するためには、孤立せず、自立して生活する基盤を作ることが大事であります。

当施設は、健康増進・介護予防の拠点施設として設置されたものですが、当会社が管理運営する隣接の山田温泉交流センターを活用しながら、生活指導、健康体操やこけない体操等による機能維持向上活動、グラウンドゴルフやパークゴルフ等の生きがい・趣味活動、健康チェック等を実施し、利用者の身体と心の健康増進とともに健康意識の醸成を図ることで、より効果的な事業の推進をめざします。

## (1) 市民の平等な利用に関すること

### [管理運営方針]

都城市山田元気な高齢者健康増進センター(以下「健康の館」という。)指定管理業務仕様書の設置目的及び管理運営方針に基づき、適切な管理運営を行います。

当会社の経営理念は、「お客様第一」「安全・安心な管理運営」「地域力向上による地域振興」であります。したがって、管理運営にあたっては、施設利用者の安全を第一に、サービスの向上、経費の節減に努め、「健康の館」の設置目的である自立した高齢者に対する福祉サービスの提供及び健康増進に努めます。また、条例や施行規則、その他関係法令を遵守し、適切な管理運営を行います。

### [平等利用の確保]

公の施設であることを常に念頭において、元気な高齢者健康増進事業の周知を図り、「健康の館」の利用機会の均等及び創出に努めます。

[施設に係る相談や苦情等への対応]

利用者に対するアンケートやヒアリング調査を実施し、利用者の声に耳を傾け、管理運営の改善につなげます。

苦情等への対応については、内容を正確に把握したうえで、適正に対処するとともに再発防止策を講じます。

[環境への配慮]

節電・節水やごみ減量化、リサイクル等環境に配慮した取り組みに努めながら業務を実施します。

(2) 施設効用の発揮に関すること

[施設利用の促進]

月間利用計画及び年間利用計画を作成し、利用団体の日程調整を図ります。

利用団体の要望による休日開館や、送迎を伴わない個別利用者の受け入れについても可能な限り実施します。

また、各地区の公民館長会や高齢者クラブ等の会合において、元気な高齢者健康増進事業をPRするとともに、市広報や地区公民館だより、自治公民館報等への掲載を通じて利用者の増加を図ります。

グラウンドゴルフやパークゴルフなどを通じて、利用者同士や地域住民との交流促進を図ります。

[サービス・利便性の向上]

職員の接遇・マナーの向上を図り、笑顔で明るい接客に努めます。

「健康の館」の施設案内や器具の操作案内など分かりやすい表示により快適に安全に利用できる環境整備を行います。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

「健康の館」の指定管理業務にあたっては、元気な高齢者健康増進事業の成果を発揮することが求められており、有能な人材の確保が重要であります。そのため固定経費以外の大半は人件費にあて事業推進を図ります。

また、隣接する山田温泉交流センターを管理運営する職員と連携協力し、適正かつ効果的な業務執行を図ります。

徹底した清掃により施設内の清潔さを保持します。

施設や設備の日常点検を徹底することで早期に不具合箇所や修繕箇所を発見するとともに、浄化槽設備、消火設備、健康器具(ヘルストロン)については年1回専門業者による点検整備を実施し、安全性と快適性を確保し、修繕料等の節減に努めます。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

#### [組織体制]

施設の設置目的を達成するため仕様書に基づき、保健師(常勤)、看護師(常勤)、運転手(嘱託)を配置し、本社直轄とします。

そのほか高齢者健康増進事業を的確に推進するため、必要に応じてパート職員を雇用するとともに、他部署の職員との連携・協力体制を構築します。(別紙組織図のとおり)

#### [勤務体制]

勤務体制は、基本週休 2 日で、土日、祝祭日及び第三水曜日以外の 8 時 30 分から 17 時までの勤務とします。休日に開館する場合は、交代で対応します。

#### [責任体制]

施設管理者は保健師が務め、その補助的役割を主任として看護師が担います。利用者送迎の運転手は広場周辺の草刈り等維持管理業務を兼ねます。また防火管理者は、隣接する山田温泉交流センターの職員が兼務することで連携した効果的な運営に努めます。

#### [研修体制]

高齢者健康増進事業の的確な推進のため、各種研修会等への参加による職員のスキルアップを図ります。また利用者からの声を大事にし、健康相談等に細やかに対応します。

#### [危機管理]

危機管理事象が発生した場合は、現場での初動対応を的確に行うとともに、本社、市、関係機関に速やかに連絡し、判断を仰ぎます。

施設開放時に火災が発生した場合は、まずは利用者を安全に避難誘導し、至急、消防署及び本社、山田事業所に連絡します。また初期消火活動が可能な場合には、安全に留意しながら隣接する山田温泉交流センター職員と連携し、初期消火にあたります。

台風接近の恐れが強いと判断したときは、速やかに利用予定者に連絡し、施設を閉館します。新燃岳等噴火による被害の恐れがある場合は、至急避難誘導し、利用者の安全を確保します。

#### [個人情報保護]

個人情報保護については、施設管理者を特定個人情報等責任者に選任し、当社が定めた特定個人情報等取扱規程に基づき対応します。

関係法令を遵守し、個人情報の目的外使用の原則禁止、個人情報の厳格な管理、個人情報の持ち出し禁止を徹底します。

#### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

利用者が介護を要する状態にならないように、利用者自ら健康状況を把握し、介護予防活動に専念できるように徹底した健康チェックと指導を行います。

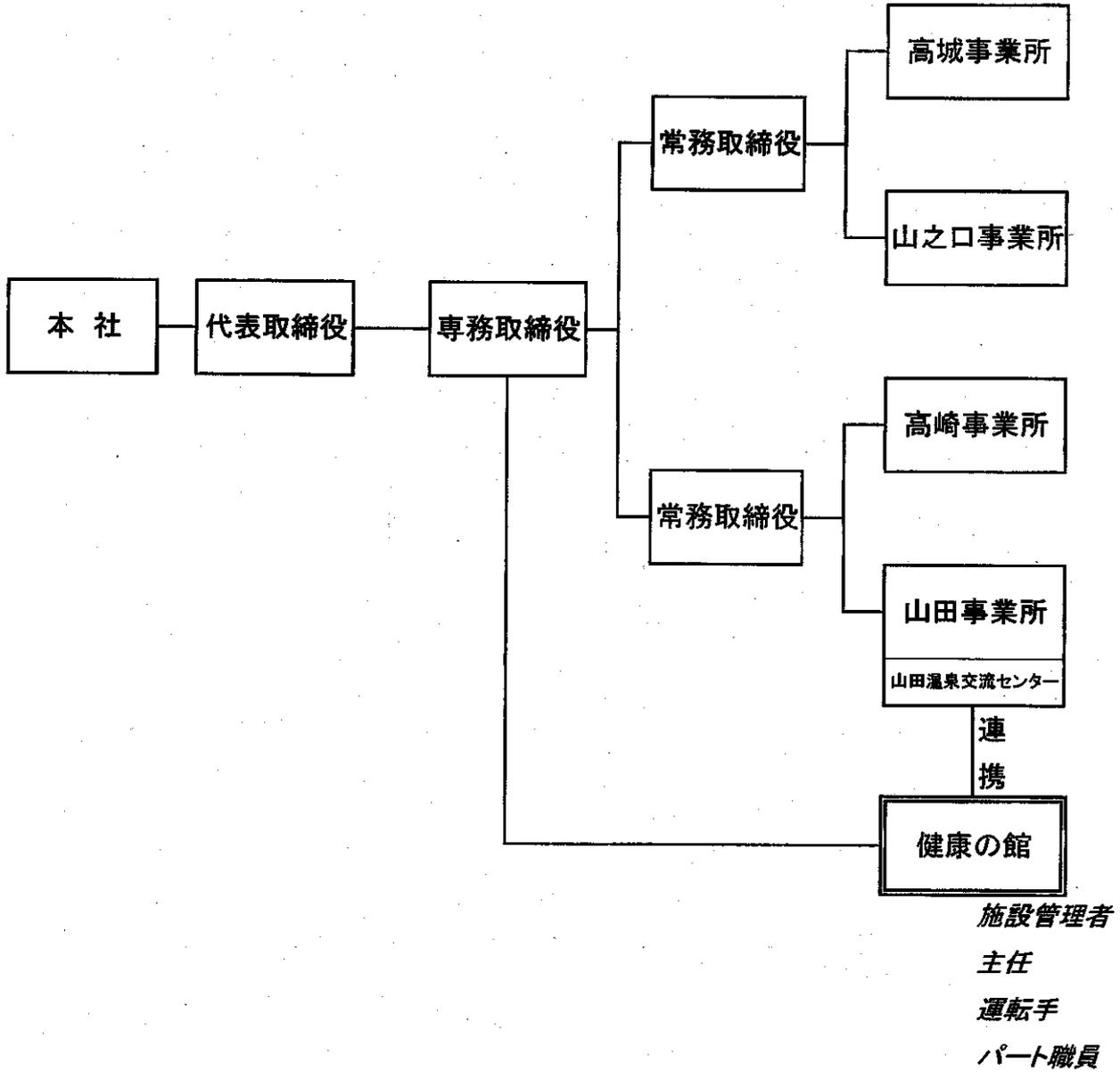
施設利用者が急病あるいは怪我をした場合には、応急措置を行うとともに、場合によっては救急車を呼び、医師の診断を仰ぎます。併せて至急家族等へ連絡します。

(6) 公の施設を管理するためにアピールすること

隣接する山田温泉交流センターは当社が指定管理している施設であり、連携して活用することで、元気な高齢者健康増進事業の効果的な推進が可能であります。

そのほか、当社は4つの温泉施設やパークゴルフ場、運動施設等を管理運営しており、利用者への情報提供を通じてグループや個人の利用促進が図られ、健康増進に寄与できると考えます。

都城ほんち地域振興株式会社 組織図



【別添 2】

山田元気な高齢者健康増進センターの職員配置計画及び業務内容

職 種	有資格	業務内容
施設管理者 (全体責任者)	保健師	利用団体の日程調整 月間計画表及び年間計画表 日報及び月報作成 利用者受付・利用料徴収 健康チェック(血圧、体温、体重測定等) 健康相談・指導 健康体操・こけないからだ体操指導 集団活動の監視
主任 (管理者補助)	保健師 看護師 准看護師	健康講座等(講師派遣依頼) アンケート作成、集計 予算の執行管理 業務委託契約事務 利用団体の事前確認 配車スケジュール作成 要望・苦情対応 弁当の注文・発注 管内の安全管理
パート	(看護師)	業務・事務補助
パート	不 要	館内の清掃及び業務補助
運転士	中型免許	利用者団体の送迎 広場及びセンター周辺の草刈り、清掃、点検

※業務・事務補助のパートはできれば看護師又は准看護師を採用。



## 都城市山田総合福祉センター指定管理者候補者選定の概要

都城市山田総合福祉センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1. 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

#### (2) 代表者名

会長 島津 久友

#### (3) 所在地

都城市松元町4街区17号

#### (4) 設立年月日

平成18年1月5日

#### (5) 従業員数

285名

#### (6) 業務内容

##### (法人運営)

- ・法人運営
- ・企画/広報事業
- ・福祉センター等受託運営事業
- ・善意銀行活用事業
- ・都城市総合社会福祉センター運営事業
- ・退職積立事業 福祉資金等運用事業

##### (地域福祉)

- ・ボランティアセンター事業
- ・地域福祉推進事業
- ・認知症地域サポーター支援事業
- ・都城市ファミリーサポートセンター事業
- ・子育て応援助成事業
- ・共同募金配分金事業
- ・福祉バス運行事業
- ・緊急援護等事業

##### (相談支援)

- ・機関相談支援センター事業
- ・障害者生活支援センター事業
- ・障がい者日中活動事業
- ・福祉サービス利用支援事業
- ・生活福祉資金等貸付事業
- ・権利擁護センター事業
- ・生活自立相談センター事業
- ・地域包括支援センター運営（2箇所）

##### (在宅福祉)

- ・介護保険事業
- ・障害福祉サービス事業所
- ・移動支援事業
- ・介護予防事業
- ・「食」の自立支援事業
- ・点字図書館事業
- ・認定こども園
- ・保育

- 園運営受託事業 ・ 居宅介護支援事業 ・ 日中一次支援事業
- (その他)
- ・ 団体事務

## 2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成38年3月31日（7年間）

## 3. 施設及び業務の概要

### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市山田総合福祉センター (都城市山田町山田4319番地2)	敷地面積：6,645㎡ 総合福祉センター：1,305㎡ ボランティア活動室：46㎡ 休憩室：22㎡ 等

### (2) 業務概要

- ①施設等の利用の許可、利用の取消し等、利用の制限、原状回復に関する業務
- ②利用料金の徴収に関する業務
- ③施設等の維持及び修繕に関する業務
- ④介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護に係る居宅サービスの実施及び同法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業に係る介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する業務
- ⑤給食、生活指導、機能訓練、入浴、送迎等の実施に関する業務
- ⑥上記のほか、施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## 4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

## 5. 選定結果

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

社会福祉法人都城市社会福祉協議会は、都城市地域福祉計画に基づく総合的な地域福祉事業の推進及び協働体制を築く上で唯一の団体であり、また当該施設は、これらの事業を行う上で地域に密着した拠点となる施設であることから、非公募により候補者を選定した。

### (2) 申請書類の審査結果

- ・ 市民の平等な利用の確保について

市の管理方針、公の施設の設置目的を十分認識、理解しており、また、相談や苦情への対応についても対策がなされている。さらに、環境に配慮した取り組みも提案されている。

- ・施設の効用の最大限の発揮について

住民ニーズに基づく利用者増の提案もされており、関係団体や地域住民との連携、交流の提案もなされている。また、サービス及び利便性の維持向上も提案されている。

- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

経費節減の考え方が提案されている。

- ・管理運営能力について

安定した運営が可能な申請法人の財務状況であり、類似施設を良好に運営した実績もある。収支計画の積算根拠も明確で、実現可能なものであり、収支計画と事業計画の整合性も図られている。

また、組織体制、勤務体制、責任体制も確立されており、職員の指導育成、研修体制も提案されている。さらに、個人情報保護、情報公開及び労働法令等についても、認識しているとともに、まちづくりへの熱意、地域団体や地域住民等との融合性、地域福祉のノウハウも十分備えている。

**(主要業務実績)**

申請団体名 社会福祉法人都城市社会福祉協議会  
 希望する施設名 都城市山田総合福祉センター

**主要業務実績**

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29年度	山之口シルバーヤングふれあいの里(高齢者生活福祉センター、弓道・四半的場、屋内ゲートボール場)	デイサービス、各種相談事業、居住機能の提供、幼児及び児童の健全育成、研修スポーツ及び娯楽活動・都城市	5,494,000
28年度	〃	〃	5,494,000
27年度	〃	〃	5,494,000
29年度	高城老人福祉館	一般老人のいこいの場及びクラブ活動拠点、各種相談事業等の場の提供・都城市	1,768,000
28年度	〃	〃	1,768,000
27年度	〃	〃	1,768,000
29年度	山田町総合福祉センター 山田元気な高齢者健康増進センター	デイサービス事業、地域福祉活動のための場の提供・都城市	2,476,000 8,347,000
28年度	〃	〃	2,473,000
	〃	〃	7,962,000
27年度	〃	〃	2,365,000
	〃	〃	7,962,000
29年度	高崎介護予防ふれあい交流センター 高崎老人福祉館	介護予防事業、デイサービス事業、老人に対する教養講座、レクリエーションの場の提供・都城市	2,596,000 1,822,000
28年度	〃	〃	2,596,000
	〃	〃	1,822,000
27年度	〃	〃	2,596,000
	〃	〃	1,822,000
29年度	都城市点字図書館	視覚障害者に対して点字・録音図書等による情報提供及びボランティア養成、視覚障害者団体の支援協力・都城市	16,073,000
28年度	〃	〃	15,799,454
27年度	〃	〃	15,552,000
29年度	谷頭児童館	育児相談・季節に応じた行事・児童クラブとの連携・地域子育て支援会議等の開催・都城市	4,054,000
28年度	〃	〃	4,054,000
27年度	〃	〃	4,054,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

法人単位貸借対照表

第三号第一様式(第二十七条第四項関係)  
社会福祉法人都市社会福祉協議会

平成30年 3月31日現在

集計区分 法人合計

(単位:円)

資 産 の 部				負 債 ・ 純 資 産 の 部			
勘 定 科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減	勘 定 科 目	当 年 度 末	前 年 度 末	増 減
001 流動資産	296,069,701	451,836,708	▲ 155,767,007	011 流動負債	98,710,060	105,630,185	▲ 6,920,125
001 現金	0	23,000	▲ 23,000	002 事業未払金	56,906,313	67,675,558	▲ 10,769,245
002 預貯金	219,380,948	370,442,421	▲ 151,061,473	016 預り金	248,795	0	248,795
003 有価証券	0	4,999,500	▲ 4,999,500	017 職員預り金	2,665,966	1,267,265	1,398,701
004 事業未収金	76,688,753	76,371,787	316,966	018 前受金	1,620	0	1,620
003 固定資産	2,058,899,133	1,904,439,322	154,459,811	024 賞与引当金	38,887,366	36,687,362	2,200,004
003 (基本財産)	294,348,099	306,757,885	▲ 12,409,786	012 固定負債	346,246,192	350,853,045	▲ 4,606,853
001 土 地(基本)	10,000,000	10,000,000	0	008 退職給付引当金	346,246,192	350,853,045	▲ 4,606,853
002 建 物(基本)	279,848,099	292,257,885	▲ 12,409,786	019 負債の部合計	444,956,252	456,483,230	▲ 11,526,978
003 定期預金(基本)	4,500,000	4,500,000	0	021 基本金	4,500,000	4,500,000	0
003 (その他の固定資産)	1,764,551,034	1,597,681,437	166,869,597	001 1号基本金	4,500,000	4,500,000	0
002 建 物(その他)	13,135,789	14,505,172	▲ 1,369,383	022 基 金	186,621,676	168,503,448	18,118,228
003 構 築 物	5,574,817	5,555,150	19,667	001 ボランティア・災害救援活動基金	171,174,753	152,393,987	18,780,766
004 機械及び装置	4,672,063	5,037,568	▲ 365,505	002 子ども・子育て応援基金	15,446,923	16,109,461	▲ 662,538
005 車輛運搬具	3,223,715	5,208,795	▲ 1,985,080	023 国庫補助金等特別積立金	130,139,281	136,362,754	▲ 6,223,473
006 器具及び備品	14,623,396	16,943,825	▲ 2,320,429	001 国庫補助金等特別積立金	130,139,281	136,362,754	▲ 6,223,473
007 建設仮勘定	288,360	0	288,360	024 その他の積立金	1,205,640,574	1,046,819,742	158,820,832
010 権 利	1,011,528	1,011,528	0	001 地域福祉積立金	229,132,335	208,967,468	20,164,867
011 ソフトウェア	2,029,572	2,746,850	▲ 717,278	002 事業安定化積立金	304,990,168	426,352,274	▲ 121,362,106
013 投資有価証券(その他)	7,791,578	2,000	7,789,578	003 保育所人件費積立金	213,400,000	213,400,000	0
015 貸付事業貸付金	4,712,560	4,927,560	▲ 215,000	004 保育所施設・設備整備積立金	198,100,000	198,100,000	0
018 全社協賛職手当積立基金預け金	216,543,594	212,835,774	3,707,820	005 施設整備等積立金	260,018,071	0	260,018,071
019 退職給付引当資産	98,560,442	113,399,685	▲ 14,839,243	026 次期繰越活動増減差額	383,111,051	543,606,856	▲ 160,495,805
021 ボランティア・災害救援活動基金積立資産	171,174,753	152,393,987	18,780,766	002 (うち当期活動増減差額)	▲ 2,420,615	▲ 11,094,283	8,673,668
022 子ども・子育て応援基金積立資産	15,446,923	16,109,461	▲ 662,538	029 純資産の部合計	1,910,012,582	1,899,792,800	10,219,782
023 地域福祉積立金積立資産	229,132,335	208,967,468	20,164,867	029 負債及び純資産の部合計	2,354,968,834	2,356,276,030	▲ 1,307,196
024 事業安定化積立金積立資産	304,990,168	426,352,274	▲ 121,362,106				
025 保育所人件費積立金積立資産	213,400,000	213,400,000	0				
026 保育所施設・設備整備積立金積立資産	198,100,000	198,100,000	0				
027 施設整備等積立金積立資産	260,018,071	0	260,018,071				
031 長期前払費用	121,370	184,340	▲ 62,970				
009 資産の部合計	2,354,968,834	2,356,276,030	▲ 1,307,196				

法人単位事業活動計算書

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)  
社会福祉法人都市社会福祉協議会

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

集 計 区 分 法人合計

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)	
サービス活動増減の部	171 会費収益	814,500	1,081,000	▲ 266,500	
	173 寄附金収益	19,564,859	20,219,609	▲ 654,750	
	174 経常経費補助金収益	147,700,233	142,578,011	5,122,222	
	175 受託金収益	56,147,211	51,756,137	4,391,074	
	177 事業収益	2,769,170	2,947,700	▲ 178,530	
	178 負担金収益	1,786,674	1,848,378	▲ 61,704	
	179 介護保険事業収益	364,159,293	381,090,151	▲ 16,930,858	
	182 保育事業収益	354,553,376	344,489,996	10,063,380	
	184 障害福祉サービス等事業収益	80,787,466	79,806,216	981,250	
	192 その他の収益	852,742	9,917,743	▲ 9,065,001	
	701 サービス活動収益計(1)	1,029,135,524	1,035,734,941	▲ 6,599,417	
	費用	131 人件費	786,414,488	825,723,036	▲ 39,308,548
		132 事業費	166,627,844	164,132,407	2,495,437
		133 事務費	32,960,814	26,090,966	6,869,848
		137 利用者負担軽減額	6,172	40,615	▲ 34,443
		139 共同募金配分金事業費	3,106,592	2,877,099	229,493
		140 分担金費用	139,500	139,500	0
		141 助成金費用	16,180,431	16,717,607	▲ 537,176
		142 負担金費用	0	300,000	▲ 300,000
		143 基金組入額	18,863,870	1,053,347	17,810,523
144 減価償却費		22,823,724	22,689,376	134,348	
145 国庫補助金等特別積立金取崩額		▲ 6,223,473	▲ 5,602,925	▲ 620,548	
146 徴収不能額		0	44,883	▲ 44,883	
148 その他の費用		2,108,724	693,682	1,415,042	
702 サービス活動費用計(2)		1,043,008,686	1,054,899,593	▲ 11,890,907	
703 サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	▲ 13,873,162	▲ 19,164,652	5,291,490		
サービス活動増減の部	194 受取利息配当金収益	936,436	291,958	644,478	
	195 有価証券評価益	0	1,715	▲ 1,715	
	197 投資有価証券評価益	7,789,578	0	7,789,578	
	199 その他のサービス活動外収益	5,821,623	11,614,988	▲ 5,793,365	
	704 サービス活動外収益計(4)	14,547,637	11,908,661	2,638,976	
	150 有価証券評価損	0	2,000	▲ 2,000	
	152 投資有価証券評価損	0	6,400	▲ 6,400	
費用	154 その他のサービス活動外費用	3,362,070	3,243,630	118,440	
	705 サービス活動外費用計(5)	3,362,070	3,252,030	110,040	
	706 サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	11,185,567	8,656,631	2,528,936	
	707 経常増減差額(7)=(3)+(6)	▲ 2,687,595	▲ 10,508,021	7,820,426	
特別増減の部	200 施設整備等補助金収益	0	47,351,883	▲ 47,351,883	
	204 固定資産売却益	483,000	33,420	449,580	
	708 特別収益計(8)	483,000	47,385,303	▲ 46,902,303	
	157 固定資産売却損・処分損	216,020	619,695	▲ 403,675	
	159 国庫補助金等特別積立金積立額	0	47,351,870	▲ 47,351,870	
費用	709 特別費用計(9)	216,020	47,971,565	▲ 47,755,545	
	710 特別増減差額(10)=(8)-(9)	266,980	▲ 586,262	853,242	
	714 当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	▲ 2,420,615	▲ 11,094,283	8,673,668	
	715 前期繰越活動増減差額(12)	543,606,856	590,255,699	▲ 46,648,843	
繰越活動増	716 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	541,186,241	579,161,416	▲ 37,975,175	
	718 基金取崩額(15)	745,642	1,350,000	▲ 604,358	
	719 その他の積立金取崩額(16)	313,140,842	89,505,400	223,635,442	
	720 その他の積立金積立額(17)	471,961,674	126,409,960	345,551,714	

# 法人単位事業活動計算書

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)  
社会福祉法人都市社会福祉協議会

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

集 計 区 分 法人合計

(単位：円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
721 次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	383,111,051	543,606,856	▲ 160,495,805

# 都城市山田総合福祉センター事業計画書

申請団体名 社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

希望する施設名 都城市山田総合福祉センター

## (1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

高齢者や障がい者をはじめセンターを利用される市民等に対し、福祉の増進及び福祉意識の向上のため学習の場を提供し、もって心身の健康の増進を図るため関係団体と連携し介護予防の様々な取組を行い、気軽に利用しやすい施設として管理していく。また、デイサービスの運営も展開し、高齢者のための地域生活の自立支援を推進する。また、住民のニーズを的確に捉え、公的サービスと地域福祉活動との連携した支援を行い、活動の中核拠点として、総合的に展開することを基本方針として運営する。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

施設の利用は利用申請書で予約管理を行ない、市民が利用しやすい施設運営を行っていく。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

管理者は、センターの利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、都城市社会福祉協議会福祉サービスに関する苦情解決事業実施要綱に基づいて担当者を置き、解決に向けて調査を実施し改善の措置を講じて、利用者等に説明するものとする。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

利用者が気持ちよく利用できるように館内は基本的には禁煙とした。また、外回りの花壇等に花を植栽するなど環境美化にも力を入れていく。

## (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

現在行っている保健・医療・福祉等のネットワーク事業をさらに推進することにより、情報の収集及び提供体制を確立していく。

また、個人、団体を問わずセンター使用願いを提出させ、使用目的に商行為などの問題点がないか判断し、使用上の注意を説明した上で許可していく。

その他、活動の場を必要とする個人に対する相談、調整、助言等については、住民が福祉活動やボランティア活動に気軽に参加できるようにするため、地域福祉コーディネーターや地域福祉の担当を配置し、相談や助言等を行い、それぞれの活動に対する調整や理解を促進していく。

※利用者からのニーズへの対応について簡潔に提案してください。

今後、山田地区地域福祉活動計画の見直しを行い、住民座談会の実施や福祉ニーズ調査により、住民等の要望について把握・分析し「だれもが住みなれた地域で、自分らしく、誇りをもって安心して住める地域づくりを目指して」の実現に向けて各関係機関との連携を強化しながら積極的に取り組んでいく。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。(開館時間の延長、休日の開館、利用料金の減額等)

地域に密着した民生委員児童委員・主任児童委員及び福祉協力員と定期的に会議を開催し、情報を共有化することによって地域との連携を密にしてい。そして、山田地区社会福祉協議会との連携から地域ニーズや課題の把握も行き、地域福祉推進事業の充実に努めていく。

その他、山田・高崎地区地域包括支援センターと定期的に情報交換をするとともに、必要に応じて担当者会議等を実施するなど連携を図っていく。

※自己の収入となる自主事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

介護保険事業並びに障害福祉サービス事業の展開により自主財源の確保を目指していくが、社会福祉協議会の本分である地域福祉事業の展開と地域住民ニーズを的確に把握しながら、住民主体の活動として展開していく。

※利用料金（案）について具体的に提案してください。

利用料金については「都城市山田町公の施設条例第10条別表第3」で定められており、都城市山田総合福祉センターの利用料金は、条例で定められた料金で適当と思われる。ただ、総合福祉センターであるので利用する者は、同条例第11条1項又は3項に規定する個人や福祉団体であるので、ほぼ、減免の対象である。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。（人件費等）

事業を遂行していく上で最低限の人件費については確保しつつ、極力圧縮に努めていきたい。又、事業の効果測定やコスト把握などの事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自立した経営を行うために、自主財源の確保や光熱水費について、節電・節水等に努める。環境に配慮したエネルギー、CO2の削減にも努める。

※ 清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。（委託する場合は、その委託先等）

施設内の清掃管理は職員で行うが、施設外の草刈、庭の植え込みの剪定等を年5回シルバー人材センターに委託する。また、維持補修等が発生した場合はすみやかに行政に報告し、予算内対応ができる場合は自主的対応を行うが、自主対応できないものについては行政と協議してから対策検討を行ない対応する。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制について簡潔に提案してください。

施設管理運営のための人員体制として管理責任者1名、地域福祉担当1名、事務担当1名、生活相談員1名（兼栄養士）、調理員2名、看護師5名、介護職員2名等を配置し、総合的に管理運営できる勤務体制をとっている。また、業務の状況により、臨時的にパート職員等を雇用することもある。緊急連絡のための名簿の作成も行っており、苦情等の担当者、責任者も明確にしている。

経理については平成23年度に制定された「社会福祉法人会計基準」を導入し、会計事務所の指導の下で適正に処理している。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

県社協が実施する職員研修だけでなく、職員の意欲・能力が発揮できるようそれぞれの職種に応じた専門研修に、積極的に参加させている。

※個人利用及び利用団体への指導について簡潔に提案してください。

地区内の公民館や高齢者クラブ等の福祉団体を通じて施設利用の案内や地域福祉活動の理解を深めてもらうように行政・山田地区社会福祉協議会とともに啓発に努める。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

防犯については、民間警備会社（株式会社NPK）と委託契約を締結し、夜間や休日等の防犯対策に万全を期している。また、防災については、年2回以上の避難訓練を実施するなど、安全対策の徹底を図っている。

緊急時の対応については、利用者の安全を最優先に避難誘導体制を確保するだけでなく、緊急時の初動態勢に遅れが生じないよう万全を期している。

施設が第1次避難所となっているので、災害時は職員が宿泊対応できる体制も採っている。また、緊急時の連絡体制表を作り、いつでも電話連絡が取れるよう備えている。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

福祉サービス利用者名簿等の閲覧や複写等の申し出については、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守する観点から、本人の同意を得ずに第三者への提供は行わず、本人であっても開示申出書を提出させ、本人であることを確認のうえ提供するなど個人情報の保護には最善の注意を払っている。

また、情報公開も可能な限り行い、地域密着型サービスの提供に努め、従事する職員等の労働法令の遵守も徹底しながら、健全で適切な運営を行っていく。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

※通所介護事業を安定的に継続するために取り組む事項を簡潔に提案してください。

敬老会行事等のデイサービスのイベントの際に、家族や民生児童委員を招待したり、デイサービスで提供している屋食を利用者とともに歓談をしながら食べてもらい、食事を含め利用者の実態等を認識してもらって、地域でこの方はデイ

サービスに行ったらと思われる人がいたら、体験を踏まえて話をしてもらい、利用者増に繋げてもらう。又、毎年行われる「やまだのかかし村祭り」や「文化芸術展」において、デイサービス利用の看板設置やチラシ配布を行う。

#### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

指定管理者となる上で、他者に優れている点について簡潔に提案してください。

社会福祉協議会は地域福祉の担い手として、地域の具体的なニーズを明確に捉え、その実現に向けて総合的・的確な対応ができるよう事業展開を図っていくとともに、相談支援体制の充実と関係機関の連携を図りながら生活課題等の解決にも積極的に取り組んでいく。

高齢者や障害者をはじめ、児童等全ての住民が住み慣れた家庭や地域で、安心、安全に暮らしていくことができる仕組みの推進は、社会福祉協議会が長年に亘り培ってきたものであり、さらに推進させることにより住民福祉の向上が期待でき、住民の参画を積極的に推進することで、地域福祉を充実・向上させることに繋がる。

## 都城市梅北児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市梅北児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ

#### (2) 代表者名

森山 和江

#### (3) 所在地

都城市蓑原町3020番地

#### (4) 設立年月日

平成24年4月6日

#### (5) 従業員数

正会員15名 サポーター会員10名

#### (6) 業務内容

子どもの健全育成を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

地域安全活動

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

情報化社会の発展を図る活動

環境の保全を図る活動

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市梅北児童館 (都城市梅北町6302番地1)	敷地面積：1,198.02㎡ 延床面積：213.84㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月17日	第1回選定委員会開催
平成30年6月1日～平成30年7月2日	募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）
平成30年7月4日	事前説明会
平成30年7月10日～平成30年7月20日	申請書受付
平成30年8月21日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
平成30年9月12日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

### (3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分に認識しており、地域住民やNPO等の関係機関と連携を図り、協力して活動するなど、地域全体で子育てを支えていくといった考えに沿った管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・豊かな自然環境など地域性を踏まえ、農業体験や収穫祭、防災キャンプの実施など、創意工夫を凝らした様々な体験活動等を展開しており、利用促進やサービス向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した具体的な提案がされていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの運営実績を踏まえて、提案された事業計画書の実現に向けた管理運営が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・事故防止や防災・防犯に関してマニュアルの整備や連絡体制が確立しており、安全・安心な管理運営が期待できること。

### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・住民との座談会を開催し、ニーズ把握に努めている点が評価できる。
- ・地域座談会開催による情報交換等がされている。

### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ				
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	80		管理運営方針等 平等利用	12 11	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	128		利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	38		経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	145		物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熟意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握 児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	50		児童の育成	14	
合計	600	441			120	
(参考)：提案金額		4,403千円				(平成31年度)

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 梅北児童館

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
27年度	都城市指定管理事業 (梅北児童館)	都城市梅北児童館管理運営	3,878,000
27年度	都城市放課後児童クラブ委託事業 (五十市小 おひさまとはらっぱ児童クラブ)	都城市放課後児童クラブ運営	6,572,000
27年度	都城市こども基金活用事業	都城市 地域交流事業 おしゃべり広場	200,000
28年度	都城市指定管理事業 (梅北児童館)	都城市梅北児童館管理運営	3,878,000
28年度	都城市放課後児童クラブ委託事業 (五十市小おひさまとはらっぱ児童 クラブ第1、おひさまとはらっぱ児童 クラブ第2)	都城市放課後児童クラブ運営	(第1) 6,622,000 (第2) 5,118,500
28年度	キリン・子育て応援事業助成	公益財団法人キリン福祉財団 地域交流事業 おしゃべり広場	300,000
29年度	都城市指定管理事業 (梅北児童館)	都城市梅北児童館管理運営	3,878,000
29年度	都城市放課後児童クラブ委託事業 (五十市小おひさまとはらっぱ児童 クラブ第1、おひさまとはらっぱ児童 クラブ第2)	都城市放課後児童クラブ運営	(第1) 9,002,000 (第2) 6,811,000
29年度	ふるさと愛の基金助成事業	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 うめきたキャンプ部	300,000

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成29年度 活動計算書  
29年4月1日から30年3月31日まで

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっば  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		66,000
2. 受取寄付金		203,000
3. 受取助成金等		
子ども基金		250,000
ふるさと愛の基金		300,000
九州労金助成金		303,477
大和証券助成金		300,000
都城市共同募金		25,000
助成イベント参加費		103,500
4. 事業収益		
児童クラブ委託事業		14,721,500
児童クラブ事業収入(利用料等)		2,918,100
指定管理事業(梅北児童館)		3,892,000
指定管理事業収入(材料費)		16,800
5. その他収益		
自主イベント収入		77,800
受取利息		37
経常収益計		23,177,214
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	16,488,875	
法定福利費	1,813,907	
福利厚生費	144,741	
人件費計	18,447,523	
(2) その他経費		
児童クラブ委託事業費(第1)	1,199,783	
児童クラブ委託事業費(第2)	1,641,591	
指定管理事業費(梅北児童館)	441,727	
おしゃべり広場事業費(子ども基金)	277,818	
子育て講座事業費(大和証券)	308,576	
おひさまカフェ事業費(九州ろうきん)	326,797	
うめきたキャンプ部事業費(ふるさと)	342,156	
環境整備事業費(共同募金)	27,000	
その他経費計	4,565,448	
事業費計		23,012,971
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
使用料・賃借料	4,000	
光熱水費	210	
通信運搬費	795	
消耗品費	4,415	
会議費	7,020	
保険料	550	
その他経費計	17,000	
管理費計		17,000
経常費用計		23,029,971
当期賞味財産増減額		147,243
前期繰越正味財産額		-121,340
次期繰越正味財産額	74	25,903

平成29年度貸借対照表

(平成30年 3月31日現在)

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ

科目・摘要	金 額		
<b>資産の部</b>			
【流動資産】			
現金及び普通預金	1,739,009		
普通預金	359,958		
未収入金	116,000		
普通預金	1,152,886		
普通預金	154,477		
流動資産合計		3,522,330	
資産の部合計			3,522,330
<b>負債の部</b>			
【流動負債】			
未払金 給与その他	2,937,327		
前受金 次年度利用料	228,000		
前受金 次年度助成金	150,000		
預り金	121,100		
代表者借入金	60,000		
流動負債合計		3,496,427	
負債合計			3,496,427
<b>正味財産の部</b>			
前期繰越正味財産		-121,340	
当期正味財産増減額		147,243	
正味財産合計			25,903
負債・正味財産合計			3,522,330

**特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ財産目録**  
平成30年 3月31日現在

科目・摘要	金額		
<b>資産の部</b>			
【流動資産】			
現金及び預金	1,739,009		
普通預金 宮崎銀行鷹尾支店	359,958		
普通預金 宮崎銀行鷹尾支店	1,152,886		
普通預金 都城労働金庫	154,477		
未収入金	48,000		
未収入金	68,000		
流動資産合計		3,522,330	
資産の部合計			3,522,330
<b>負債の部</b>			
【流動負債】			
未払金 給与その他	2,937,327		
前受金 次年度利用料	228,000		
前受金 30年度助成金	150,000		
預り金 源泉所得税	121,100		
代表者借入金	60,000		
流動負債合計		3,496,427	
<b>正味財産の部</b>			
負債の部合計			3,496,427
差引正味財産			25,903

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人

子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 梅北児童館

### (1)市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

児童館の目的である、「遊び及び生活の援助と貧困家庭の支援多岐における子育て支援を行い、子どもを心身共に健やかに育成すること」は私達「子育てネットおひさまとはらっぱ」が今まで取り組んできた活動そのものであり、児童館という拠点を獲得することによってその活動はさらに広がり質の向上を得ることができると考えています。

今まで力を入れて取り組んできました「おしゃべり広場」「おひさまカフェ」「うめきたキャンプ部」の活動の中から、育児支援の必要性を痛感しておりますので、地域のオブザーバーの協力を得て、梅北児童館を育児支援の拠点としたいと考えています。

- ・児童館の活動と学校の行事等について、適切な情報交換が行えるようにすること。
- ・子どもの安全管理上の問題等が発生した場合には、学校と速やかに連絡を取り合い、迅速かつ適切な対応がとれるように連絡体制を整えておくこと。
- ・児童虐待予防にも力を入れており、保護者の子育てへの不安や課題には宮崎県子どもを守る地域ネットワーク育成事業の中で虐待防止の研修も積極的に受けてきたので関係機関と協力して継続的に支援することができる。
- ・地域住民やNPO、行政、関係機関と連携を図り、協力して活動するなど子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努める。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

18歳未満のすべての子どもが利用する際、登校拒否、発達障がいの有無や住所地、所属団体等の区別をしないことは当然ですが、現在利用が少ない中高生の参加を募り、異年齢間の交流が児童館で、できるように配慮します。

利用申請が必要な場合は、申請受付期間を設け、申請順に受け付け公平性を確保したい。

児童館の存在や役割を知らず利用したことがない人や団体への周知を進める為に、チラシや活動でのPRを行いたい。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

相談や苦情を受け付ける窓口を設けるとともに、窓口があることを周知してもらい、対応の手順化や体制を整備して迅速に対応します。

苦情の内容によっては、自分たちで解決できることは対応していくが解決できないことは市と相談し連携して保護者の理解を求める。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

ゴミや廃棄物の少量化や再資源化とともに、電気・ガスや水などの資源を節約を行うとともに、利用者とともにリサイクルやエコ活動に取り組むことにより環境教育の一環としたい。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人  
子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 梅北児童館

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

開館日と開館時間は条例によって定められていますが、その中で対象となる子どもや保護者が利用しやすいように配慮します。

具体的には、学齢期の子どもに対しては生活実態に合わせ、放課後や学校休日に利用できるようにし、子育て支援については保護者が参加しやすい時間帯に行う、あるいは幼児室を設け一人一人の父母が来やすい環境の提供をしている団体の活動を支援する。行事や学校などに限らず農繁期など地域に応じた利用を進めます。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

ニーズを受け止める窓口と共に、ニーズに対応できる体制づくり、対応策に対する評価を受け止めるようにしたい。

子どもが自由に意見を述べ、参加することが重要と考えます。そのため、子どもの話し合いの場を定期的に設け、年長児童が中心となって子ども同士の役割分担を支援することによって、子どもの自発的活動を伸ばせると考えています。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

梅北という地域性と、児童館の機能を活用することで利用者を増やすことは可能であると考えます。

自然に恵まれた梅北地域の子どもも、室内での遊びやゲーム機器を使用した遊びが主になってきており、自然を活かし、子ども同士の遊びが見られなくなっています。地域の人の参加を得て、伝承遊びや言い伝えなど地域に農業体験、収穫祭などをして、作って食べる食育活動を行うことにより、地域に根付いた児童館にします。

家族の少子化や希薄化によって子育てに悩む保護者が増加してきているので、「子育て力」活性化事業を行います。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

児童館は職員の創意と工夫が活かしやすい施設なので、公設民営の児童館で取り組み方の差はあっても、さまざまな活動が展開できると考えられます。しかし、事業の性格上、収益をあげることが期待できませんが、自主事業を実施できる程度の収入の確保に努めます。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

経費を掛けないこと、各種の助成・補助金を活用することの2点につきると考えます。

私達は今まで都城市放課後児童クラブ委託事業、都城市子ども基金活用事業、宮崎県共同募金助成事業、みやざきの「子育て力」活性化補助金事業などの実績がありますので、児童館という拠点が確保できればさらに、公的資金の活用がしやすくなると思います。

施設利用が増えると、光熱水費や補修費も増えることが予想できますが、省エネを徹底し、施設の破損を防ぎ簡単な補修・修繕は職員やボランティアで行うなど工夫します。

地元の人を講師で招くなど、住民参加と共に講師料の節約に努めます。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人  
子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 梅北児童館

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

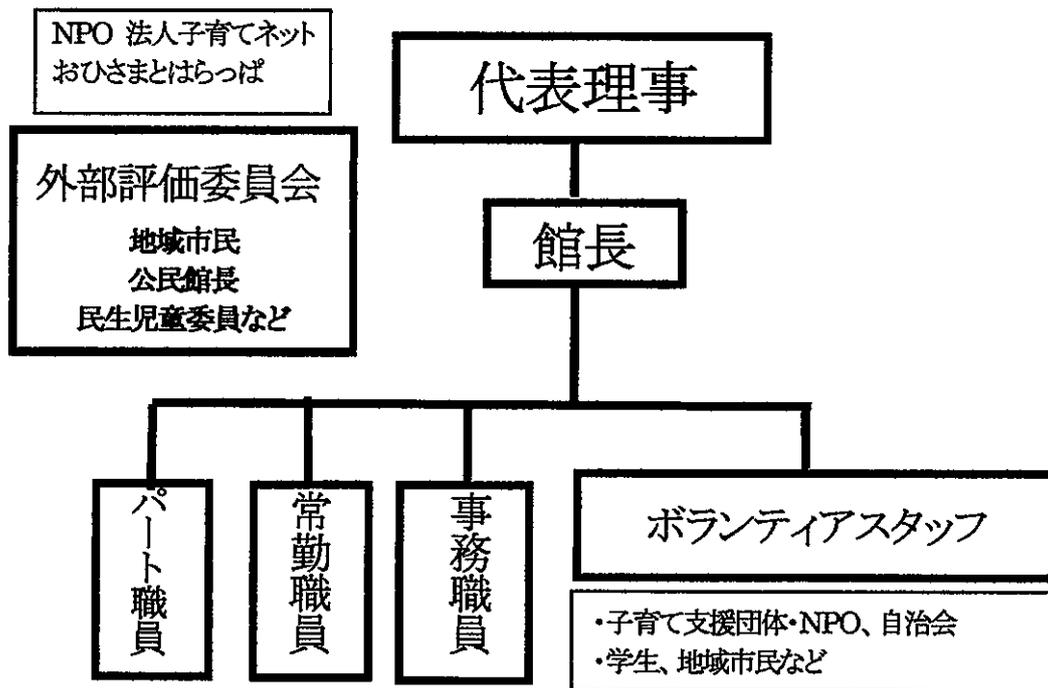
利用する子どもに対して、市民みんなの施設なので大切に使用することを周知して、掃除や破損を防ぐ事など公共性を養う教育の一環としたい。

上記で述べたように、簡単な補修・修繕は職員やボランティアで行います。経年劣化に伴いやむおえず破損する場合でも、早期に対応することで補修費用は軽減します。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関する事

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

館長 1名  
 事務職員 1名  
 常勤 指導員責任者 1名 (事務職員兼任)  
 指導員 補佐 1名



全ての管理運営を館長責任の下、毎週 1 回スタッフ会議を開き事務連絡等を密にして安全面に最善の注意をはらいながら運営にあたるようにします。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人  
子育てネットおひさまとはらっぱ  
希望する施設名 梅北児童館

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・日常に一人ひとりが課題や情報を持ち寄り、共感を持って共有していく。
- ・行政内で実施される研修会に積極的に参加し、公的事業を担う職員としての意識を高める。
- ・専門機関などで行なわれる研修会、講演に積極的に参加し、全職員に報告し討論して知識を高める。
- ・職員には個人情報保護、守秘義務を守るように指導する。
- ・虐待も増えているので、子育てネットおひさまとはらっぱでは宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク事業にて虐待防止の研修をうけているので、職員にも研修活動に積極的に参加させる。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

- ・利用団体にあった専門機関などから講師を招き定期的に学習会をひらいていく。
- ・活動に必要な情報提供や交換も行なっていく。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

災害や犯罪の発生時に適切な対応ができるように、防災・防犯に対する計画やマニュアルを策定し、施設整備や地域環境の安全点検、職員間や関係機関との安全確保に関する情報収集に、日頃から取り組みます。

火災訓練等は定期的実施し、利用者である子どもの参加や関係機関の参加を求めます。

職員間の連絡網、関係機関の連絡先については、職員が共有し把握すると共に施設内にも掲示し、いつでも連絡できる体制をとります。緊急連絡先の用紙を作成し、厳重に保管する。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

仕事上知り得た個人情報の守秘義務はもちろんのこと、個人の住所などが記載された書類等の保管、取扱いには特に留意します。

また、写真などの個人情報を掲載する際は必ず本人及び保護者の承諾を得てからにします。以上のことについては、スタッフ会などにおいて定期的に職員間で確認するようにします。児童館が持っている情報は利用者ばかりでなく、緊急時など必要性を要する場合は、各関係機関に提供する。

又労働法令等の考え方については、賃金、労働時間、休憩時間、有給休暇等労働法令に基づき厚生員が気持ちよく働ける環境づくりに努めます。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

「公の施設」であることから、市民の共有財産であるため破損を防ぎ活用するとともに、市民に対して危害を加えないこと、つまり、事故防止と事故後の体制を確立するような基準を設けます。

- ・運営管理の責任者と役割分担を定め責任体制を明確にする。
- ・市民の共有財産なので、破損・汚損しないように努めること。子どもに対しては、大切に扱うことを教育し、反するような行為を見つけた場合は職員が丁寧に説明して理解させる。
- ・事故防止と事故後の適切な対応。

日常生活・遊びの中で起きる事故や怪我を防止するために施設敷地内の環境の安全性について毎日点検し、必要な補修、修繕を行う。

事故や怪我が生じた場合には、速やかに保護者に連絡し、適切な処置を行うとともに、速やかに行政に報告する。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人  
子育てネットおひさまとはらっぱ  
希望する施設名 梅北児童館

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

今までの活動の中で地域の小中学校との連携(PTA 総会での梅北児童館の紹介、各月の参観見学(授業・運動会)、地域座談会、各イベントでのボランティアマスター参加依頼など実施してきました。

地域との関わりでは、川内地区高齢者クラブの皆さんとの交流会や地域の方の畑をお借りしての農作物植え・収穫など子ども達や地域の交流の場として協力を頂いてきました。

情報の共有としては、梅北児童館のおたよりを各施設に配布(各小学校や都城市子育て支援センター、曾於市子育て支援センターなど)

自主事業でしている「うめきたキャンプ部」は災害時に備えて、「火の恐さを知る」「火災にあった時の命を守る方法」「もしもの災害に備えた防災キャンプ術」を身につけてもらい、近年、増加している災害に対応できる事にも取り組んでいる。

発達障がい児に対しても、保護者と学校と連携を図り、その子ども達に応じた児童館でのルールを作り支援してきました。

その結果、保護者の方から厚生員の先生達のおかげで、子どもが変わったと感謝の言葉を頂きました。今後もこの結果を活かして、更に色々な子ども達に応じた支援を続けていきたいです。

また、不登校や家などに居場所のない子ども達にも「ここが居場所だよ」というように思ってもらえる、心のよりどころの居場所として、研修を受けている厚生員が子ども達との日常会話などにより、話を聞くスタンスを継続している。

指定管理者に運営を委託する意味は、民間の工夫とアイデアによって施設の機能を活用することにあります。活動の拠点として児童館の運営を任せて頂ければ、地域とコミュニケーションをとり地域にひらかれた児童館にします。児童館の活用を伸ばすとともに、子育てネットおひさまとはらっぱとして今まで子どもの成長に関わってきた経験を活かし「遊びを通じて子どもを育成」する活動を活発に取り組むことができると考えています。



## 都城市安久児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市安久児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間

#### (2) 代表者名

本田 恭子

#### (3) 所在地

都城市安久町2546番地1

#### (4) 設立年月日

平成15年10月30日

#### (5) 従業員数

9名

#### (6) 業務内容

子どもの健全育成を図る活動

文化・芸術の振興を図る活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市安久児童館 (都城市安久町2546番地1)	敷地面積：1,293.12㎡ 延床面積：213.84㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月17日

第1回選定委員会開催

平成30年6月1日～平成30年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

平成30年7月4日

事前説明会

平成30年7月10日～平成30年7月20日

申請書受付

平成30年8月21日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

平成30年9月12日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人こじいの森・こどもの

時間が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理運営実績を踏まえ、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域座談会を開催し、地域の要望や利用者ニーズを把握する機会を設け、運営上の改善と事業展開に反映する仕組みをつくるなど、利用促進やサービス向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した具体的な提案がされていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの運営実績から、管理運営体制が整備されており、提案された事業計画の実現が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・伝統的な遊びを通して体験活動や地域住民との交流の機会をつくるなど、児童のコミュニケーション能力や自主性・社会性を高める事業展開が期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・根拠法を理解した上で運営、実践に取り組む視点が望まれる。
- ・地域座談会を開催し、情報交換を行っている。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人 こじの森・こどもの時間				
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	65		管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	97		利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	33		経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	122		物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握 児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	38		児童の育成	14	
合計	600	355			120	
(参考)：提案金額		4,384千円				(平成31年度)

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館 1

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
29	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
29	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000
29	高木児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	下水流児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	やっさクラブ	都城市 「安久放課後児童クラブ」	11,515,000
29	しわちクラブ	都城市 「志和池放課後児童クラブ」	8,255,184
29	2017年度環境市民活動助成	セブンイレブン記念財団 「子どもといっしょに楽しみ感じる 環境学習会」	865,503
29	平成29年度地域の絆で支え合う 「子育て応援」事業	宮崎県福祉保健部子ども政策課 「こじいの森 ドラマとあそび体験 2017」	300,000

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館 2

## 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	第8回住友ゴム CSR 基金	(株)住友ゴム工業 サステナブル環境活動	240,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 読書活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 おはなし会」	400,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 体験活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 むかしあそびフェス ティバル」	200,000
29	平成29年度 ふるさと愛の基金助 成金	(福)宮崎県社会福祉協議会 「発達を支援する子育てわらべう た講座」	242,000
29	平成29年度 都城市こども基金活 用事業補助金	都城市 「こじいの森 ミュージカルワーク ショップ&観賞」	250,000
29	2017年度 子育てと仕事の両立支 援に対する助成活動」	(社)生命保険協会 しわちクラブ空調機代 クーラー2台	200,000
28	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
28	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
28	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成 29年度 貸借対照表

(特定非営利活動法人に係る事業)

(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とま</sup>  
(単位:円)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	15,685		
立替金			
未収入金			
前払い金	0		
流動資産合計		15,685	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			15,685
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	0		
預り金	0		
前受金			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		4,189	
当期正味財産増減額		11,496	
正味財産合計			15,685
負債及び正味財産合計			15,685

平成 29年度 活動計算書  
(特定非営利活動法人に係る事業)  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とき</sup>  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費	140,000	
2 委託事業		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業	21,167,000	
やっさクラブ委託事業	13,481,023	
しわちクラブ委託事業	8,855,193	
助成事業		
住友ゴム工業	240,000	
宮崎県社会福祉協議会(赤い羽根)	300,000	
子どもゆめ基金①	400,000	
子どもゆめ基金②	200,000	
セブンイレブン記念財団	865,503	
文化庁(伝統文化)	242,000	
宮崎県子ども政策課	300,000	
都城市子ども基金	250,000	
生命保険協会	200,000	
自主事業収入	965,509	
宮崎労働局	300,000	
委託事業・受取助成金計	47,766,228	
3 その他収益	4	
経常収益計		47,906,232
II 経常費用		
1 事業費		
委託・助成事業費		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業	22,307,025	
やっさクラブ委託事業	13,481,023	
しわちクラブ委託事業	9,188,081	
サステイナブル環境活動	287,896	
親子、指導者向けわらべうた講座	320,205	
6箇所にて読み聞かせと手仕事 事業	378,862	
むかし遊びとベーゴマ大会	121,570	
しわちの森整備と森の活動事業	855,946	
プレイバックシアター、夏休みベーゴマ大会	262,900	
天然木ミュージカル上演とワークショップ	281,748	
しわちクラブ空調機器代	200,466	
自主活動経費	166,364	
事業費計	47,852,086	47,852,086
2 管理費		
通信費	3,595	
消耗品費	39,055	
租税公課	0	
予備費	0	
管理費計	42,650	42,650
経常費用計		47,894,736
当期正味財産増減額		11,496
前期繰越正味財産額		4,189
次期繰越正味財産額		15,685

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館

### (1)市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

地域の中に子どもの育ちあいの場であった異年齢の子ども集団がなくなり、子どもの伝えあいの機会がなくなっている現在、児童館の定義、役割はこれまで以上に重要になっています。児童館が置かれている福祉施設としての枠を超え、子どもと子育て家庭の社会教育施設、安心して住み続けたいと思える、まちづくりの視点からの地域振興という新たな役割が求められています。また児童館にはその役割を果たす機能の拡大も求められていると考えます。

今回の安久児童館申請にあたり、安久の立地条件を活かした独自性として、子育て支援、子どもの心身を育成し情操を豊かにするための読書活動、文化活動やサステナブル(持続可能)な社会づくりのための環境を考える活動、生活体験活動、防災プログラム、相談事業活動等をしていきたいと考えます。

また今、全国的に重要視されている派遣型出前児童館も充実させていきます。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

団体は、利用申請での申し込み順に受け付け、公平性を確保し、どの個人や団体に対しても平等に対応します。調整が必要な場合は、それぞれにとって、より良い利用ができるようそれぞれの個人・団体にとって良いものを提案していきます。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

誰からも愛される安久児童館を目指し、児童館運営に対して利用者のことを第一に考えて取り組んでいきます。利用者の苦情に対しては、職員全体での迅速な解決を行うことを基本とします。一つ一つ話をしっかりと聞き、丁寧に説明し対応していきます。また、他児童館・子育てや社会教育などの各種サークル・団体と連携して、困っていることが解決できるよう力を注ぎます。そしてその中で改善すべき点については、早急に取り組めます。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・職員による始業前の施設内外の点検を行い、安全確認を実施する。
- ・施設内の紙や大きな物品等の効果的な整理・保管を行い、子ども達の活動しやすい環境整備を行う。
- ・靴、傘、鞆等の保管方法を決め、子ども達が自己管理できるように留意する。
- ・はさみ等の工作用品類、ボードゲーム等の玩具、図書等の整理整頓方法を決め、子ども達が自主的に管理できるように留意する。
- ・子ども達には、手洗い、うがいの励行を指導し、清潔保持の指導を実施する。
- ・来訪者の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを職員が随時確認する。また、警察署等の指導を仰ぎながら、不審者侵入対応訓練等を実施する。
- ・職員体制が極端に手薄にならない勤務ローテーションを工夫していく。
- ・来館及び帰宅に関して地域の危険箇所を把握し、利用者や保護者に注意を喚起し、犯罪・事故に遭遇した時の公安等の緊急避難所や連絡先を周知するようにしていく。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもの生きる力を培うために、子ども同士の学び合いを大切にする。
- ・思春期の子ども達の居場所として、子ども達の自立へのステップを見守り、ともに共感できる関係を大切にする。
- ・中高生を含む異年齢の子ども達が、ともに支え合い交流し合える活動を展開する。
- ・子育て家庭の父母が仲間づくりしながら、親と子がともに育ていくための支援をしていく。
- ・地域のボランティアの育成を図り、地域の人々と協働で築く児童館運営を目指す。
- ・人の手繋ぎの中で行われる子育て・子育てを通し、支え合いのまちづくりのための働きかけをしていく。
- ・子どもを含む利用者の立場にたち、利用者の声の反映をはかっていく。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

子どもが自分の意見を表明し、児童館を評価できるようになるためには、子どもが「何でも話せる」と思える雰囲気づくりを常に心がけながら、意見表明ができるようになる道筋を、日常の活動の中で展開することが必要です。それは、その子どもを丸ごと受けとめ「何でも話せる」信頼関係を築くこと、児童館が子どもにとって「自信と安心と自由」が確保された居場所となることが前提であると考えます。さまざまな形での意見表明の機会を設け、子どもからの意見を聞くことだけでなく、子どもの自立と社会参加の学びの場としていきます。

- ・子どもからやりたいことがでてきたら、一緒に考えながら実現できるように支援していく。
- ・できることについては、最大限努力をする。
- ・地域の代表などで構成される地域座談会を開催し、行政や地域と協力をして要望に応えるようにしていく。
- ・施設側の自己評価とアンケート調査などによる利用者評価を元に、課題を明らかにし、運営上の改善と事業展開に反映する。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

安久児童館の独自性を出していきます。安久児童館は、市郊外にあり、自然体験に適した環境にあるので、さまざまな企画を充実させていきます。

- ・広く市民に知らせたい専門の講師による講座(絵本作家、海外の講師、小児科医、弁護士、カウンセラー、わらべうた)や昆虫写真家との自然観察活動、ベーゴマ大会、演劇鑑賞などを開催していく。
- ・読書活動については、新しくなった市立図書館とも連携を図り、より一層図書を充実させ、利用者にとってすばらしい本との出会いとなるような企画をしていく。
- ・子どもとその保護者が自由に交流できる環境を整え、子育てや母親同士の仲間づくりの場所となり利用が増えているので、ますます子どもが安心して過ごせて、情緒の安定に繋がる(「居場所」)になるようにする。
- ・ホームページ上で、館たよりや日常の様子を広く知らせ児童館活動の啓発や情報の発信に努める。
- ・子育て中の不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じ、内容によっては関係専門機関へ繋がります。機織り、染め、木工等の手仕事や不登校児童への居場所づくりにも力を入れていく。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

非営利団体としての主な収入源は、会費収入です。それ以外では、助成金申請による助成事業や会員が出前講師として、保育園・保育士研修会・家庭教育学級・他NPO団体より依頼を受け、わらべうた・草木染め・ベーゴマ・羊毛手仕事の指導をすることによる収入があります。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

委託料の三分の二が人件費と考えられるので、残り三分の一を管理運営費とします。

前年度より団体の経費で、館内の施設を改善し、利用者に喜ばれる環境と事業内容充実に努力してきました。今後、指定管理料を有効に活かしてもっと内容の充実を図っていきます。

- ・様々な財団等への助成金申請をする。
- ・地域の人材や場所を活かした活動の展開。
- ・今の施設をより有効に活かし、心地よい場所にしていく。

※清掃・維持補修に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

日々遊具の安全点検を実施し、清掃作業等施設の維持管理に努めていきます。

前年度より団体の経費で、館内の設備を改善し、利用しやすい環境と事業内容遂行に努力してきました。今後も、指定管理料を有効に活かして、より一層内容の充実を図っていきたく思います。

大きな補修に関しては、市と相談しながら維持補修に努めていきたいです。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

安久児童館を子育て・子育て支援の地域の拠点としていく活動の実践者として、また児童館を拠点とした地域づくりの担い手としての配置を考えています。

館長 1名 (他児童館と兼務) 副館長・事務職員 1名 (他児童館と兼務)

安久児童館 常勤 指導員 2名

全ての管理運営を館長責任の下、毎日の報告・連絡を確実にし、情報の共有に努めます。また、事務連絡等を密にして、安全面に最良の注意を払いながら運営にあたるようにします。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・日常的に、一人一人が課題や情報を持ち寄り、省察的反省をしつつ職員の力をつけていく。
- ・研究者や実践者を招き、組織内研修を積極的に行っている。
- ・必要な研修には、積極的に参加し、報告する。学習内容を全職員で共有する。
- ・行政内で実施される研修会に参加し、公的事業を担う職員としての意識を高める。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

- ・防災教育の視点で、母親サークルや親子のグループ、民生委員がつくっている子育てサロンの育成に努める。
- ・現在放課後児童クラブの利用団体が増えてきているので、あそびを通しての支援を継続していく。
- ・高学年の子ども達のリーダー育成に力を入れる。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

普段の心がまえと準備が基本と考えます。災害が起こった時は、即時的確な対応と行動が必要となります。職員が適切な指示を与え、利用者の恐怖心を鎮め、速やかに安全な行動をとっていくため、

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館

さまざまな場面を想定しての訓練を積み重ねていくことはもちろんですが、日頃からの利用者との防災に対する共通理解と相互の信頼関係を築いていくことが重要と考えます。

- ・緊急時・災害時の対応を明確に行うため、危機管理マニュアルを作成している。
- ・防災の視点でまちづくりを考え、市の総合防災マップを元に、防災計画を作成する。
- ・役割の分担だけでなく、全職員が防災組織全体を把握し、全職員がそろっていない場合も適切な判断ができるようにしていく。
- ・館内の設備の位置や使い方を全職員が熟知しておくおととも、利用者にも知らせ、さらに避難経路を明示する。
- ・施設機器および施設内の安全点検を定期的実施する。
- ・速やかに避難誘導ができるように、避難誘導訓練、通報訓練を実施する。
- ・消防署の指導を受けて消防計画書作成する。
- ・緊急持ち出しの書類や携帯用具の収納場所を明確にする。
- ・一般来館者の保護者には、災害時の児童館での対応について学校などを通して周知に努める。
- ・広域避難集合場所の確認と、地域の防災組織との連携を常にとり、地域の防災訓練にも参加していく。

### 〈児童の安全確保に関する考え方〉

現在の社会状況の中で起こる事故や事件が、保護者の不安を大きくしています。特に児童館は開放された施設で、その開放感が役割の一つとなっていることから、十分な安全対策が求められていると考えます。児童館の開放性を維持しながら、子どもたちの安全を確保していくためには、施設の中での対策を立てるだけでなく、安全で安心できる地域づくりが必要と考えます。さまざまな活動を通して地域に働きかけ、地域全体で子どもの育ちを見守る体制づくりが重要です。外遊びや屋外行事を利用しながら、地域の人々が子どもの顔を覚える機会を多く持つことが大切と考えます。またそれは子どもが地域やそこに住む人々を知っていくことにもなります。それが子育てからの子育ちのまちづくりの一步と考えます。

- ・日常、施設内の清掃に気を配りながら、安全な環境整備に努める。
- ・開設準備期間に職員が地域の危険箇所の点検や情報の収集を行います。受けた情報に関しては職員間の共通認識とする。
- ・地域での安全を目的にした活動をしている NPO 団体に要請して、定期的に子どもや乳幼児の保護者向けに安全教室を開く。
- ・地域のなかで遊ぶプログラムを積極的に取り入れ、地域の危険な箇所や危険を感じた時の対応の仕方や緊急避難場所(こども SOS の家など)を知らせていながら、自己管理の力を育てていく。
- ・地域や学校などの関係機関との情報交換を重ねながら、地域で子どもを守る体勢をつくる。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

仕事上知りえた個人情報の守秘義務はもちろんのこと、個人の住所などの記入された書類等の保管、取り扱いには特に留意します。

又写真などの個人情報を掲載する場合は必ず本人及び親の承諾を得てからにします。以上のことについては、スタッフ会などあらゆる機会をとらえて職員間で確認するようにします。児童館が持っている情報は利用者ばかりでなく、すべての人に平等に提供していきます。

また労働法令等の考え方については、賃金・労働時間・休憩時間・有給休暇等労働法令に基づき、厚生員が気持ちよく働ける環境づくりに努めます。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市安久児童館

団体では、仕事と子育て・介護を両立させ職員全員が働きやすい職場環境を作ることに努めており、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定しホームページで常時公開しています。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・子ども達の状況や年齢に合ったあそびを提供して、あそびを通して健全育成を図る。
- ・子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。
- ・子ども同士が同年齢や異年齢集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助する。  
当該施設に係わる相談や苦情等への対応について のところでも述べましたように、利用者の立場に立ったサービスの質の向上のため、積極的に苦情解決に取り組む。
- ・利用者からのニーズへの対応について のところでも述べましたように、事業評価のしくみについて特に力を入れていく。
- ・施設内の不備な部分を改善する。
- ・安全と衛生に関する点検を十分に行う。
- ・自然災害時の安全点検と事前事後の対応を迅速にする。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

今、家庭や学校だけの「責任」にはできない「社会の問題」が子ども達の育ちの中に大きく影響していると思います。そこで、私達は子ども達が健やかに育つために、行政でも民間企業でも担えないところで、お金にはならないが人として育つ時にとても大切になってくる「情緒」を育てることに、長い間地域の中で力を注ぎました。

2018年6月、WHO(世界保健機構)の国際疾病分類に、ゲーム依存が「ゲーム障害」として追加されました。そこで子ども同士のコミュニケーション能力を高めるには、私達が長年活動してきたベーゴマ遊びやわらべうた遊び等がいかに重要であるかが再認識されたので、ますますこれらに力を入れていきたいと考えています。

また地域貢献事業をしている他団体と繋がり、新しい企画を検討中です。

そして市総合防災マップを基本に、「県民がつくるみやぎき防災ネットワーク」に依頼して、一緒に考えながら防災計画を立てているところです。

自然のスペシャリストに親子で学びながら、サステナブルな環境を次の世代に伝える場づくりをしていきます。

今の子ども達の生活を考えると、コミュニケーション能力の不足や、遊びを通じた基本的な運動能力の不足が見られます。そこで人との関わりを通して、基本的運動能力を発達させられるようなプログラムも、実施していきたいと考えています。

地域の社会資源を活かしながら、手仕事・郷土料理といった伝統文化に、子ども達が出会う機会をつくっていきます。

子どもの貧困や虐待の予防をするために、普段から親子がゆったりとくつろぐことができる子育て支援の環境を整え、子育ての悩みや相談を受けたり専門機関へ繋いだりする役割を果たしていきます。



## 都城市太郎坊児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市太郎坊児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間

#### (2) 代表者名

本田 恭子

#### (3) 所在地

都城市安久町2546番地1

#### (4) 設立年月日

平成15年10月30日

#### (5) 従業員数

9名

#### (6) 業務内容

子どもの健全育成を図る活動

文化・芸術の振興を図る活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市太郎坊児童館 (都城市太郎坊町1756番地)	敷地面積：1,775㎡ 延床面積：193.77㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月21日

第1回選定委員会開催

平成30年6月1日～平成30年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

平成30年7月4日

事前説明会

平成30年7月10日～平成30年7月20日

申請書受付

平成30年8月21日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

平成30年9月12日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人こじいの森・こどもの

時間が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理運営実績を踏まえ、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域座談会を開催して地域の要望や利用者ニーズの把握に努めており、また南九州大学と連携した農業体験などの親子での体験活動や母親同士が交流できる子育て支援事業の展開にも力を入れるなど、利用の促進やサービスの向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した具体的な提案がされていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの運営実績から、管理運営体制が整備されており、提案された事業計画の実現が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・地域住民との交流や親子のふれあいなど、人との関わりを通して児童の健全育成を図ろうとする熱意が感じられ、児童の自主性や社会性を高める事業展開が期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・地域座談会を開催し、情報交換を行っている。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人こじいの森・こども時間	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	67	67	管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	102	105	利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づき利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	33	32	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	124	116	物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握 児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	40	42	児童の育成	14	
合計	600	366	362		120	
(参考)：提案金額		4,428千円		(平成31年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館 1

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
29	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
29	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000
29	高木児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	下水流児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	やっさクラブ	都城市 「安久放課後児童クラブ」	11,515,000
29	しわちクラブ	都城市 「志和池放課後児童クラブ」	8,255,184
29	2017年度環境市民活動助成	セブンイレブン記念財団 「子どもといっしょに楽しみ感じる 環境学習会」	865,503
29	平成29年度地域の絆で支え合う 「子育て応援」事業	宮崎県福祉保健部こども政策課 「こじいの森 ドラマとあそび体験 2017」	300,000

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館 2

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	第8回住友ゴム CSR 基金	(株)住友ゴム工業 サステナブル環境活動	240,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 読書活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 おはなし会」	400,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 体験活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 むかしあそびフェス ティバル」	200,000
29	平成29年度 ふるさと愛の基金助 成金	(福)宮崎県社会福祉協議会 「発達を支援する子育てわらべう た講座」	242,000
29	平成29年度 都城市こども基金活 用事業補助金	都城市 「こじいの森 ミュージカルワーク ショップ&観賞」	250,000
29	2017年度 子育てと仕事の両立支 援に対する助成活動」	(社)生命保険協会 しわちクラブ空調機代 クーラー2台	200,000
28	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
28	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
28	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成 29年度 貸借対照表

(特定非営利活動法人に係る事業)

(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とき</sup>  
(単位:円)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	15,685		
立替金			
未収入金			
前払い金	0		
流動資産合計		15,685	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			15,685
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	0		
預り金	0		
前受金			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		4,189	
当期正味財産増減額		11,496	
正味財産合計			15,685
負債及び正味財産合計			15,685

平成 29年度 活動計算書  
 (特定非営利活動法人に係る事業)  
 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とま</sup>  
 (単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		140,000
2 委託事業		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業		21,167,000
やっさクラブ委託事業		13,481,023
しわちクラブ委託事業		8,855,193
助成事業		
住友ゴム工業		240,000
宮崎県社会福祉協議会(赤い羽根)		300,000
子どもゆめ基金①		400,000
子どもゆめ基金②		200,000
セブンイレブン記念財団		865,503
文化庁(伝統文化)		242,000
宮崎県こども政策課		300,000
都城市こども基金		250,000
生命保険協会		200,000
自主事業収入		965,509
宮崎労働局		300,000
委託事業・受取助成金計		47,766,228
3 その他収益		4
経常収益計		47,906,232
II 経常費用		
1 事業費		
委託・助成事業費		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業	22,307,025	
やっさクラブ委託事業	13,481,023	
しわちクラブ委託事業	9,188,081	
サステイナブル環境活動	287,896	
親子、指導者向けわらべうた講座	320,205	
6箇所にて読み聞かせと手仕事 事業	378,862	
むかし遊びとベーゴマ大会	121,570	
しわちの森整備と森の活動事業	855,946	
プレイバックシアター、夏休みベーゴマ大会	262,900	
天然木ミュージカル上演とワークショップ	281,748	
しわちクラブ空調機器代	200,466	
自主活動経費	166,364	
事業費計	47,852,086	47,852,086
2 管理費		
通信費	3,595	
消耗品費	39,055	
租税公課	0	
予備費	0	
管理費計	42,650	42,650
経常費用計		47,894,736
当期正味財産増減額		11,496
前期繰越正味財産額		4,189
次期繰越正味財産額		15,685

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館

### (1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

地域の中に子どもの育ちあいの場であった異年齢の子ども集団がなくなり、子どもの伝えあいの機会がなくなっている現在、児童館の定義、役割はこれまで以上に重要になっています。児童館が置かれている福祉施設としての枠を超え、子どもと子育て家庭の社会教育施設、安心して住み続けたいと思える、まちづくりの視点からの地域振興という新たな役割が求められています。また児童館にはその役割を果たす機能の拡大も求められていると考えます。

今回の太郎坊児童館申請にあたり、太郎坊の立地条件を活かした独自性として、子育て支援、子どもの心身を育成し情操を豊かにするための読書活動、文化活動やサステナブル(持続可能)な社会づくりのための環境を考える活動、生活体験活動、防災プログラム、相談事業活動等をしていきたいと考えます。

また今、全国的に重要視されている派遣型出前児童館も充実させていきます。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

団体は、利用申請での申し込み順に受け付け、公平性を確保し、どの個人や団体に対しても平等に対応します。調整が必要な場合は、それぞれにとって、より良い利用ができるようそれぞれの個人・団体にとって良いものを提案していきます。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

誰からも愛される太郎坊児童館を目指し、児童館運営に対して利用者のことを第一に考えて取り組んでいきます。利用者の苦情に対しては、職員全体での迅速な解決を行うことを基本とします。一つ一つ話をしっかりと聞き、丁寧に説明し対応していきます。また、他児童館・子育てや社会教育などの各種サークル・団体と連携して、困っていることが解決できるよう力を注ぎます。そしてその中で改善すべき点については、早急に取り組みます。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・職員による始業前の施設内外の点検を行い、安全確認を実施する。
- ・施設内の紙や大きな物品等の効果的な整理・保管を行い、子ども達の活動しやすい環境整備を行う。
- ・靴、傘、鞆等の保管方法を決め、子ども達が自己管理できるように留意する。
- ・はさみ等の工作用品類、ボードゲーム等の玩具、図書等の整理整頓方法を決め、子ども達が自主的に管理できるように留意する。
- ・子ども達には、手洗い、うがいの励行を指導し、清保持の指導を実施する。
- ・来訪者の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを職員が随時確認する。また、警察署等の指導を仰ぎながら、不審者侵入対応訓練等を実施する。
- ・職員体制が極端に手薄にならない勤務ローテーションを工夫していく。
- ・来館及び帰宅に関して地域の危険箇所を把握し、利用者や保護者に注意を喚起し、犯罪・事故に遭遇した時の公安等の緊急避難所や連絡先を周知するようにしていく。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもの生きる力を培うために、子ども同士の学び合いを大切にする。
- ・思春期の子ども達の居場所として、子ども達の自立へのステップを見守り、ともに共感できる関係を大切にする。
- ・中高生を含む異年齢の子ども達が、ともに支え合い交流し合える活動を展開する。
- ・子育て家庭の父母が仲間づくりしながら、親と子がともに育ていくための支援をしていく。
- ・地域のボランティアの育成を図り、地域の人々と協働で築く児童館運営を目指す。
- ・人の手繋ぎの中で行われる子育て・子育てを通し、支え合いのまちづくりのための働きかけをしていく。
- ・子どもを含む利用者の立場にたち、利用者の声の反映をはかっていく。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

子どもが自分の意見を表明し、児童館を評価できるようになるためには、子どもが「何でも話せる」と思える雰囲気づくりを常に心がけながら、意見表明ができるようになる道筋を、日常の活動の中で展開することが必要です。それは、その子どもを丸ごと受けとめ「何でも話せる」信頼関係を築くことと、児童館が子どもにとって「自信と安心と自由」が確保された居場所となることが前提であると考えます。さまざまな形での意見表明の機会を設け、子どもからの意見を聞くことだけでなく、子どもの自立と社会参加の学びの場としていきます。

- ・子どもからやりたいことがでてきたら、一緒に考えながら実現できるように支援していく。
- ・できることについては、最大限努力をする。
- ・地域の代表などで構成される地域座談会を開催し、行政や地域と協力をして要望に応えるようにしていく。
- ・施設側の自己評価とアンケート調査などによる利用者評価を元に、課題を明らかにし、運営上の改善と事業展開に反映する。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

太郎坊児童館の独自性を出していきます。太郎坊児童館は、市救急病院に近い郊外にあり、核家族世帯が多い環境にあるので、さまざまな企画を充実させていきます。

- ・広く市民に知らせたい専門の講師による講座(絵本作家、海外の講師、小児科医、弁護士、カウンセラー、わらべうた)や昆虫写真家との自然観察活動、ベーゴマ大会、演劇鑑賞などを開催していく。
- ・現在、南九州大学と連携した農業体験を展開しており、親子で体験することにより、特に父親を含む利用者増に繋がっている。
- ・読書活動については、新しくなった市立図書館とも連携を図り、より一層図書館を充実させ、利用者にとってすばらしい本との出会いとなるような企画をしていく。
- ・子どもとその保護者が自由に交流できる環境を整え、子育てや母親同士の仲間づくりの場所となり利用が増えているので、ますます子どもが安心して過ごせて、情緒の安定に繋がる(「居場所」)になるようにする。
- ・ホームページ上で、館たよりや日常の様子を広く知らせ児童館活動の啓発や情報の発信に努める。
- ・子育て中の不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じ、内容によっては関係専門機関へ繋がります。機織り、染め、木工等の手仕事や不登校児童への居場所づくりにも力を入れていく。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

非営利団体としての主な収入源は、会費収入です。それ以外では、助成金申請による助成事業や会員が出

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館

前講師として、保育園・保育士研修会・家庭教育学級・他NPO団体より依頼を受け、わらべうた・草木染め・ベーゴマ・羊毛手仕事の指導をすることによる収入があります。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

委託料の三分の二が人件費と考えられるので、残り三分の一を管理運営費とします。

前年度より団体の経費で、館内の施設を改善し、利用者に喜ばれる環境と事業内容充実に努力してきました。

今後、指定管理料を有効に活かしてもっと内容の充実を図っていきます。

- ・様々な財団等への助成金申請をする。
- ・地域の人材や場所を活かした活動の展開。
- ・今の施設をより有効に活かし、心地よい場所にしていく。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

日々遊具の安全点検を実施し、清掃作業等施設の維持管理に努めていきます。

前年度より団体の経費で、館内の設備を改善し、利用しやすい環境と事業内容遂行に努力してきました。今後も、指定管理料を有効に活かして、より一層内容の充実を図っていきたいと思います。

大きな補修に関しては、市と相談しながら維持補修に努めていきたいです。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

太郎坊児童館を子育て・子育て支援の地域の拠点としていく活動の実践者として、また児童館を拠点とした地域づくりの担い手としての配置を考えています。

館長 1名(他児童館と兼務) 副館長・事務職員 1名(他児童館と兼務)

太郎坊児童館 常勤 指導員 2名

全ての管理運営を館長責任の下、毎日の報告・連絡を確実にし、情報の共有に努めます。また、事務連絡等を密にして、安全面に最良の注意を払いながら運営にあたるようにします。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・日常的に、一人一人が課題や情報を持ち寄り、省察的反省をしつつ職員の力をつけていく。
- ・研究者や実践者を招き、組織内研修を積極的に行っている。
- ・必要な研修には、積極的に参加し、報告する。学習内容を全職員で共有する。
- ・行政内で実施される研修会に参加し、公的事業を担う職員としての意識を高める。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

・防災教育の視点で、母親サークルや親子のグループ、民生委員がつくっている子育てサロンの育成に努める。

・現在小学校から利用がある中・高生の利用が増えてきているので、あそびを通しての支援を継続していく。

・高学年の子ども達のリーダー育成に力を入れる。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

普段の心がまえと準備が基本と考えます。災害が起こった時は、即時の的確な対応と行動が必要となります。職員が適切な指示を与え、利用者の恐怖心を鎮め、速やかに安全な行動をとっていくため、さまざまな場面を想定しての訓練を積み重ねていくことはもちろんですが、日頃からの利用者との防災に対する共通理解と相互の信頼関係を築いていくことが重要と考えます。

- ・緊急時・災害時の対応を明確に行うため、危機管理マニュアルを作成している。
- ・防災の視点でまちづくりを考え、市の総合防災マップを元に、防災計画を作成する。
- ・役割の分担だけでなく、全職員が防災組織全体を把握し、全職員がそろっていない場合も適切な判断ができるようにしていく。
- ・館内の設備の位置や使い方を全職員が熟知しておくとともに、利用者にも知らせ、さらに避難経路を明示する。
- ・施設機器および施設内の安全点検を定期的実施する。
- ・速やかに避難誘導ができるように、避難誘導訓練、通報訓練を実施する。
- ・消防署の指導を受けて消防計画書作成する。
- ・緊急持ち出しの書類や携帯用具の収納場所を明確にする。
- ・一般来館者の保護者には、災害時の児童館での対応について学校などを通して周知に努める。
- ・広域避難集合場所の確認と、地域の防災組織との連携を常にとり、地域の防災訓練にも参加していく。

### 〈児童の安全確保に関する考え方〉

現在の社会状況の中で起こる事故や事件が、保護者の不安を大きくしています。特に児童館は開放された施設で、その開放感が役割の一つとなっていることから、十分な安全対策が求められていると考えます。児童館の開放性を維持しながら、子どもたちの安全を確保していくためには、施設の中での対策を立てるだけでなく、安全で安心できる地域づくりが必要と考えます。さまざまな活動を通して地域に働きかけ、地域全体で子どもの育ちを見守る体制づくりが重要です。外遊びや屋外行事を利用しながら、地域の人々が子どもの顔を覚える機会を多く持つことが大切と考えます。またそれは子どもが地域やそこに住む人々を知っていくことにもなります。それが子育て子育てからのまちづくりの一步と考えます。

- ・日常、施設内の清掃に気を配りながら、安全な環境整備に努める。
- ・開設準備期間に職員が地域の危険箇所の点検や情報の収集を行います。受けた情報に関しては職員間の共通認識とする。
- ・地域での安全を目的にした活動をしている NPO 団体に要請して、定期的に子どもや乳幼児の保護者向けに安全教室を開く。
- ・地域のなかで遊ぶプログラムを積極的に取り入れ、地域の危険な箇所や危険を感じた時の対応の仕方や緊急避難場所(子ども SOS の家など)を知らせていきながら、自己管理の力を育てていく。
- ・地域や学校などの関係機関との情報交換を重ねながら、地域で子どもを守る体勢をつくる。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

仕事上知りえた個人情報の守秘義務はもちろんのこと、個人の住所などの記入された書類等の保管、取り扱いには特に留意します。

又写真などの個人情報を掲載する場合は必ず本人及び親の承諾を得てからにします。以上のことについては、スタッフ会などあらゆる機会をとらえて職員間で確認するようにします。児童館が持っている情報は利用者

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市太郎坊児童館

ばかりでなく、すべての人に平等に提供していきます。

また労働法令等の考え方については、賃金・労働時間・休憩時間・有給休暇等労働法令に基づき、厚生員が気持ちよく働ける環境づくりに努めます。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

・子ども達の状況や年齢に合ったあそびを提供して、あそびを通して健全育成を図る。

・子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。

・子ども同士が同年齢や異年齢集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助する。

当該施設に係わる相談や苦情等への対応について のところでも述べましたように、利用者の立場に立ったサービスの質の向上のため、積極的に苦情解決に取り組む。

・利用者からのニーズへの対応について のところでも述べましたように、事業評価のしくみについて特に力を入れていく。

・施設内の不備な部分を改善する。

・安全と衛生に関する点検を十分に行う。

・自然災害時の安全点検と事前事後の対応を迅速にする。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

今、家庭や学校だけの「責任」にはできない「社会の問題」が子ども達の育ちの中に大きく影響していると思います。そこで、私達は子ども達が健やかに育つために、行政でも民間企業でも担えないところで、お金にはならないが人として育つ時にとっても大切になってくる「情緒」を育てることに、長い間地域の中で力を注いできました。

2018年6月、WHO(世界保健機構)の国際疾病分類に、ゲーム依存が「ゲーム障害」として追加されました。そこで子ども同士のコミュニケーション能力を高めるには、私達が長年活動してきたベーゴマ遊びやわらべうた遊び等がいかに重要であるかが再認識されたので、ますますこれらに力を入れていきたいと考えています。

また地域貢献事業をしている他団体と繋がり、新しい企画を検討中です。

そして市総合防災マップを基本に、「県民がつくるみやざき防災ネットワーク」に依頼して、一緒に考えながら防災計画を立てているところです。

自然のスペシャリストに親子で学びながら、サステイナブルな環境を次の世代に伝える場づくりをしていきます。

今の子ども達の生活を考えると、コミュニケーション能力の不足や、遊びを通じた基本的な運動能力の不足が見られます。そこで人との関わりを通して、基本的運動能力を発達させられるようなプログラムも、実施していきたいと考えています。

地域の社会資源を活かしながら、手仕事・郷土料理といった伝統文化に、子ども達が出会う機会をつくっていきます。

子どもの貧困や虐待の予防をするために、普段から親子がゆったりとくつろぐことができる子育て支援の環境を整え、子育ての悩みや相談を受けたり専門機関へ繋いだりする役割を果たしていきます。



## 都城市高木児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市高木児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間

#### (2) 代表者名

本田 恭子

#### (3) 所在地

都城市安久町2546番地1

#### (4) 設立年月日

平成15年10月30日

#### (5) 従業員数

9名

#### (6) 業務内容

子どもの健全育成を図る活動

文化・芸術の振興を図る活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市高木児童館 (都城市高木町4461番地)	敷地面積：1,126.70㎡ 延床面積：193.77㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月21日

第1回選定委員会開催

平成30年6月1日～平成30年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

平成30年7月4日

事前説明会

平成30年7月10日～平成30年7月20日

申請書受付

平成30年8月21日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

平成30年9月12日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人こじいの森・こどもの

時間が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理運営実績を踏まえ、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域座談会を開催し、地域の要望や利用者ニーズを把握して事業展開へ反映しており、またホームページや児童館だよりを作成して児童館活動の積極的な啓発と情報発信に努めるなど、利用促進やサービス向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した具体的な提案がされていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの運営実績から、管理運営体制が整備されており、提案された事業計画の実現が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・子育てに対する熱意が高く、様々な助成金を活用したイベント等の事業展開により、利用者の増加等が期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・地域座談会を開催し、情報交換を行っている。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人こじいの森・こども時間	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	65	68	管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	100	102	利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づき利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	33	32	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	124	115	物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握 児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	39	40	児童の育成	14	
合計	600	361	357		120	
(参考)：提案金額		4,389千円				(平成31年度)

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館 1

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
29	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
29	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000
29	高木児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	下水流児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	やっさクラブ	都城市 「安久放課後児童クラブ」	11,515,000
29	しわちクラブ	都城市 「志和池放課後児童クラブ」	8,255,184
29	2017年度環境市民活動助成	セブンイレブン記念財団 「子どもといっしょに楽しみ感じる 環境学習会」	865,503
29	平成29年度地域の絆で支え合う 「子育て応援」事業	宮崎県福祉保健部子ども政策課 「こじいの森 ドラマとあそび体験 2017」	300,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館 2

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	第8回住友ゴム CSR 基金	(株)住友ゴム工業 サステナブル環境活動	240,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 読書活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 おはなし会」	400,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 体験活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 むかしあそびフェス ティバル」	200,000
29	平成29年度 ふるさと愛の基金助 成金	(福)宮崎県社会福祉協議会 「発達を支援する子育てわらべう た講座」	242,000
29	平成29年度 都城市こども基金活 用事業補助金	都城市 「こじいの森 ミュージカルワーク ショップ&観賞」	250,000
29	2017年度 子育てと仕事の両立支 援に対する助成活動」	(社)生命保険協会 しわちクラブ空調機代 クーラー2台	200,000
28	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
28	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
28	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成 29年度 貸借対照表

(特定非営利活動法人に係る事業)

(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とぎ</sup>  
(単位:円)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	15,685		
立替金			
未収入金			
前払い金	0		
流動資産合計		15,685	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			15,685
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	0		
預り金	0		
前受金			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		4,189	
当期正味財産増減額		11,496	
正味財産合計			15,685
負債及び正味財産合計			15,685

平成 29年度 活動計算書  
(特定非営利活動法人に係る事業)  
(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とき</sup>  
(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費		140,000
2 委託事業		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業		21,167,000
やっさクラブ委託事業		13,481,023
しわちクラブ委託事業		8,855,193
助成事業		
住友ゴム工業		240,000
宮崎県社会福祉協議会(赤い羽根)		300,000
子どもゆめ基金①		400,000
子どもゆめ基金②		200,000
セブンイレブン記念財団		865,503
文化庁(伝統文化)		242,000
宮崎県こども政策課		300,000
都城市こども基金		250,000
生命保険協会		200,000
自主事業収入		965,509
宮崎労働局		300,000
委託事業・受取助成金計		47,766,228
3 その他収益		4
経常収益計		47,906,232
II 経常費用		
1 事業費		
委託・助成事業費		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業	22,307,025	
やっさクラブ委託事業	13,481,023	
しわちクラブ委託事業	9,188,081	
サステイナブル環境活動	287,896	
親子、指導者向けわらべうた講座	320,205	
6箇所にて読み聞かせと手仕事 事業	378,862	
むかし遊びとベーゴマ大会	121,570	
しわちの森整備と森の活動事業	855,946	
プレイバックシアター、夏休みベーゴマ大会	262,900	
天然木ミュージカル上演とワークショップ	281,748	
しわちクラブ空調機器代	200,466	
自主活動経費	166,364	
事業費計	47,852,086	47,852,086
2 管理費		
通信費	3,595	
消耗品費	39,055	
租税公課	0	
予備費	0	
管理費計	42,650	42,650
経常費用計		47,894,736
当期正味財産増減額		11,496
前期繰越正味財産額		4,189
次期繰越正味財産額		15,685

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

### (1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

地域の中に子どもの育ちあいの場であった異年齢の子ども集団がなくなり、子どもの伝えあいの機会がなくなっている現在、児童館の定義、役割はこれまで以上に重要になっています。児童館が置かれている福祉施設としての枠を超え、子どもと子育て家庭の社会教育施設、安心して住み続けたいと思える、まちづくりの視点からの地域振興という新たな役割が求められています。また児童館にはその役割を果たす機能の拡大も求められていると考えます。

今回の高木児童館申請にあたり、子育て支援、子どもの心身を育成し情操を豊かにするための読書活動、文化活動やサステナブル(持続可能)な社会づくりのための環境を考える活動、生活体験活動、防災プログラム、相談事業活動等をしていきたいと考えます。

また今、全国的に重要視されている派遣型出前児童館も充実させていきます。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

団体は、利用申請での申し込み順に受付け、公平性を確保し、どの個人や団体に対しても平等に対応します。調整が必要な場合は、それぞれにとって、より良い利用ができるようそれぞれの個人・団体にとって良いものを提案していきます。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

誰からも愛される高木児童館を目指し、児童館運営に対して利用者のことを第一に考えて取り組んでいきます。利用者の苦情に対しては、職員全体での迅速な解決を行うことを基本とします。一つ一つ話をしっかりと聞き、丁寧に説明し対応していきます。また、他児童館・子育てや社会教育などの各種サークル・団体と連携して、困っていることが解決できるよう力を注ぎます。そしてその中で改善すべき点については、早急に取り組めます。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・職員による始業前の施設内外の点検を行い、安全確認を実施する。
- ・施設内の紙や大きな物品等の効果的な整理・保管を行い、子ども達の活動しやすい環境整備を行う。
- ・靴、傘、鞆等の保管方法を決め、子ども達が自己管理できるように留意する。
- ・はさみ等の工作用品類、ボードゲーム等の玩具、図書等の整理整頓方法を決め、子ども達が自主的に管理できるように留意する。
- ・子ども達には、手洗い、うがいの励行を指導し、清潔保持の指導を実施する。
- ・来訪者の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを職員が随時確認する。また、警察署等の指導を仰ぎながら、不審者侵入対応訓練等を実施する。
- ・職員体制が極端に手薄にならない勤務ローテーションを工夫していく。
- ・来館及び帰宅に関して地域の危険箇所を把握し、利用者や保護者に注意を喚起し、犯罪・事故に遭遇した時の公安等の緊急避難所や連絡先を周知するようにしていく。
- ・行事内容についても、サステナブル(持続可能)なまちづくりの視点-地球規模で考えられている、ストロー等プラスチック製品の使用を取りやめることやWHOにより認定されたゲーム依存症への配慮等-に立ち計画する。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもの生きる力を培うために、子ども同士の学び合いを大切にする。
- ・思春期の子ども達の居場所として、子ども達の自立へのステップを見守り、ともに共感できる関係を大切にする。
- ・中高生を含む異年齢の子ども達が、ともに支え合い交流し合える活動を展開する。
- ・子育て家庭の父母が仲間づくりしながら、親と子がともに育っていくための支援をしていく。
- ・地域のボランティアの育成を図り、地域の人々と協働で築く児童館運営を目指す。
- ・人の手繋ぎの中で行われる子育て・子育てを通し、支え合いのまちづくりのための働きかけをしていく。
- ・子どもを含む利用者の立場にたち、利用者の声の反映をはかっていく。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

子どもが自分の意見を表明し、児童館を評価できるようになるためには、子どもが「何でも話せる」と思える雰囲気づくりを常に心がけながら、意見表明ができるようになる道筋を、日常の活動の中で展開することが必要です。それは、その子どもを丸ごと受けとめ「何でも話せる」信頼関係を築くことと、児童館が子どもにとって「自信と安心と自由」が確保された居場所となることが前提であると考えます。さまざまな形での意見表明の機会を設け、子どもからの意見を聞くことだけでなく、子どもの自立と社会参加の学びの場としていきます。

- ・子どもからやりたいことがでてきたら、一緒に考えながら実現できるように支援していく。
- ・できることについては、最大限努力をする。
- ・地域の代表などで構成される地域座談会を開催し、行政や地域と協力をして要望に応えるようにしていく。
- ・施設側の自己評価とアンケート調査などによる利用者評価を元に、課題を明らかにし、運営上の改善と事業展開に反映する。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

高木児童館の独自性を出していきます。高木児童館は、市郊外の高齢者が多い住宅地の中にあります。そこで小学生はもちろんのこと祖父母が孫世代と気軽に利用できるようにすると共に、子育て中の親子や近隣保育園の子ども達向けのさまざまな企画も充実させていきます。

・もっと遊具等の環境を充実させて、乳幼児の発達支援となるわらべうたなどの遊びを提供できるようにしていきます。子育て中の不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じ、内容によっては関係専門機関へ繋がります。農業体験や郷土料理づくり、羊毛手仕事などや不登校児童への居場所づくりにも力を入れていきます。そして高木児童館が、高木地区の子育て支援事業の拠点になるようにします。

- ・読書活動については、新しくなった市立図書館とも連携を図り、より一層図書を充実させ、利用者にとってすばらしい本との出会いとなるような企画をしていく。
- ・子どもが安心して過ごせて、情緒の安定に繋がる(「居場所」)になるようにする。
- ・ホームページ上で、館たよりや日常の様子を広く知らせ児童館活動の啓発や情報の発信に努める。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

非営利団体としての主な収入源は、会費収入です。それ以外では、助成金申請による助成事業や会員が出前講師として、保育園・保育士研修会・家庭教育学級・他NPO団体より依頼を受け、わらべうた・草木染め・ベーゴマ・羊毛手仕事の指導をすることによる収入があります。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

委託料の三分の二が人件費と考えられるので、残り三分の一を管理運営費とします。

前年度より団体の経費で、館内の施設を改善し、利用者に喜ばれる環境と事業内容充実に努力してきました。今後、指定管理料を有効に活かしてもっと内容の充実に図っていきます。

- ・様々な財団等への助成金申請をする。
- ・地域の人材や場所を活かした活動の展開。
- ・今の施設をより有効に活かし、心地よい場所にしていく。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

日々遊具の安全点検を実施し、清掃作業等施設の維持管理に努めていきます。

前年度より団体の経費で、館内の設備を改善し、利用しやすい環境と事業内容遂行に努力してきました。今後も、指定管理料を有効に活かして、より一層内容の充実に図っていきたいと思います。

大きな補修に関しては、市と相談しながら維持補修に努めていきたいです。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

高木児童館を子育て・子育て支援の地域の拠点としていく活動の実践者として、また児童館を拠点とした地域づくりの担い手としての配置を考えています。

館長 1名 (他児童館と兼務) 副館長・事務職員 1名 (他児童館と兼務)

高木児童館 常勤 指導員 2名

全ての管理運営を館長責任の下、毎日の報告・連絡を確実にし、情報の共有に努めます。また、事務連絡等を密にして、安全面に最良の注意を払いながら運営にあたるようにします。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・日常的に、一人一人が課題や情報を持ち寄り、省察的反省をしつつ職員力をつけていく。
- ・研究者や実践者を招き、組織内研修を積極的に行っている。
- ・必要な研修には、積極的に参加し、報告する。学習内容を全職員で共有する。
- ・行政内で実施される研修会に参加し、公的事業を担う職員としての意識を高める。

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

・防災教育の視点で、母親サークルや親子のグループ、民生委員がつくっている子育てサロンの育成に努める。

・現在近隣保育園や小・中特別支援学級児童の利用が増えているので、あそびを通しての支援を継続していく。

・高学年の子ども達のリーダー育成に力を入れる。

・地域の児童に関わるトラブルを解決するにあたり、地域育成会や民生委員と児童館との連携を図っていく。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

普段の心がまえと準備が基本と考えます。災害が起こった時は、即時の的確な対応と行動が必要となります。職員が適切な指示を与え、利用者の恐怖心を鎮め、速やかに安全な行動をとっていくため、さまざまな場面を想定しての訓練を積み重ねていくことはもちろんですが、日頃からの利用者との防災に対する共通理解と相互の信頼関係を築いていくことが重要と考えます。

- ・緊急時・災害時の対応を明確に行うため、危機管理マニュアルを作成している。
- ・防災の視点でまちづくりを考え、市の総合防災マップや沖水地区防災マップを元に、防災計画を作成する。
- ・役割の分担だけでなく、全職員が防災組織全体を把握し、全職員がそろっていない場合も適切な判断ができるようにしていく。
- ・館内の設備の位置や使い方を全職員が熟知しておくおとともに、利用者にも知らせ、さらに避難経路を明示する。
- ・施設機器および施設内の安全点検を定期的実施する。
- ・速やかに避難誘導ができるように、避難誘導訓練、通報訓練を実施する。
- ・消防署の指導を受けて消防計画書作成する。
- ・緊急持ち出しの書類や携帯用具の収納場所を明確にする。
- ・一般来館者の保護者には、災害時の児童館での対応について学校などを通して周知に努める。
- ・広域避難集合場所の確認と、地域の防災組織との連携を常にとり、地域の防災訓練にも参加していく。

〈児童の安全確保に関する考え方〉

現在の社会状況の中で起こる事故や事件が、保護者の不安を大きくしています。特に児童館は開放された施設で、その開放感が役割の一つとなっていることから、十分な安全対策が求められていると考えます。児童館の開放性を維持しながら、子どもたちの安全を確保していくためには、施設中での対策を立てるだけでなく、安全で安心できる地域づくりが必要と考えます。さまざまな活動を通して地域に働きかけ、地域全体で子どもの育ちを見守る体制づくりが重要です。外遊びや屋外行事を利用しながら、地域の人々が子どもの顔を覚える機会を多く持つことが大切と考えます。またそれは子どもが地域やそこに住む人々を知っていくことにもなります。それが子育て子育てからのまちづくりの一步と考えます。

- ・日常、施設内の清掃に気を配りながら、安全な環境整備に努める。
- ・開設準備期間に職員が地域の危険箇所の点検や情報の収集を行います。受けた情報に関しては職員間の共通認識とする。
- ・地域での安全を目的にした活動をしている NPO 団体に要請して、定期的に子どもや乳幼児の保護者向けに安全教室を開く。
- ・地域のなかで遊ぶプログラムを積極的に取り入れ、地域の危険な箇所や危険を感じた時の対応の仕方や緊急避難場所(こども SOS の家など)を知らせていきながら、自己管理の力を育てていく。
- ・地域や学校などの関係機関との情報交換を重ねながら、地域で子どもを守る体勢をつくる。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

仕事上知りえた個人情報の守秘義務はもちろんのこと、個人の住所などの記入された書類等の保管、取り扱いには特に留意します。

又写真などの個人情報を掲載する場合は必ず本人及び親の承諾を得てからにします。以上のことについて

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市高木児童館

は、スタッフ会などあらゆる機会をとらえて職員間で確認するようにします。児童館が持っている情報は利用者ばかりでなく、すべての人に平等に提供していきます。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・子ども達の状況や年齢に合ったあそびを提供して、あそびを通して健全育成を図る。
  - ・子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。
  - ・子ども同士が同年齢や異年齢集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助する。
- 当該施設に係わる相談や苦情等への対応について のところでも述べましたように、利用者の立場に立ったサービスの質の向上のため、積極的に苦情解決に取り組む。
- ・利用者からのニーズへの対応について のところでも述べましたように、事業評価のしくみについて特に力を入れていく。
  - ・施設内の不備な部分を改善する。
  - ・安全と衛生に関する点検を十分に行う。
  - ・自然災害時の安全点検と事前事後の対応を迅速にする。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

今、家庭や学校だけの「責任」にはできない「社会の問題」が子ども達の育ちの中に大きく影響していると思います。そこで、私達は子ども達が健やかに育つために、行政でも民間企業でも担えないところで、お金にはならないが人として育つ時にとても大切になってくる「情緒」を育てることに、長い間地域の中で力を注ぎました。

2018年6月、WHO(世界保健機構)の国際疾病分類に、ゲーム依存が「ゲーム障害」として追加されました。そこで子ども同士のコミュニケーション能力を高めるには、私達が長年活動してきたベーゴマ遊びやわらべうた遊び等がいかに重要であるかが再認識されたので、ますますこれらに力を入れていきたいと考えています。

また地域貢献事業をしている他団体と繋がり、新しい企画を検討中です。

そして市総合防災マップを基本に、「県民がつくるみやぎき防災ネットワーク」に依頼して、一緒に考えながら防災計画を立てているところです。

自然のスペシャリストに親子で学びながら、サステイナブルな環境を次の世代に伝える場づくりをしていきます。

今の子ども達の生活を考えると、コミュニケーション能力の不足や、遊びを通じた基本的な運動能力の不足が見られます。そこで人との関わりを通して、基本的運動能力を発達させられるようなプログラムも、実施していきたいと考えています。

地域の社会資源を活かしながら、手仕事・郷土料理といった伝統文化に、子ども達が出会う機会をつくっていきます。

子どもの貧困や虐待の予防をするために、普段から親子がゆったりとくつろぐことができる子育て支援の環境を整え、子育ての悩みや相談を受けたり専門機関へ繋いだりする役割を果たしていきます。



都城市下水流児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市下水流児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

NPO法人桜ます

(2) 代表者名

谷ヶ久保 禎子

(3) 所在地

都城市吉尾町6131番地4

(4) 設立年月日

平成30年6月5日

(5) 従業員数

12名

(6) 業務内容

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの復興を図る活動

環境の保全を図る活動

地域安全活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

子どもの健全育成を図る活動

2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市下水流児童館 (都城市下水流町3252番地2)	敷地面積：596㎡ 延床面積：195.43㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月21日	第1回選定委員会開催
平成30年6月1日～平成30年7月2日	募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）
平成30年7月4日	事前説明会
平成30年7月10日～平成30年7月20日	申請書受付
平成30年8月21日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
平成30年9月12日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点

方式) を行った結果、以下の理由でNPO法人桜ますが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的を十分認識しており、学識経験者や地域住民の代表で構成する運営委員会の意見を取り入れる体制を整備するなど、利用者に対する適切な対応が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・ホームページや目安箱を活用し、利用者からのニーズの把握を行い、サービス改善検討委員会を設置して対応を図るなど、利用者サービス向上の取組みが期待されること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・予算に応じた経費配分が適切に行われていること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・外部専門員の講師による研修会等を充実するなど、職員のスキルアップや資質向上にも力を入れ、また避難誘導マップや危機管理マニュアル等を整備し、避難訓練等を徹底することを計画しており、安定して適切な管理運営が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・児童館を地域の子供と大人を繋ぐコミュニティの拠点と捉え、積極的に地域住民や活動団体と交流し、伝統的な遊びを取り入れることや農業体験や自然体験など様々なプログラムを計画するなど、児童の社会性や創造性を育む指導に期待ができること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・児童館を“居場所”としてとらえ、子どもたちの自己肯定感を尊重しようとする視点が評価できる。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		NPO法人桜ます				
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	65		管理運営方針等 平等利用	12 11	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設定目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	102		利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設定、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	30		経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	115		物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熟意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	43		児童の育成	14	児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
合計	600	355			120	
(参考)：提案金額		4,389千円		(平成31年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するのではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

### (1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

- ・命を尊び、個性を尊重しながら、健全に育成が出来る、集团的・個別的な遊びを提供する。
- ・子どもが安らぎ、前に進んでいけるような居場所として、悩みを抱えて来館する学童の声に、耳を傾け寄り添いながら、抱えている問題を人権に配慮しながら、行政・地域連絡協議会と連携して、より良い育成の支援をする。
- ・子育て不安のサポートになるような情報を提供し、必要な事業の企画をする。また、子育て家族の交流の場を提供する。(別紙資料A)
- ・子育てサークルや地域の活動団体へ活動場所の提供を行い活用してもらおう。
- ・中高生は大型遊興施設しか居場所がなかったりするので、安全に楽しめる場所として交流の場や、活動を取り入れる。また思春期特有の問題に関して職員の意識を高め、子どもの背景や子どもの気持ちに寄り添いながら長期的にサポートを行う。(別紙資料B)
- ・自然に異年齢交流が行われる環境を整え、子どもたち同士で支え合い成長していけるようサポートを行う。
- ・子どもが意見を述べることができ、尊重される場を保证する。
- ・不登校児童や困り感があり学校になじめない児童の居場所をつくり、関係各所と連携しながらサポートを行う。(別紙資料C)
- ・体力増進施設として子どもの運動能力を発達させる活動を行う。
- ・食べ物を扱うイベントを行うときは前もって参加者を確定し、保護者から食物アレルギーの確認書を提出してもらい開催し、重大事故が起こらないように留意する。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

- ・児童館の趣旨に従い、地域住民の利用目的を把握して、平等利用を確保する。
- ・施設の利用について差別的な取り扱いや正当な理由なく、地域住民の利用を拒まないようにする。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

- ・利用者や地域住民の方々より、戴いた御意見・苦情について取りまとめて、公平に判断をし、より良い児童館の運営や改善に努める。
- ・学識経験者や地域住民の代表で構成する運営委員会の方々のご意見をいただき、速やかに対応して、今後の児童館運営に活かしていく。
- ・こども課への報告を徹底する。軽微なものは、モニタリング等で情報の共有化をする。
- ・育成支援の内容を地域に向け説明する場を設ける。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・リサイクル活動を積極的に進めて、美育・農育・食育などの事業を通して、環境に対する認識が深まることを来館者と共に実践する。(別紙資料D)
- ・児童館が、環境に対する活動を具現する場と成り得るように工夫をする。植物を育て、土を活かし、水を大切にすることなどの工夫の紹介及び実践の場となるイベントの開催をする。
- ・子どもたちで組織するボランティア部を作り、リーダーの育成と子ども主体の環境に配慮した活動を行う。

## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

虐待や貧困、DV、育児放棄など、子供の抱えている環境の改善に寄与する活動を行う。

・情報提供するために、ポスターや、フリーペーパーなど活用する。

・家庭的な雰囲気の中、何でも話せる関係を作るために、美育・農育・食育などの事業を計画して、生きる力の育成や楽しみを共有できる工夫をする。

・異年齢の交流の場、遊びや事業等を提供してコミュニティの場でしか学べない事が可能になるように工夫する。

・地域の様々な祭りやイベントに積極的に参加して地域との絆や、来館者との絆を太くし、安心して利用していただくように努める。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

・ホームページや目安箱を活用し、利用者からの希望やご意見を取りまとめ、サービス改善検討委員会で検討をし、サービスの向上に努める。

・子育て支援のサービスとして、衣服や制服他等の、譲り合い助け合いの出来るネットワークの構築と情報の提供の場としてポストを利用してもらい、館内及びホームページを使って、案内をすることが出来る。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

・子どもの目線に立って、利用者の声に耳を傾けて、一人ひとりの尊厳を守り、尊重して日々の運営に心を尽くす。児童館は、運営する人の人間力や思いがそこに込められなくてはならない。利用者のネットワークで、利用者は増えてくると考える。

・子育て支援サービスとして、育児相談や、食育・農育・美育を取り入れた自主イベントを行い、交流の場を企画運営する。

・児童館で行う各種イベントの告知を館内掲示や小学校等への案内を行うとともに、ホームページなどでの告知も行い広く認知されるようにする。

・平日の日中の時間、親子で楽しめるイベントを曜日を決め行う。保育園などの待機児童・保護者の居場所として、提供するだけでなく、発達に応じて楽しめる質の高い遊びや、知育玩具を使った遊び・絵本の読み聞かせや、子育てグッズの作り方などの講座を定期的で開催する。参加を、インスタ・ホームページ・ブログ等で呼びかける。

地域交流の場の提供をして、都城の育成・支援の拠点と成れるよう都城の輪を拡げます。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

・自主事業による美育・農育・食育などの教室開催事業・貸工房事業・商品開発・販売事業・講演会開催・会費・寄付・補助金による収入。(参考資料 添付有り)

・クラウドファンディングの活用。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

・人件費の削減は、臨時職員やパート職員に至るまで、勤務のマニュアルを作成して、シフトを組み、効率良く無駄なく児童館運営が出来るように、意識を高め人材育成に努める。

・不要になったものを利用したリサイクル活動に重点を置き運営に心がける。

例えば、水道光熱費削減方法として、グリーンカーテンによる遮光率のアップが可能になる。

・グリーンカーテンで、収穫した農産物が来館者の熱中症対策に役立ち、サービス向上に成る。

・リサイクル工作の質を上げて、来館者の満足度だけでなく経費の削減に成る。

・会計事務専属の配置をし、迅速かつ、管理事務の効率化をはかる。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

・日常の清掃は児童厚生員が毎日行う。日常清掃のほか、定期的に清掃したほうがよい箇所を定め、定期清掃を合わせて行う。

・地域の高齢者クラブの方々と来館学童にも声をかけて、ボランティア活動の推進をして、庭木の剪定や草取りを積極的に進める。

・普段の清掃で足りない部分は、シニアの方の応援スタッフと修理などを定期的に相談しながら、安全に運営できるようなシステムを作って維持管理に努める。(図表参考)

・清掃公社・消防危機管理業者に委託をし、管理運営する。

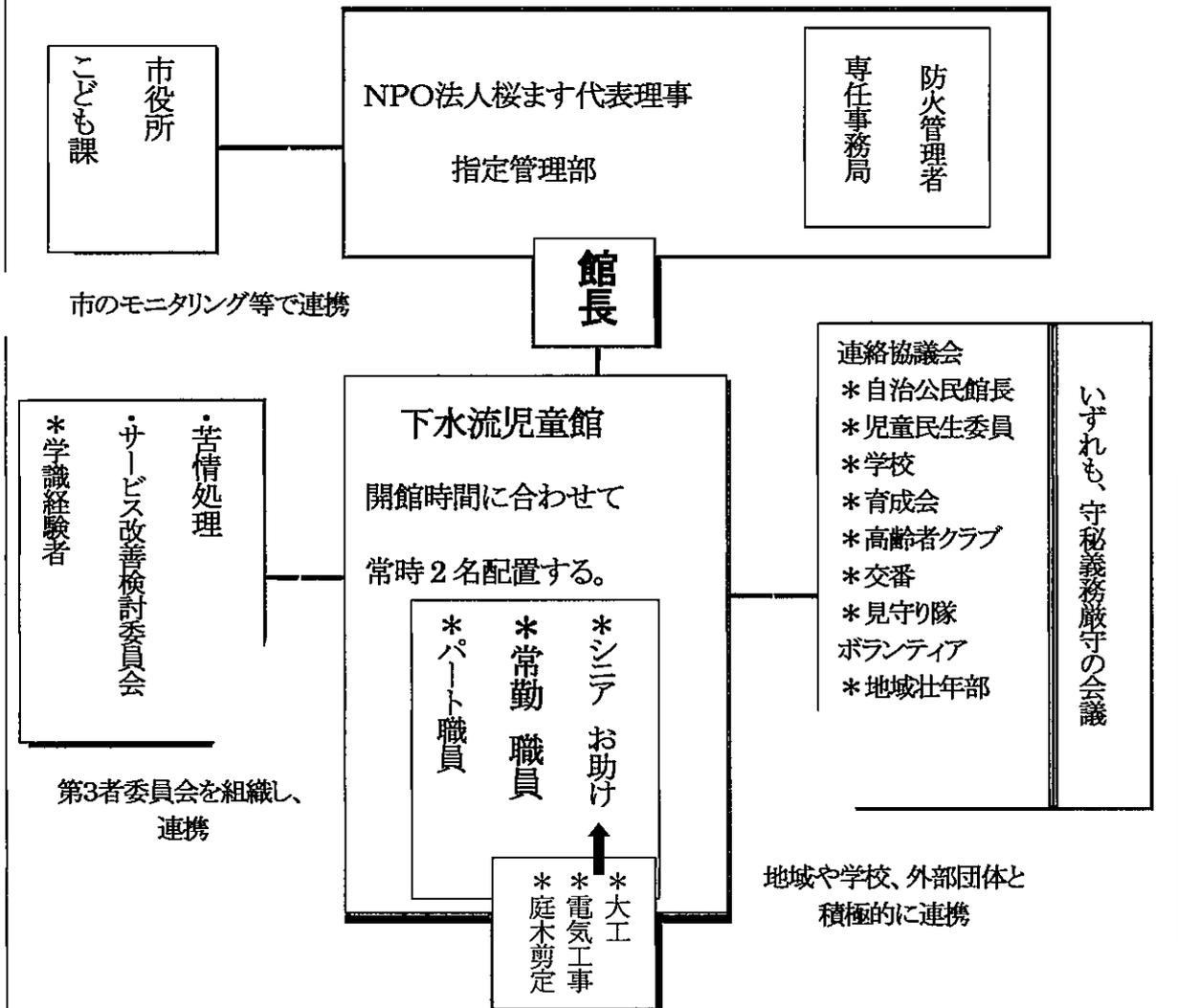
## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます  
 希望する施設名 下水流児童館

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

\*施設管理の体制図 及び 職員体制



※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・児童厚生員研修会の受講を必須とする。
- ・外部専門員の講師による研修会を開催し、人的質の向上をする。年2回以上。
- ・研修体制としては、遠くから著名な講師を呼び高額の研修費を使うより、地元で意識が高く活動しておられる方や、知識が深い方、市の講師派遣の制度を利用し、地域のコミュニティの輪を広げたり、地元の意識の底上げが図られていくよう運営の工夫を行う。
- ・利用者・子どもの権利やサービスの在り方、災害時対応などは警察や消防の指導を受けながら内部研修を定期的に行う。

## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

・都城市児童館条例に沿って、利用者への注意事項等の説明をし、有意義に利用していただき、相談窓口を設置し、ご意見や要望等もお聞きしながら、児童館の利用者の輪を拡大する。  
また、外部の専門員の方と協力して、地域活動や外部の育成支援をする。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

緊急連絡網・避難誘導マップ・マニュアルを作成し訓練の徹底をする。また掲示する。(別紙、参考資料有)

防災ハザードマップを子どもたちと共に作成し、子どもたちが自然と危険箇所を把握できるようにする。また子どもたち自身の自宅をマップに書き込み、どの道を通れば安全なのか子どもたち自身で考え、行動できるよう判断する力をつける。

ガラス飛散フィルムや高機の設置、棚の固定など身を守る物的処置と共に、避難経路の誘導や身を守る行動を分かりやすく紙芝居形式でセンター内に掲示し、子どもたちの目に常に触れるようにしておき、災害時とつさに身を守るための訓練を繰り返す。

地震・風水害・火災・土砂災害等、災害ごとの対応を地域の特色を考えたうえで決定しておく。

・自然災害の場合 …地震・噴火・他 大きな災害時は、市の災害指示に従う。

※職員 A 来館者の安全を確保しながら避難誘導。名簿を確認して、家族、学校に連絡する。地区公民館に、来館者名を報告

※職員 B 館長報告・子ども課報告 怪我人の場合は、救急救命及び救急車依頼優先する。  
災害によって閉館する場合は、学校・保育園・公民館長等に連絡する  
火災の場合は初期消火を行う。

・怪我の場合 …平日の場合。

※職員 B 学校・保護者に連絡 (飲んでる薬や、アレルギーや病院等の情報の確保 状況を報告 保護者の判断を聞く。)

※職員 A 館長に報告・館長によって、市役所こども課に報告(重症の場合のみ、館長の判断による) 応急処置を行う。

・発熱・嘔吐の場合 …常時流行性の病感の疑いを持った対応を実施。

※職員 A 病状によって、隔離体制をとる。応急処置をする。

※職員 B 学校・保護者に連絡  
災害時職員 A 体制に準ずる。  
他の来館者の感染防止措置を取る。

・不審者の場合 …来観者状況が随時変化するため、避難訓練の回数を増やして、実施する。

※職員 A 来館者の安全に誘導 避難 (合図の言葉を決めておく)

※職員 B 取り残されたものがないか、目視確認し誘導、名簿をもって避難、連絡体制は上記体制に準ずる。

火災報知機等を鳴らして、緊急対応。いすなど使い足止めをし、来館者の避難ができれば、速やかに職員も非難する避難する。(ただし状況による。)

緊急連絡網の掲示と、あらかじめ、携帯電話に登録する事を必須とする。児童館の特性上不審者の侵入を

## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

妨げることは難しいため、警察との連携を速やかに図ることと、訓練時に警察からの指導を取り入れるようにする。イメージトレーニングが必要なため、紙芝居や絵本を使ってシミュレーションする。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

- ・業務上知りえた情報の守秘義務は遵守する。
- ・個人情報は鍵のかかる保管庫に厳重に保管管理する。職員他の指導を徹底する。
- ・都城市児童館条例の秘密保持義務の第18条の厳守は当然とし、行う。
- ・情報公開は、宮崎県 NPO 法人ポータルサイトや NPO 法人桜ますホームページにて公開して紹介・質問・ご意見のコーナーを用意する。その他、館内の掲示板で公開する。
- ・写真等の掲示に関する利用は、本人及び保護者の許可を利用許可確認書面で了解された写真に限るものとする。

(5)その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

- ・市の指定管理施設としての自覚を持ち、管理運営に関することから、児童館での事故、苦情等に関し、市役所こども課に報告、連絡、相談を行い、連携をとりながら運営にあたる。
  - ・子どもの権利を第一に考え、特定の利用者だけの利益にならないよう公平な運営を行う。
  - ・子どもの人権を尊重し、指定管理予算が適切に子どもの育ちを支える活動や備品の購入に使われるよう遵守する。
  - ・遊具等の安全点検を毎日行い、不備な部分があればすぐに修繕を行う。規模の大きな修繕が必要と思われる場合は市役所と相談の上修繕を行う。
  - ・衛生管理を徹底する。
  - ・労働法令を遵守し、厚生員の賃金・労働時間・休憩時間・有給休暇を確保する。
  - ・児童の健全育成のため、児童館、こども課、家庭、学校、地域と、児童への愛情を元に協力し、人や社会、自然と触れ合う体験を通した「生きる力」の育成を行う。豊かな人間性や社会性を育むために、児童同士の関わり、児童と大人との関わりが持てる環境を作り、児童の自発的な発案による活動を支える。自分たちで考え、子どもの社会を作り、運営し、うまくいかなかったら作り変えるという活動を行うことで、自然と社会力や人間関係能力が育てられる。
  - ・運営方針として、児童館を、地域の子どもと大人をつなぐコミュニティの拠点と捉え、積極的に地域の方や活動団体に講師となってもらい、児童の自主性、社会性、創造性を高める遊びを計画し、児童の集団的及び個別的指導を行う。
- 具体的には、集団的遊びとして、わらべうた遊びや、昔遊びのビー玉・めんこ・縄跳び・ゴム飛び・コマ回し・凧あげ・紙飛行機・お手玉など。農業体験や自然体験活動。体幹を鍛えるスポーツ活動。リズム遊びとしてのダンス(レク・フラ・ヒップホップ)。環境園芸活動など、発達に応じたプログラムを作り、楽しめる工夫や大会を計画する。個々の遊びは、集団に準ずる遊びはもとより、心を育てる芸術文化活動を計画する。
- 様々な遊びを通して児童の安全に関する注意力、危険回避能力の養成にも心を配る。
- 市や地域の方と協力し児童の育成に努めることで、児童に地域を愛する気持ち、感謝する気持ちが芽生える。地域での幸せな思い出をもつ子どもや、地域の方に救われた子どもは、大人になった時に、地域のために力を尽くす大人に育つと考える。地域に感謝する子どもが増えれば後々、地域を担っていく人材が増える。次世代の都城を支えて行く子ども達へ、地域の良さや文化や人々のつながりを積極的に伝えていく。

## 事業計画書

申請団体名 NPO 法人 桜ます

希望する施設名 下水流児童館

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

・私たち「NPO法人桜ます」はこれまで児童館・児童センターで勤務してきた現場経験者が多く在籍しています。実際に児童館・児童センターで働く中で見てきたもの、改善していくべきところ、自分たちが子どもたちのためにこれだけは譲ってはいけないと思う芯の部分を大切に管理運営にあたります。

・実際に子どもたちと接する中で感じたことは、家庭の中で愛されている子はたくさんいる、しかし一方で私たちが住む都城でも、貧困や虐待により、家庭に居場所がない子もいるということです。

そんな難しい環境にいる子どもたちでも“信頼でき、自分をゆだねることができる大人が世の中にいると知ること”“自分は必要な人間であると認めもらえる居場所があること”で子どもの心が支えられ、自己肯定感をもち、安定していくことが分かりました。

取り巻く環境を変えることは難しくても、その子に心の拠り所ができれば生きやすくなります。学校にも家にも心落ち着くところがない子、そんな子どもたちの居場所の一つとして、どんな子どもでも暖かく迎えることを大事にしたいと思います。

・職員の異動が頻繁に行われることは子どもたちの心理に大きく影響し、不安を高め、大人への不信感を強めてしまうことも感じています。働く職員にとっても、子どもたちとの関係を途中で放り出さなくてはならないことに自責の念を感じます。そのため児童館の職員は基本的には異動を控え、安心して働ける職場環境を整え、子どもの成長を一貫して見ていけるような体制を整えます。子どもたちの声に耳を傾け、子どもを中心に、置き去りになることが無いようにかかわっていき、ひとりひとりの子どもたちが『自分はありのままで大丈夫』と思えるように支えて行きたいと思います。

・苦しんでいる子どもたちの背景には、家族である大人たちの問題も多く含んでいます。

保護者に向けた相談業務、子育て家庭の交流活動を行い、まず親の心を健やかにします。そうすれば子どもを取り巻く家庭の環境も変わります。子どもと、その保護者に向け、美育、食育、農育、自然体験や文化芸術活動を通して、人間が本来持っている“生きる力”を育む活動を行います。

・児童館の役割の一つとして、この地域に居場所としてあり続け、家庭の問題、子どもの発達の問題等を発見し様々な機関とつなげることがあります。今、助けを必要としている子どもや、自身の問題を抱えて必死に子育てをしている大人へのサポート活動を行い、未来につながる子どもたちや大人が生きやすい社会へと寄与して行きます。



## 神柱児童センター指定管理者候補者選定の概要

神柱児童センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

特定非営利活動法人こじいの森・こどもの時間

#### (2) 代表者名

本田 恭子

#### (3) 所在地

都城市安久町2546番地1

#### (4) 設立年月日

平成15年10月30日

#### (5) 従業員数

9名

#### (6) 業務内容

子どもの健全育成を図る活動

文化・芸術の振興を図る活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
神柱児童センター (都城市中原町40街区10号)	敷地面積：309㎡ 延床面積：309㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童センターの設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童センター条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月30日	第1回選定委員会開催
平成30年6月1日～平成30年7月2日	募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）
平成30年7月4日	事前説明会
平成30年7月10日～平成30年7月20日	申請書受付
平成30年8月21日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
平成30年9月12日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人こじいの森・こどもの

時間が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の地理的条件を踏まえ、様々な活動の拠点として管理運営を行うこととしており、設置目的を踏まえた事業展開が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・利用者を増やす取り組みとして、様々な事業を計画しており、利用の促進やサービスの向上が期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した具体的な提案であると認められること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの指定管理者として管理運営体制が整備されており、提案された事業計画の実現が期待できること。
- ・危機管理マニュアルや防災計画を整備し、地域の防災組織と連携した組織体制をとることにより、緊急時にも対応できる管理体制が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・伝統的な遊びを通して体験活動や地域住民との交流の機会をつくるなど、児童のコミュニケーション能力や自主性・社会性を高める事業展開が期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・児童センターの運営と法人の全体の運営の区別がわかりにくい。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人こじいの森・こども時間	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	62	66	管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	95	94	利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	33	31	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	122	112	物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握 児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	42	41	児童の育成	14	
合計	600	354	344		120	
(参考)：提案金額		6,673千円				(平成31年度)

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター 1

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
29	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
29	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000
29	高木児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	下水流児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,889,000
29	やっさクラブ	都城市 「安久放課後児童クラブ」	11,515,000
29	しわちクラブ	都城市 「志和池放課後児童クラブ」	8,255,184
29	2017年度環境市民活動助成	セブンイレブン記念財団 「子どもとつしよに楽しみ感じる 環境学習会」	865,503
29	平成29年度地域の絆で支え合う 「子育て応援」事業	宮崎県福祉保健部こども政策課 「こじいの森 ドラマとあそび体験 2017」	300,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター 2

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	第8回住友ゴム CSR 基金	(株)住友ゴム工業 サステナブル環境活動	240,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 読書活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 おはなし会」	400,000
29	平成29年度 子どもゆめ基金 体験活動	(独)子どもゆめ基金部助成課 「こじいの森 むかしあそびフェスティバル」	200,000
29	平成29年度 ふるさと愛の基金助 成金	(福)宮崎県社会福祉協議会 「発達を支援する子育てわらべう た講座」	242,000
29	平成29年度 都城市こども基金活 用事業補助金	都城市 「こじいの森 ミュージカルワーク ショップ&観賞」	250,000
29	2017年度 子育てと仕事の両立支 援に対する助成活動」	(社)生命保険協会 しわちクラブ空調機代 クーラー2台	200,000
28	神柱児童センター	都城市 「児童館管理運営」	5,574,000
28	安久児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,923,000
28	太郎坊児童館	都城市 「児童館管理運営」	3,892,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成 29年度 貸借対照表

(特定非営利活動法人に係る事業)  
(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>と</sup>  
(単位:円)

科 目 ・ 摘 要	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金・預金	15,685		
立替金			
未収入金			
前払い金	0		
流動資産合計		15,685	
2 固定資産			
固定資産物品	0		
権利	0		
その他の固定資産	0		
固定資産合計		0	
資産合計			15,685
II 負債の部			
1 流動負債			
短期借入金	0		
未払金	0		
預り金	0		
前受金			
流動負債合計		0	
2 固定負債			
長期借入金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			0
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		4,189	
当期正味財産増減額		11,496	
正味財産合計			15,685
負債及び正味財産合計			15,685

平成 29年度 活動計算書  
 (特定非営利活動法人に係る事業)  
 (平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)

特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間<sup>とき</sup>  
 (単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1 受取会費	140,000	
2 委託事業		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業	21,167,000	
やっさクラブ委託事業	13,481,023	
しわちクラブ委託事業	8,855,193	
助成事業		
住友ゴム工業	240,000	
宮崎県社会福祉協議会(赤い羽根)	300,000	
子どもゆめ基金①	400,000	
子どもゆめ基金②	200,000	
セブンイレブン記念財団	865,503	
文化庁(伝統文化)	242,000	
宮崎県こども政策課	300,000	
都城市こども基金	250,000	
生命保険協会	200,000	
自主事業収入	965,509	
宮崎労働局	300,000	
委託事業・受取助成金計	47,766,228	
3 その他収益	4	
経常収益計		47,906,232
II 経常費用		
1 事業費		
委託・助成事業費		
安久・太郎坊・高木・下水流児童館、 神村児童センター指定管理者委託事業	22,307,025	
やっさクラブ委託事業	13,481,023	
しわちクラブ委託事業	9,188,081	
サステイナブル環境活動	287,896	
親子、指導者向けわらべうた講座	320,205	
6箇所にて読み聞かせと手仕事 事業	378,862	
むかし遊びとベーゴマ大会	121,570	
しわちの森整備と森の活動事業	855,946	
プレイバックシアター、夏休みベーゴマ大会	262,900	
天然木ミュージカル上演とワークショップ	281,748	
しわちクラブ空調機器代	200,466	
自主活動経費	166,364	
事業費計	47,852,086	47,852,086
2 管理費		
通 信 費	3,595	
消耗品費	39,055	
租税公課	0	
予 備 費	0	
管理費計	42,650	42,650
経常費用計		47,894,736
当期正味財産増減額		11,496
前期繰越正味財産額		4,189
次期繰越正味財産額		15,685

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター

### (1)市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

地域の中に子どもの育ちあいの場であった異年齢の子ども集団がなくなり、子どもの伝えあいの機会がなくなっている現在、児童センターの定義、役割はこれまで以上に重要になっています。児童センターが置かれている福祉施設としての枠を超え、子どもと子育て家庭の社会教育施設、安心して住み続けたいと思える、まちづくりの視点からの地域振興という新たな役割が求められています。また児童センターにはその役割を果たす機能の拡大も求められていると考えます。

今回の神柱児童センター申請にあたり、神柱の立地条件を活かした独自性として、子育て支援、体力増進活動、子どもの心身を育成し情操を豊かにするための読書活動、文化活動やサステナブル(持続可能)な社会づくりのための環境を考える活動、生活体験活動、防災プログラム、相談事業等をしていきたいと考えます。

また今、全国的に重要視されている派遣型出前児童館も充実させていきます。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

団体は、利用申請での申し込み順に受付け、公平性を確保し、どの個人や団体に対しても平等に対応します。調整が必要な場合は、それぞれにとって、より良い利用ができるようそれぞれの個人・団体にとって良いものを提案していきます。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

誰からも愛される児童センターを目指し、児童センター運営に対して利用者のことを第一に考えて取り組んでいきます。利用者の苦情に対しては、職員全体での迅速な解決を行うことを基本とします。一つ一つ話をしっかりと聞き、丁寧に説明し対応していきます。また、他児童館・子育てや社会教育などの各種サークル・団体と連携して、困っていることが解決できるよう力を注ぎます。そしてその中で改善すべき点については、早急に取り組めます。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

- ・職員による始業前の施設内外の点検を行い、安全確認を実施する。
- ・施設内の紙や大きな物品等の効果的な整理・保管を行い、子ども達の活動しやすい環境整備を行う。
- ・靴、傘、鞆等の保管方法を決め、子ども達が自己管理できるように留意する。
- ・はさみ等の工作用品類、ボードゲーム等の玩具、図書等の整理整頓方法を決め、子ども達が自主的に管理できるように留意する。
- ・子ども達には、手洗い、うがいの励行を指導し、清潔保持の指導を実施する。
- ・来訪者の入り口・受付を明示し、外部からの人の出入りを職員が随時確認する。また、警察署等の指導を仰ぎながら、不審者侵入対応訓練等を実施する。
- ・職員体制が極端に手薄にならない勤務ローテーションを工夫していく。
- ・来館及び帰宅に関して地域の危険箇所を把握し、利用者や保護者に注意を喚起し、犯罪・事故に遭遇した時の公安等の緊急避難所や連絡先を周知するようにしていく。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

- ・障害のあるなしにかかわらず、子どもの生きる力を培うために、子ども同士の学び合いを大切にする。
- ・思春期の子ども達の居場所として、子ども達の自立へのステップを見守り、ともに共感できる関係を大切に
- する。
- ・中高生を含む異年齢の子ども達が、ともに支え合い交流し合える活動を展開する。
- ・子育て家庭の父母が仲間づくりしながら、親と子がともに育っていくための支援をしていく。
- ・地域のボランティアの育成を図り、地域の人々と協働で築く児童館運営を目指す。
- ・人の手繋ぎの中で行われる子育て・子育てを通し、支え合いのまちづくりのための働きかけをしていく。
- ・子どもを含む利用者の立場にたち、利用者の声の反映をはかっていく。

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください。

子どもが自分の意見を表明し、児童センターを評価できるようになるためには、子どもが「何でも話せる」と思える雰囲気づくりを常に心がけながら、意見表明ができるようになる道筋を、日常の活動の中で展開することが必要です。それは、その子どもを丸ごと受けとめ「何でも話せる」信頼関係を築くことと、児童センターが子どもにとって「自信と安心と自由」が確保された居場所となることが前提であると考えます。さまざまな形での意見表明の機会を設け、子どもからの意見を聞くことだけでなく、子どもの自立と社会参加の学びの場としていきます。

- ・子どもからやりたいことがでてきたら、一緒に考えながら実現できるように支援していく。
- ・できることについては、最大限努力をする。
- ・地域の代表などで構成される地域座談会を開催し、行政や地域と協力をして要望に応えるようにしていく。
- ・施設側の自己評価とアンケート調査などによる利用者評価を元に、課題を明らかにし、運営上の改善と事業展開に反映する。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

神柱児童センターの独自性を出していきます。神柱児童センターは、市中心部にあり、市民も利用しやすい環境にあるので、さまざまな企画を充実させていきます。

- ・広く市民に知らせたい専門の講師による講座(絵本作家、海外の講師、小児科医、弁護士、カウンセラー、わらべうた)や昆虫写真家との自然観察活動、ベーゴマ大会、演劇鑑賞などを開催していく。
- ・現在、森の工作室を展開しており、簡単な木工を親子ですることにより、特に父親を含む利用者増に繋がっている。
- ・読書活動については、新しくなった市立図書館とも連携を図り、より一層図書を充実させ、利用者にとってすばらしい本との出会いとなるような企画をしていく。
- ・子どもとその保護者が自由に交流できる環境を整え、子育てや母親同士の仲間づくりの場所となり利用が増えているので、ますます子どもが安心して過ごせて、情緒の安定に繋がる(「居場所」)になるようにする。
- ・ホームページ上で、センターたよりや日常の様子を広く知らせ児童センター活動の啓発や情報の発信に努める。
- ・子育て中の不安や悩みを抱える保護者からの相談に応じ、内容によっては関係専門機関へ繋がります。機織り、染め、木工等の手仕事や不登校児童への居場所づくりにも力を入れていく。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

非営利団体としての主な収入源は、会費収入です。それ以外では、助成金申請による助成事業や会員が出前講師として、保育園・保育士研修会・家庭教育学級・他NPO団体より依頼を受け、わらべうた・草木染め・ベーゴマ・羊毛手仕事の指導をすることによる収入があります。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

委託料の三分の二が人件費と考えられるので、残り三分の一を管理運営費とします。

前年度より団体の経費で、センター内の施設を改善し、利用者に喜ばれる環境と事業内容充実に努力してきました。今後、指定管理料を有効に活かしてもっと内容の充実を図っていきます。

- ・様々な財団等への助成金申請をする。
- ・地域の人材や場所を活かした活動の展開。
- ・今の施設をより有効に活かし、心地よい場所にしていく。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

日々遊具の安全点検を実施し、清掃作業等施設の維持管理に努めていきます。

前年度より団体の経費で、センター内の設備を改善し、利用しやすい環境と事業内容遂行に努力してきました。今後も、指定管理料を有効に活かして、より一層内容の充実を図っていきたいと思います。

大きな補修に関しては、市と相談しながら維持補修に努めていきたいです。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

神柱児童センターを子育て・子育て支援の拠点としていく活動の実践者として、また児童センターを拠点とした地域づくりの担い手としての配置を考えています。

センター長 1名(他児童館と兼務) 副センター長・事務職員 1名(他児童館と兼務)

神柱児童センター 常勤 指導員 3名

全ての管理運営を館長責任の下、毎日の報告・連絡を確実にし、情報の共有に努めます。また、事務連絡等を密にこして、安全面に最良の注意を払いながら運営にあたるようにします。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・日常的に、一人一人が課題や情報を持ち寄り、省察的反省をしつつ職員の力をつけていく。
- ・研究者や実践者を招き、組織内研修を積極的に行っている。
- ・必要な研修には、積極的に参加し、報告する。学習内容を全職員で共有する。
- ・行政内で実施される研修会に参加し、公的事業を担う職員としての意識を高める。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター

※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

- ・防災教育の視点で、母親サークルや親子のグループ、民生委員がつくっている子育てサロンの育成に努める。
- ・現在放課後等デイサービスの利用団体が増えてきているので、あそびを通しての支援を継続していく。
- ・高学年の子ども達のリーダー育成に力を入れる。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

普段の心がまえと準備が基本と考えます。災害が起こった時は、即時的確な対応と行動が必要となります。職員が適切な指示を与え、利用者の恐怖心を鎮め、速やかに安全な行動をとっていくため、さまざまな場面を想定しての訓練を積み重ねていくことはもちろんですが、日頃からの利用者との防災に対する共通理解と相互の信頼関係を築いていくことが重要と考えます。

- ・緊急時・災害時の対応を明確に行うため、危機管理マニュアルを作成している。
- ・防災の視点でまちづくりを考え、市の総合防災マップを元に、防災計画を作成する。
- ・役割の分担だけでなく、全職員が防災組織全体を把握し、全職員がそろっていない場合も適切な判断ができるようにしていく。
- ・館内の設備の位置や使い方を全職員が熟知しておくとともに、利用者にも知らせ、さらに避難経路を明示する。
- ・施設機器および施設内の安全点検を定期的実施する。
- ・速やかに避難誘導ができるように、避難誘導訓練、通報訓練を実施する。
- ・消防署の指導を受けて消防計画書作成する。
- ・緊急持ち出しの書類や携帯用具の収納場所を明確にする。
- ・一般来館者の保護者には、災害時の児童館での対応について学校などを通して周知に努める。
- ・広域避難集合場所の確認と、地域の防災組織との連携を常にとり、地域の防災訓練にも参加していく。

### 〈児童の安全確保に関する考え方〉

現在の社会状況の中で起こる事故や事件が、保護者の不安を大きくしています。特に児童館は開放された施設で、その開放感が役割の一つとなっていることから、十分な安全対策が求められていると考えます。児童館の開放性を維持しながら、子どもたちの安全を確保していくためには、施設の中での対策を立てるだけでなく、安全で安心できる地域づくりが必要と考えます。さまざまな活動を通して地域に働きかけ、地域全体で子どもの育ちを見守る体制づくりが重要です。外遊びや屋外行事を利用しながら、地域の人々が子どもの顔を覚える機会を多く持つことが大切と考えます。またそれは子どもが地域やそこに住む人々を知っていくことにもなります。それが子育てからの子育ちのまちづくりの一步と考えます。

- ・日常、施設内の清掃に気を配りながら、安全な環境整備に努める。
- ・開設準備期間に職員が地域の危険箇所の点検や情報の収集を行います。受けた情報に関しては職員間の共通認識とする。
- ・地域での安全を目的にした活動をしている NPO 団体に要請して、定期的に子どもや乳幼児の保護者向けに安全教室を開く。
- ・地域のなかで遊ぶプログラムを積極的に取り入れ、地域の危険な箇所や危険を感じた時の対応の仕方や緊急避難場所(こども SOS の家など)を知らせていながら、自己管理の力を育てていく。
- ・地域や学校などの関係機関との情報交換を重ねながら、地域で子どもを守る体勢をつくる。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

仕事上知りえた個人情報の守秘義務はもちろんのこと、個人の住所などの記入された書類等の保管、取り扱いには特に留意します。

又写真などの個人情報を掲載する場合は必ず本人及び親の承諾を得てからにします。以上のことについては、スタッフ会などあらゆる機会をとらえて職員間で確認するようにします。児童センターが持っている情報は利用者ばかりでなく、すべての人に平等に提供していきます。

また労働法令等の考え方については、賃金・労働時間・休憩時間・有給休暇等労働法令に基づき、厚生員が気持ちよく働ける環境づくりに努めます。

団体では、仕事と子育て・介護を両立させ職員全員が働きやすい職場環境を作ることに努めており、次世代育成支援対策推進法に基づき、行動計画を策定しホームページで常時公開しています。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

・子ども達の状況や年齢に合ったあそびを提供して、あそびを通して健全育成を図る。

・子どもにとっては、遊びが生活の中の大きな部分を占め、遊び自体の中に子どもを発達させる重要な要素が含まれている。このことを踏まえ、子どもが遊びによって心身の健康を増進し、知的・社会的能力を高め、情緒を豊かにするよう援助する。

・子ども同士が同年齢や異年齢集団を形成して、様々な活動に自発的に取り組めるように援助する。

当該施設に係わる相談や苦情等への対応について のところでも述べましたように、利用者の立場に立ったサービスの質の向上のため、積極的に苦情解決に取り組んでいく。

・利用者からのニーズへの対応について のところでも述べましたように、事業評価のしくみについて特に力を入れていく。

・施設内の不備な部分を改善する。

・安全と衛生に関する点検を十分に行う。

・自然災害時の安全点検と事前事後の対応を迅速にする。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

今、家庭や学校だけの「責任」にはできない「社会の問題」が子ども達の育ちの中に大きく影響していると思います。そこで、私達は子ども達が健やかに育つために、行政でも民間企業でも担えないところで、お金にはならないが人として育つ時にとても大切になってくる「情緒」を育てることに、長い間地域の中で力を注ぎました。

2018年6月、WHO(世界保健機構)の国際疾病分類に、ゲーム依存が「ゲーム障害」として追加されました。そこで子ども同士のコミュニケーション能力を高めるには、私達が長年活動してきたベーゴマ遊びやわらべうた遊び等がいかに重要であるかが再認識されたので、ますますこれらに力を入れていきたいと考えています。

また地域貢献事業をしている他団体と繋がり、新しい企画を検討中です。

そして市総合防災マップを基本に、「県民がつくるみやざき防災ネットワーク」に依頼して、一緒に考えながら防災計画を立てているところです。

自然のスペシャリストに親子で学びながら、サステイナブルな環境を次の世代に伝える場づくりをしています。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人 こじいの森・こどもの時間

希望する施設名 都城市神柱児童センター

今の子ども達の生活を考えると、コミュニケーション能力の不足や、遊びを通じた基本的な運動能力の不足が見られます。そこで人との関わりを通して、基本的運動能力を発達させられるようなプログラムも、実施していきたいと考えています。

地域の社会資源を活かしながら、手仕事・郷土料理といった伝統文化に、子ども達が出会う機会をつくっていきます。

子どもの貧困や虐待の予防をするために、普段から親子がゆったりとくつろぐことができる子育て支援の環境を整え、子育ての悩みや相談を受けたり専門機関へ繋いだりする役割を果たしていきます。

## 都原児童センター指定管理者候補者選定の概要

都原児童センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ

#### (2) 代表者名

森山 和江

#### (3) 所在地

都城市蓑原町3020番地

#### (4) 設立年月日

平成24年4月6日

#### (5) 従業員数

正会員15名 サポーター会員10名

#### (6) 業務内容

子どもの健全育成を図る活動

社会教育の推進を図る活動

まちづくりの推進を図る活動

地域安全活動

男女共同参画社会の形成の促進を図る活動

人権の擁護又は平和の推進を図る活動

保健、医療又は福祉の増進を図る活動

学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

情報化社会の発展を図る活動

環境の保全を図る活動

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都原児童センター (都城市都原町37番地2)	敷地面積：3,749.19㎡ 延床面積：515㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務
- ④その他児童センターの設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童センター条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月30日	第1回選定委員会開催
平成30年6月1日～平成30年7月2日	募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）
平成30年7月4日	事前説明会
平成30年7月10日～平成30年7月20日	申請書受付
平成30年8月21日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
平成30年9月12日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

### (3) 選定理由

平成30年8月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を十分認識しており、これまで梅北児童館の指定管理者としての管理実績も踏まえ、市民が安定して利用できる管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・地域住民との積極的な関わりを含めた活動を計画しており、利用者や地域のニーズに応える事業の展開や工夫により、利用の促進やサービスの向上に期待ができること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・様々な助成金を活用したイベントの企画や地域住民やボランティアとの連携による事業運営を計画しており、経済的な管理運営が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・積極的に職員を研修に参加させ、専門機関から講師を招いての定期的な学習会の開催を計画するなど、サービスの質の向上が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・梅北児童館における管理運営の実績から、事故防止や防災・防犯に関してマニュアルの整備や連絡体制が確立しており、安全・安心な管理運営が期待できること。

### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特徴を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・自主事業に数多く取り組んでおり、地域のニーズに応えようとするモチベーションがうかがえる。
- ・積極的に職員を研修に参加させており、サービスの質の向上が期待できる。

### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ	団体A			
1. 市民の平等な利用が確保されること	115	76	68	管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	170	112	98	利用の促進 サービス・利便性の維持向上	18 16	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。 利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	50	36	27	経費配分	10	指定管理料の提案額は適正か。 適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	195	135	124	物的能力 人的能力	15 24	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熟意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握 児童の健全育成に関する方針が提案されているか。 児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	70	46	45	児童の育成	14	
合計	600	405	362		120	
(参考)：提案金額		5,490千円				(平成31年度)

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 特定非営利活動法人 子育てネットおひさまとはらっぱ  
 希望する施設名 都原児童センター

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
27年度	都城市指定管理事業 (梅北児童館)	都城市梅北児童館管理運営	3,878,000
27年度	都城市放課後児童クラブ委託事業 (五十市小 おひさまとはらっぱ児童クラブ)	都城市放課後児童クラブ運営	6,572,000
27年度	都城市こども基金活用事業	都城市 地域交流事業 おしゃべり広場	200,000
28年度	都城市指定管理事業 (梅北児童館)	都城市梅北児童館管理運営	3,878,000
28年度	都城市放課後児童クラブ委託事業 (五十市小おひさまとはらっぱ児童 クラブ第1、おひさまとはらっぱ児童 クラブ第2)	都城市放課後児童クラブ運営	(第1) 6,622,000 (第2) 5,118,500
28年度	キリン・子育て応援事業助成	公益財団法人キリン福祉財団 地域交流事業 おしゃべり広場	300,000
29年度	都城市指定管理事業 (梅北児童館)	都城市梅北児童館管理運営	3,878,000
29年度	都城市放課後児童クラブ委託事業 (五十市小おひさまとはらっぱ児童 クラブ第1、おひさまとはらっぱ児童 クラブ第2)	都城市放課後児童クラブ運営	(第1) 9,002,000 (第2) 6,811,000
29年度	ふるさと愛の基金助成事業	社会福祉法人宮崎県社会福祉協議会 うめきたキャンプ部	300,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成29年度 活動計算書  
29年4月1日から30年3月31日まで

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ  
(単位:円)

科目	金額	
<b>I 経常収益</b>		
1. 受取会費		66,000
2. 受取寄付金		203,000
3. 受取助成金等		
子ども基金		250,000
ふるさと愛の基金		300,000
九州労金助成金		303,477
大和証券助成金		300,000
都城市共同募金		25,000
助成イベント参加費		103,500
4. 事業収益		
児童クラブ委託事業		14,721,500
児童クラブ事業収入(利用料等)		2,918,100
指定管理事業(梅北児童館)		3,892,000
指定管理事業収入(材料費)		16,800
5. その他収益		
自主イベント収入		77,800
受取利息		37
経常収益計		23,177,214
<b>II 経常費用</b>		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	16,488,875	
法定福利費	1,813,907	
福利厚生費	144,741	
人件費計	18,447,523	
(2) その他経費		
児童クラブ委託事業費(第1)	1,199,783	
児童クラブ委託事業費(第2)	1,641,591	
指定管理事業費(梅北児童館)	441,727	
おしゃべり広場事業費(子ども基金)	277,818	
子育て講座事業費(大和証券)	308,576	
おひさまカフェ事業費(九州ろうきん)	326,797	
うめきたキャンプ部事業費(ふるさと)	342,156	
環境整備事業費(共同募金)	27,000	
その他経費計	4,565,448	
事業費計		23,012,971
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	0	
人件費計	0	
(2) その他経費		
使用料・賃借料	4,000	
光熱水費	210	
通信運搬費	795	
消耗品費	4,415	
会議費	7,020	
保険料	550	
その他経費計	17,000	
管理費計		17,000
経常費用計		23,029,971
当期賞味財産増減額		147,243
前期繰越正味財産額		-121,340
次期繰越正味財産額		25,903

平成29年度貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ

科目・摘要	金額	
<b>資産の部</b>		
【流動資産】		
現金及び普通預金	1,739,009	
普通預金	359,958	
未収入金	116,000	
普通預金	1,152,886	
普通預金	154,477	
流動資産合計		3,522,330
資産の部合計		3,522,330
<b>負債の部</b>		
【流動負債】		
未払金 給与その他	2,937,327	
前受金 次年度利用料	228,000	
前受金 次年度助成金	150,000	
預り金	121,100	
代表者借入金	60,000	
流動負債合計		3,496,427
負債合計		3,496,427
<b>正味財産の部</b>		
前期繰越正味財産		-121,340
当期正味財産増減額		147,243
正味財産合計		25,903
負債・正味財産合計		3,522,330

**特定非営利活動法人子育てネットおひさまとはらっぱ財産目録**  
平成30年 3月31日現在

科目・摘要	金額		
<b>資産の部</b>			
<b>【流動資産】</b>			
現金及び預金	1,739,009		
普通預金 宮崎銀行鷹尾支店	359,958		
普通預金 宮崎銀行鷹尾支店	1,152,886		
普通預金 都城労働金庫	154,477		
未収入金	48,000		
未収入金	68,000		
流動資産合計		3,522,330	
資産の部合計			3,522,330
<b>負債の部</b>			
<b>【流動負債】</b>			
未払金 給与その他	2,937,327		
前受金 次年度利用料	228,000		
前受金 30年度助成金	150,000		
預り金 源泉所得税	121,100		
代表者借入金	60,000		
流動負債合計		3,496,427	
正味財産の部			
負債の部合計			3,496,427
差引正味財産			25,903

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人

子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 都原児童センター

### (1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

・児童館の目的である、「遊び及び生活の援助と多肢における子育て支援を行い、子どもを心身共に健やかに育成することは私達、子育てネットおひさまとはらっぱが今まで取り組んできた活動そのものであり、児童館という拠点で活動することで地域の方から安心して利用できる施設作りと質の向上、子ども達のさらなる交流の居場所を目指す。

・今まで力を入れ取り組んできた「おしゃべり広場」、「おひさまカフェ」、自主事業の中で、育児支援をやってきました。

今回の都原の立地条件を活かした独自性として、子育て支援、体力増進活動、読書活動、文化活動、自然体験活動、生活体験活動、農業体験活動、相談事業活動等をしていきたいと考えています。

そのために必要な施設の運営、地域交流を得て育児支援・地域活性の拠点になるよう努めたい。

・0才～18才の子ども達の安心安全な居場所を確保する。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

・利用者が利用する場合に個人や団体に対する不当な差別をしない。

・利用申請受付を設け、申請順に受け付け公平性を確保し、また調整が必要な場合は、利用者それぞれの意見を聞き入れ、利用者にとって良い結果になるよう提案をしていく。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

・職員の連絡経路を図式化し職員に分かりやすく提示、早急な連絡対応を徹底する。

・利用者の立場にたって、要望・意見を聞いて、丁寧な説明や対応をする。

・相談や苦情に対して、窓口を設け、対応の手順化や体制を明確化し迅速に対応する。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

・周辺のゴミ拾い危険物の取り除き、危険な場所を職員全員で把握して、改善をする。

・施設周辺の経路を把握し、子ども達の安全を守るため地域との連携をとる。

・季節に合わせた、花や作物などを利用して環境を整える。

・利用者との交流として、エコ活動・リサイクルや環境整備などを通して、災害などに備えて環境教育を目指す。

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

・利用者の要望に出来る限り応えるために、アンケート・要望の内容や地域の方の意見を取り入れながら職員間でミーティングをし対応していく。

・遊具・備品管理を台帳表にして損失・破損を早期に発見し対応する事で、利用者が使いやすい環境を作る。

・利用者の異年齢や障がいの有無にかかわらず、施設を利用するうえで、職員同士の情報共有を徹底し配慮しながら、利用者の利便性に努める。

・子育て中の保護者が、子育てを通し交流や講話の機会を設けることで、利便性の維持向上に努める。

・情報提供(イベントパンフレット、フリーペーパー)の掲示・展示を充実させ、子ども達の遊び場の中心であり、保護者にとって子育てに役立つ情報を選択できるサービスに努める事で、施設効用に繋がる。

・地域の方とイベント・交流を実施し、地域にとっての利便性を向上させるよう努める。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人

子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 都原児童センター

※利用者からのニーズへの対応について具体的に提案してください

- ・利用者とのコミュニケーションを図り、施設・運営の質の向上を目指す。
- ・日頃の運営やイベント、行事の時にアンケート用紙を設け、利用者のニーズに対する情報を確保する。
- ・地域の方の協力、ボランティアの協力を得て利用者のニーズに対応する。
- ・子ども達のニーズに対する情報をキャッチし遊具、遊びに取り入れていく。
- ・地域の方と座談会などを設け、第三者の目線で評価を頂き、事業全体の見直し、運営改善、事業展開など利用者のニーズに対する課題を明確にして、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を確立させる。

※利用者を増やすための工夫について簡潔に提案してください。

- ・利用者とのコミュニケーションを図り、利用者にあつた環境作りを確保する。
- ・イベント・広告・ポスター・展示などを充実させ、利用者の輪を広げる。
- ・講師を募り、講座・研修会などの開催場所としても活用する。
- ・地域との連携を深め、安全に利用できる場所という認識を周知してもらえるように努める。
- ・来館者数を把握する事で、日常の来館者、行事の来館者などを比較、参考にし、改善する事で利用者の増加に繋げる。

※自己の収入となる事業計画・収支見込等について具体的に記入してください。

- ・児童館は職員の創意と工夫が活かしやすい施設なので、公設民営の児童館の取り組み方でさまざまな活動が展開できると考えています。事業の性格上、急激な収益をあげることは期待できませんが、自主事業を実施できる収入の確保に努め、実現する。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。(人件費等)

- ・人件費・管理費の経費を大幅に削減する事は難しいかもしれませんが、地域の方に協力を頂き、経費を出来るだけ抑えられる施設・イベントの運営に努め施設自体の必要性・貴重性に繋げる事で地域振興の活性を考えています。
- ・様々な財団等の助成金申請をする。
- ・室内の適切な室温設定管理や物品等を大切に保管・管理し、利用者の満足度を維持しつつも共に節減の意識をもって生活ができる環境作りを構築していきます。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。(委託する場合は、その委託先等)

- ・利用者に対して、みんなの施設なので大切に使用する事を促し、掃除したり、物の破損を防ぐ。
- ・子ども達にとっても清掃の機会を設けることで、日常の生活でも自立できるような公共性の向上を目指す。
- ・自治会・シニア、ボランティアなどの連携を活用する。
- ・簡単な修理・補修は職員で努める。
- ・大きな補修に関する事は、市に相談し、連携をとる。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人

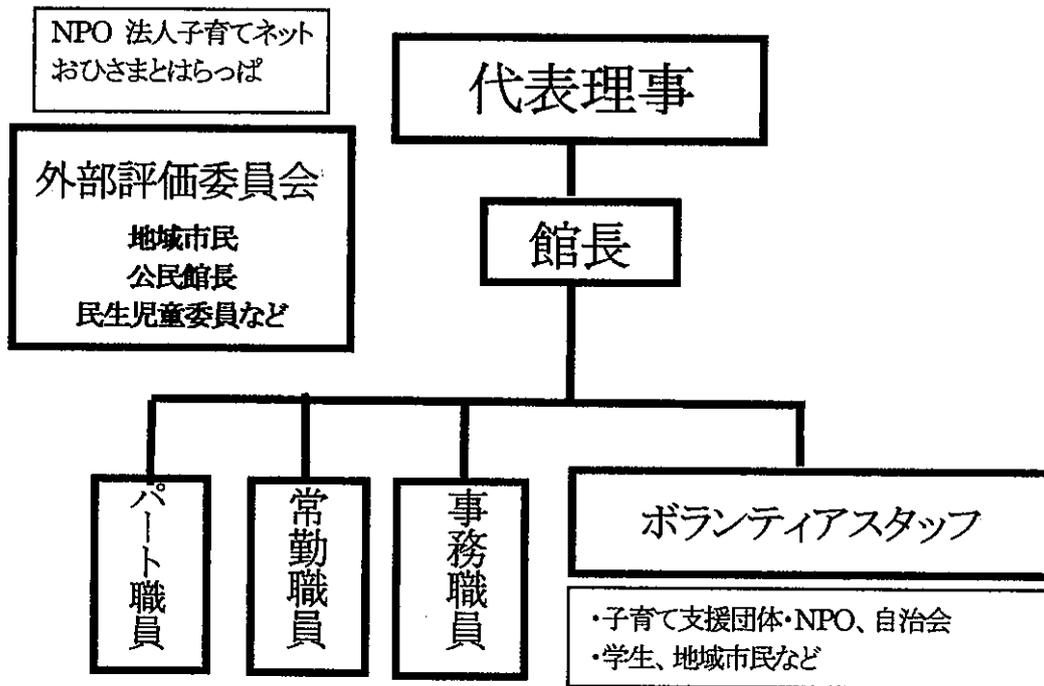
子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 都原児童センター

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

館長 1名  
 事務職員 1名  
 常勤 指導員責任者 1名 (事務職員兼任)  
 指導員 補佐 1名



## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人

子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 都原児童センター

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

- ・行政内で実施される研修会に積極的に参加し、公的事業を担う職員の質の向上を目指す。
- ・日常の活動情報を職員で共有し、対応する。
- ・職員には、個人情報の保護、守秘義務を守るよう徹底する。
- ・子育てネットおひさまとはらっぱでは、宮崎県子どもをまもる地域ネットワーク事業にて虐待防止の研修に積極的に参加しています。

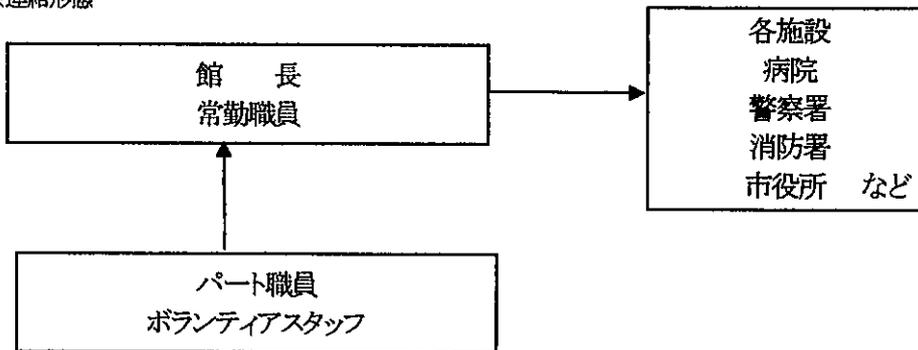
※利用団体への指導及び育成支援について簡潔に提案してください。

- ・利用団体にあった専門機関などから講師を招き定期的に学習会をひらく。
- ・活動に必要な情報提供や交換を行う。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

- ・防災、防犯に適切に対応をするため、連絡形態(図①)、計画やマニュアルを作成し掲示する。
- ・マニュアル、連絡形態の情報を職員で共有し実行するための訓練をする。

※連絡形態



- ・緊急連絡先の用紙を作成し厳重に保管する。
- ・災害・防犯訓練を職員、地域の方、子ども達と共に定期的実施する。
- ・避難経路の確認、定期的に防災士の方に指導、研修を受ける。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

- ・仕事上の得た個人情報の守秘義務はもちろんの事、個人の住所などが記載された書類等の保管、取り扱いには特に留意する。
- ・また、写真などの個人情報を掲載する際は必ず本人及び保護者の承諾を得てからします。
- ・上記のことから定期的に職員間で確認する。
- ・児童館が持っている情報は利用者ばかりでなく、緊急時など必要性を要する場合は、各関係機関に提供する。
- ・労働法令等の考えについては、賃金、労働時間、有給休暇等労働法に基づき厚生員が働きやすい環境作りに努める。

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

「公の施設」であることから市民の共有財産であるため、破損を防ぎ活用するとともに市民に対して危害を加えないこと、つまり事故防止と事故後の体制を確立するための基準を設ける。

- ・運営管理責任者と役割分担を定め責任体制を明確にする。
- ・市民の共有財産なので、破損・汚損しないように努めること。子ども達に対しては大切に扱うことを教育し、反するような行為に対しては職員が丁寧に説明・指導し理解に努める。

## 事業計画書

申請団体名 特定非営利活動法人

子育てネットおひさまとはらっぱ

希望する施設名 都原児童センター

・事故防止・事故後の適切な対応。

日常生活・遊びの中で起きる事故や怪我を防止するために施設敷地内の環境の安全性について毎日点検をし、必要な補修を行う。

事故や怪我が生じた場合には、速やかに保護者に連絡し、適切な処置を行うとともに、速やかに行政に報告し、真摯に受け止め対応する。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

私達、NPO 法人子育てネットおひさまとはらっぱでは、1人1人のふれあいを大切にして地域の中で子ども達により多くの居場所をつくっていきたくと思っています。家庭、そして子どもの周りの大人達が手をつなぎ、子どもたちが安心して育っていける環境づくりを大切にしたいと考えています。

子育てでは楽しい時もあり、苦しい時もあり悩んだりすることもあります。そんなときに私たちは、サポートできる身近な存在でありたいと思い活動を展開しています。

指定管理者に運営を委託する意味は、民間の工夫とアイデアによって施設の機能を活用できると考えています。

活動の拠点として児童館の運営を任せて頂ければ、児童館の活用によって地域の輪を広げ、おひさまとはらっぱとして今まで子どもの成長に関わってきた経験を活かし「普段の生活と遊びを通じて子ども達の成長を向上させる」活動の取り組みに努めます。利用者の立場を考え、困っていることを解決できるように、行政、学校、南部福祉こどもセンター都城児童相談所等をはじめ、関係各種機関、各種サークル、団体と連携して地域に貢献します。

おひさまとはらっぱは、横浜市地区で任意団体の頃から16年活動してきました。

横浜市地区まちづくり協議会にも会員として活動しております。

横浜市地区祭りなども毎年参加し、「どんぐり工作」をメインとして西中生徒がボランティアに来てくれたりと長年の付き合いを重ねてきました。現代「赤ちゃんのゆさぶり」が問題になっております。近隣の中学生の生徒達に「赤ちゃんとの触れ合い方、赤ちゃんとの接し方」を教えていながら、地域の方々と接した居場所を築いていくよう努めていきます。

また、不登校や家などに居場所のない子ども達にも「ここが居場所だよ」というように思ってもらえる、心のよりどころの居場所として、研修を受けている厚生員が子ども達との日常会話などにより、話を聞くスタンスを構築していく。

今度は都原児童センターを拠点として、横浜市の地域住民の方々との長年のお付き合いにより、大きな信頼関係を築いてきたことで気軽に顔を合わせ、より身近に感じてもらい地域の方々より一層の親睦を深め、頂いた大きな信頼を地域住民の方々へ還元できる様、皆様の声に耳を傾けた活動に一層の精進をしていきたいと思います。



## 都城市点字図書館施設指定管理者候補者選定の概要

都城市点字図書館施設の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

社会福祉法人 都城市社会福祉協議会

#### (2) 代表者名

会長 島津 久友

#### (3) 所在地

都城市松元町4街区17号

#### (4) 設立年月日

平成18年1月5日（宮崎県知事認可 平成17年9月29日）

#### (5) 従業員数

288名（正職員68名、非正規職員117名、パート103名）

#### (6) 業務内容

##### ①法人運営に関すること

法人管理部門・事務局運営、善意銀行活用事業など

##### ②地域福祉に関すること

市総合社会福祉センター、ボランティアセンター、福祉バス運行、日常生活自立支援事業、総合相談事業、共同募金、低所得者対策事業、地区社協、市民児協事務局など

##### ③障害福祉に関すること

障がい者（児）基幹相談支援センター、障害者虐待防止センター、日中一時支援事業など

##### ④介護保険等に関すること

地域包括支援センター、介護保険事業所など

##### ⑤保育園事業に関すること

保育園、児童館、放課後児童クラブなど

## 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

## 3 施設及び業務の概要

### （1）施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市点字図書館施設 (都城市松元町4街区17号 市総合社会福祉センター内)	鉄筋造 2階 事務室兼相談室、書庫兼閲覧室、 印刷室兼研修室

### （2）業務概要

- ①点字刊行物及び盲人用の録音物（以下「図書」という。）の製作、貸出及び閲覧事業に関する事
- ②新刊書の整備及び図書の出納に関する事
- ③点訳及び音訳奉仕事業などの指導育成に関する事
- ④図書の奨励及び相談事業に関する事
- ⑤視覚障がい者の文化及びレクリエーション活動等の援助及び推進に関する事

## 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

## 5 選定結果

### （1）非公募により候補者を選定した理由

視覚障がい者への点字図書等の貸出・閲覧及びその他の情報提供、文化及びレクリエーション活動の援助、点訳・音訳ボランティアの育成等、非常に専門性の高い事業であり、専門職も必要であるため、非公募により選定する。

### （2）申請書類の審査結果

#### ・市民の平等な利用の確保について

従来の点字刊行物はもとより情報のデジタル化に伴い、情報機器の紹介及び操作指導を推進している。点訳・音訳に関しては、ボランティアとの協働により効率的な運営が行われている。

また、利用者との意見交換会、視覚障がい者行事への参加も積極的に行われており、的確なニーズ把握ができています。

#### ・施設の効用の最大限の発揮について

視覚障がいの状況に応じた各種図書の取り揃え、また、利用者が扱い易い

方法で貸し出すなど、利用者の幅広いニーズに対応している。

さらに、ボランティア団体のスキルアップのための研修会等も開催されている。

- ・ 経済的な管理運営と適正な経費配分について

情報のオンデマンド化（デジタル化）を推進することにより、消耗品等の節減に努めている。また、点字図書館は、社会福祉法人都城市社会福祉協議会の所有する都城市総合社会福祉センター内にあり、本体の事業と連携しながら管理経費の節減に努めている。

- ・ 管理運営能力について

職員については専門職として県内、九州及び全国の研修会に積極的に参加し、技術の研さんに努めている。

点字作成実績においては、県内はもとより九州においても先進施設である。今後も時代の変化に素早く対応した事業の展開が期待できる。

(主要業務実績)

申請団体名 社会福祉法人都市社会福祉協議会  
希望する施設名 点字図書館

主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29年度	山之ロシルバーヤングふれあいの里(高齢者生活福祉センター、弓道・四半的場、屋内ゲートボール場)	デイサービス、各種相談事業、居住機能の提供、幼児及び児童の健全育成、研修スポーツ及び娯楽活動・都城市	5,494,000
28年度	〃	〃	5,494,000
27年度	〃	〃	5,494,000
29年度	高城老人福祉館	一般老人のいこいの場及びクラブ活動拠点、各種相談事業等の場の提供・都城市	1,768,000
28年度	〃	〃	1,768,000
27年度	〃	〃	1,768,000
29年度	山田町総合福祉センター 山田元気な高齢者健康増進センター	デイサービス事業、地域福祉活動のための場の提供・都城市	2,476,000 8,347,000
28年度	〃	〃	2,473,000
27年度	〃	〃	7,962,000
29年度	高崎介護予防ふれあい交流センター 高崎老人福祉館	介護予防事業、デイサービス事業、老人に対する教養講座、レクリエーションの場の提供・都城市	2,596,000 1,822,000
28年度	〃	〃	2,596,000
27年度	〃	〃	1,822,000
29年度	都城市点字図書館	視覚障害者に対して点字・録音図書等による情報提供及びボランティア養成、視覚障害者団体の支援協力・都城市	16,073,000
28年度	〃	〃	15,799,454
27年度	〃	〃	15,552,000
29年度	谷頭児童館	育児相談・季節に応じた行事・児童クラブとの連携・地域子育て支援会議等の開催・都城市	4,054,000
28年度	〃	〃	4,054,000
27年度	〃	〃	4,054,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

法人単位資金収支計算書

第一号第一様式(第十七条第四項関係)  
社会福祉法人都市社会福祉協議会

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

集計区分 法人合計

(単位:円)

勘定科目		予算(A)	決算(B)	差異(A)-(B)	備考
事業活動による収支	収入				
	071 会費収入	1,000,000	814,500	185,500	
	073 寄附金収入	24,000,000	19,564,859	4,435,141	
	074 経常経費補助金収入	152,603,000	147,700,233	4,902,767	
	075 受託金収入	65,620,000	56,147,211	9,472,789	
	076 貸付事業収入	1,320,000	458,000	862,000	
	077 事業収入	4,263,000	2,769,170	1,493,830	
	078 負担金収入	1,730,000	1,786,674	▲ 56,674	
	079 介護保険事業収入	387,359,000	364,159,293	23,199,707	
	082 保育事業収入	337,435,000	354,553,376	▲ 17,118,376	
	084 障害福祉サービス等事業収入	82,611,000	80,787,466	1,823,534	
	収入				
	091 受取利息配当金収入	205,000	936,436	▲ 731,436	
	092 その他の収入	6,570,000	6,271,721	298,279	
	601 事業活動収入計(1)	1,064,716,000	1,035,948,939	28,767,061	
	支出				
	031 人件費支出	841,672,518	788,418,693	53,253,825	
	032 事業費支出	212,288,187	166,627,844	45,660,343	
	033 事務費支出	46,915,928	32,960,814	13,955,114	
	037 利用者負担軽減額	126,000	6,172	119,828	
038 貸付事業支出	1,800,000	243,000	1,557,000		
039 共同募金配分金事業費	3,828,440	3,106,592	721,848		
040 分担金支出	160,000	139,500	20,500		
041 助成金支出	18,262,469	16,180,431	2,082,038		
044 その他の支出	5,849,730	5,470,794	378,936		
602 事業活動支出計(2)	1,130,903,272	1,013,153,840	117,749,432		
603 事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	▲ 66,187,272	22,795,099	▲ 88,982,371		
施設整備					
収入					
097 固定資産売却収入		483,000	▲ 483,000		
604 施設整備等収入計(4)	0	483,000	▲ 483,000		
支出					
047 固定資産取得支出	61,995,000	4,180,310	57,814,690		
605 施設整備等支出計(5)	61,995,000	4,180,310	57,814,690		
606 施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	▲ 61,995,000	▲ 3,697,310	▲ 58,297,690		
その他の活動					
収入					
103 基金積立資産取崩収入	1,750,000	745,642	1,004,358		
104 積立資産取崩収入	432,009,000	332,135,150	99,873,850		
114 その他の活動による収入	22,287,000	22,349,170	▲ 62,170		
607 その他の活動収入計(7)	456,046,000	355,229,962	100,816,038		
支出					
054 基金積立資産支出	1,000,000	18,863,870	▲ 17,863,870		
055 積立資産支出	308,405,000	476,116,739	▲ 167,711,739		
065 その他の活動による支出	26,706,000	25,994,020	711,980		
608 その他の活動支出計(8)	336,111,000	520,974,629	▲ 184,863,629		
609 その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	123,424,000	▲ 165,744,667	289,168,667		
610 予備費支出	0	0	0		
611 当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	▲ 4,758,272	▲ 146,646,878	141,888,606		
612 前期末支払資金残高(11)	5,994,000	382,893,885	▲ 376,899,885		
613 当期末支払資金残高(12)=(10)+(11)	1,235,728	236,247,007	▲ 235,011,279		

法人単位事業活動計算書

第二号第一様式(第二十三条第四項関係)

社会福祉法人都市社会福祉協議会

(自)平成29年 4月 1日 (至)平成30年 3月31日

(単位:円)

勘定科目		当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
サービス活動増減の部	収益			
	171 会費収益	814,500	1,081,000	▲ 266,500
	173 寄附金収益	19,564,859	20,219,609	▲ 654,750
	174 経常経費補助金収益	147,700,233	142,578,011	5,122,222
	175 受託金収益	56,147,211	51,756,137	4,391,074
	177 事業収益	2,769,170	2,947,700	▲ 178,530
	178 負担金収益	1,786,674	1,848,378	▲ 61,704
	179 介護保険事業収益	364,159,293	381,090,151	▲ 16,930,858
	182 保育事業収益	354,553,376	344,489,996	10,063,380
	184 障害福祉サービス等事業収益	80,787,466	79,806,216	981,250
	192 その他の収益	852,742	9,917,743	▲ 9,065,001
	701 サービス活動収益計(1)	1,029,135,524	1,035,734,941	▲ 6,599,417
	費用			
	131 人件費	786,414,488	825,723,036	▲ 39,308,548
132 事業費	166,627,844	164,132,407	2,495,437	
133 事務費	32,960,814	26,090,966	6,869,848	
137 利用者負担軽減額	6,172	40,615	▲ 34,443	
139 共同募金配分金事業費	3,106,592	2,877,099	229,493	
140 分担金費用	139,500	139,500	0	
141 助成金費用	16,180,431	16,717,607	▲ 537,176	
142 負担金費用	0	300,000	▲ 300,000	
143 基金組入額	18,863,870	1,053,347	17,810,523	
144 減価償却費	22,823,724	22,689,376	134,348	
145 国庫補助金等特別積立金取崩額	▲ 6,223,473	▲ 5,602,925	▲ 620,548	
146 徴収不能額	0	44,883	▲ 44,883	
148 その他の費用	2,108,724	693,682	1,415,042	
702 サービス活動費用計(2)	1,043,008,686	1,054,899,593	▲ 11,890,907	
703 サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	▲ 13,873,162	▲ 19,164,652	5,291,490	
サービス活動増減の部	収益			
	194 受取利息配当金収益	936,436	291,958	644,478
	195 有価証券評価益	0	1,715	▲ 1,715
	197 投資有価証券評価益	7,789,578	0	7,789,578
	199 その他のサービス活動外収益	5,821,623	11,614,988	▲ 5,793,365
	704 サービス活動外収益計(4)	14,547,637	11,908,661	2,638,976
	費用			
150 有価証券評価損	0	2,000	▲ 2,000	
152 投資有価証券評価損	0	6,400	▲ 6,400	
154 その他のサービス活動外費用	3,362,070	3,243,630	118,440	
705 サービス活動外費用計(5)	3,362,070	3,252,030	110,040	
706 サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	11,185,567	8,656,631	2,528,936	
707 経常増減差額(7)=(3)+(6)	▲ 2,687,595	▲ 10,508,021	7,820,426	
特別増減の部	収益			
	200 施設整備等補助金収益	0	47,351,883	▲ 47,351,883
	204 固定資産売却益	483,000	33,420	449,580
	708 特別収益計(8)	483,000	47,385,303	▲ 46,902,303
	費用			
	157 固定資産売却損・処分損	216,020	619,695	▲ 403,675
159 国庫補助金等特別積立金積立額	0	47,351,870	▲ 47,351,870	
709 特別費用計(9)	216,020	47,971,565	▲ 47,755,545	
710 特別増減差額(10)=(8)-(9)	266,980	▲ 584,262	851,242	
714 当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	▲ 2,420,615	▲ 11,094,283	8,673,668	
繰越活動増	715 前期繰越活動増減差額(12)	543,606,856	590,255,699	▲ 46,648,843
	716 当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	541,186,241	579,161,416	▲ 37,975,175
	718 基金取崩額(15)	745,642	1,350,000	▲ 604,358
	719 その他の積立金取崩額(16)	313,140,842	89,505,400	223,635,442
	720 その他の積立金積立額(17)	471,961,674	126,409,960	345,551,714

# 法人單位事業活動計算書

第二号第一様式(第二十三条第四項關係)  
 社会福祉法人都城市社会福祉協議会

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

(単位: 円)

勘定科目	当年度決算(A)	前年度決算(B)	増減(A)-(B)
721 次期繰越活動増減差額(18)=(13)+(14)+(15)+(16)-(17)	383,111,051	543,606,856	▲ 160,495,805



## 都城市点字図書館事業計画書（概要版）

- 所在地 : 〒885・0077 宮崎県都城市松元町 4-17  
都城市総合社会福祉センター2階
- 利用時間 : 午前9時～午後5時（休館日：土日祝祭日、年末年始）
- 電話・FAX : 0986・26・1948
- Eメール : mkjtenji@circus.ocn.ne.jp
- ホームページ : <http://www.m-syakyo.or.jp/effort/braille-library/>
- フェイスブックページ : <https://www.facebook.com/miyakonoten>
- 運営 : 社会福祉法人都城市社会福祉協議会
- 開設日 : 昭和62年10月1日（1987年）

### ◎事業概要

主に都城市在住の視覚障がい者を対象に、点字図書・録音図書や定期刊行物の製作・貸出し、視覚障がいに関する様々な情報を希望するメディアで提供する。また、点字読み書きや情報機器操作の習得を希望される方を支援し、当事者団体と連携し、視覚障がい者の社会参加を促進するとともに、点訳・音訳・デイジー編集ボランティアの養成と当該団体への支援等を主たる事業とします。

※数字は平成30年9月1日現在

### ◎所属ボランティア団体

都城点訳・音訳友の会（会員70名：点訳部32名、音訳部38名）  
\*デイジー編集ボランティア 7名

【ご利用できる方】 視覚に障がいのある方（原則として都城市内在住の方）

【利用登録者数】 162名（内点字触読可能者43名）

## 主な業務について

### ① 図書、雑誌などの貸出し・閲覧サービス

《図書等の種類》

- ・点字図書 [触図、バリアフリー図書等含む]
- ・音声デイジー図書 [視覚障がい者が読書しやすいよう製作された音声CD図書]
- ・シネマデイジー図書 [映画の音声に画面の音声解説を付けたデイジー図書]
- ・テキストデイジー図書 [文字データに階層等を付けて編集したデイジー図書]
- ・テープ図書 [録音カセットテープ図書]

■ インターネットを活用した情報提供 ■

\*視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」による情報提供

- ①全国視覚障害者情報提供施設間の相互貸借
- ②点字データコンテンツ配信及びダウンロードによる情報提供
- ③音声データコンテンツ配信及びダウンロードによる情報提供
- ④テキストデータコンテンツ配信及びダウンロードによる情報提供 等

◆ 定期刊行物 ◆

■点字誌回覧サービス [5タイトル]

■電子メール誌 [5タイトル]

■デイジー誌（視覚障がい者用CD誌） [20タイトル]

■録音テープ誌回覧サービス [10タイトル]

② 対面リーディングの実施

③ プライベートサービス

個人のご要望に応じて、点訳・録音資料作成や点訳データ等の複製、墨字訳サービスを実施

④ ぶらいゆサロン（視覚障がい者のための点字読み書き指導）

利用者個人のニーズやレベルに合わせ、点字の読み書き指導を実施〔個別指導〕

⑤ 視覚障がい者用情報機器等相談及び操作指導

⑥ レファレンスサービスの実施

⑦ 点訳ボランティアの養成（養成講座の開催・全22回）

⑧ 音訳ボランティアの養成（養成講座の開催・全24回）

⑨ デジタル録音図書製作ボランティアの養成・スキルアップ研修の実施

⑩ インターネット（SNS）による情報提供・施設啓発・視覚障がい者理解の促進

⑪ 視覚障がい者団体との連絡調整

⑫ ボランティア団体との連絡調整

⑬ 学校等教育機関への福祉学習の協力

都城健康サービスセンター指定管理者候補者選定の概要

都城健康サービスセンターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

(2) 代表者名

田 口 利 文

(3) 所在地

都城市姫城町9街区3号

(4) 設立年月日

明治21年8月25日 (法人設立 昭和22年12月13日)

(5) 従業員数

657名

(6) 業務内容

- ・医道の高揚 ・医学の振興 ・公衆衛生の啓発指導
- ・地域医療の推進及び発展 ・医事衛生の調査研究
- ・医師、その他医療関係者研修 ・准看護師、看護師養成
- ・医師会病院、老人保健施設、訪問看護ステーションの設立運営
- ・夜間急病センター、健康サービスセンターの指定管理運営

2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日 (5年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城健康サービスセンター (都城市太郎坊町1364番地1)	敷地面積：30,653.36㎡ 延床面積：2,763.46㎡ 都城健康サービスセンター施設1式

## (2) 業務概要

- ①高度な保健業務にかかる中間指導者教育、ボランティア研修等に関すること。
- ②高度な医療機器を使用して行う臨床検査、検診、健康情報管理等に関する業務
- ③施設の利用許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関する業務
- ④施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑤施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## 4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

## 5. 選定結果

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

施設の運営には、専門的かつ高度な技術を要し、また、施設は都城市郡医師会病院及び都城夜間急病センターと一体となっているため。

### (2) 申請書類の審査結果

#### ・市民の平等な利用の確保について

研修ホールの利用については、規定に基づき可能な限り貸し出すことを基本としており、各種健診、人間ドック等についても、市民が平等に利用できると認められる。

#### ・施設の効用の最大限の発揮について

サービス、利便性の維持向上を図るため、医師会がこれまで蓄積してきた保健、医療、福祉のノウハウを活かした提案である。

#### ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

利用者等に影響のない範囲内で経費節減に努めており、施設の維持管理においても、一部の業務を専門業者に委託することで、適正な維持管理が期待できる。

#### ・管理運営能力について

施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について、健康サービスセンターを運営するために必要な医療技術者等の人員を配置し、体制を整えていると認められる。

また、利用団体の衛生管理者等を対象に健康教育を実施し、市民の健康増進を支援する取り組みを計画している。

申請団体名 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会  
 希望する施設名 都城健康サービスセンター

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	都城健康サービスセンター	都城健康サービスセンター条例による指定管理 発注者:都城市	0 円
〃	都城夜間急病センター	都城夜間急病センター条例による指定管理業務 発注者 : 都城市	355, 438, 000円
28	都城健康サービスセンター	都城健康サービスセンター条例による指定管理 発注者:都城市	0 円
〃	都城夜間急病センター	都城夜間急病センター条例による指定管理業務 発注者 : 都城市	325, 268, 000円
27	都城健康サービスセンター	都城健康サービスセンター条例による指定管理 発注者:都城市	0 円
〃	都城夜間急病センター	都城夜間急病センター条例による指定管理業務 発注者 : 都城市	290, 044, 850円

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

# 収支計算書 内訳表

平成29年4月1日より平成30年3月31日まで

科 目	事務局 一般会計										小計	内部取引消去	合計	
	事務局 一般会計	事務局 特別会計	労働保険事務組合	看護学校 専門	看護学校 高等	急病センター	医師会病院	特別 健康サービス	健康サービス 特別会計	予ての公産				訪問看護
<b>1) 事業活動収支の部</b>														
1. 事業活動収入	2,620,000													2,620,000
特産物産収入	62,287,721													62,287,721
入金収入	42,091,166	28,438,639	251,822	54,787,300	270,600	188,287,107	4,781,869,868	5,836,832	839,086,891	16,490,628	354,661,302	41,042,743	△ 9,266,044	6,373,968,854
会費収入	0					355,438,000					3,312,168		△ 200,000	282,733,534
受贈収入	300,000			15,377,666			92,131,650						△ 200,000	125,400,060
補助金等収入	33,843,000						14,176,581		2,441,504		515,179	5,235	△ 33,843,000	33,843,000
雑収入	884,949	441	25	57,663	55,797	57,565	36,105,456	115					△ 920,000	17,217,848
その他	3,900,000													3,900,000
<b>事業活動収入計</b>	<b>145,926,806</b>	<b>28,438,080</b>	<b>251,847</b>	<b>70,222,629</b>	<b>44,204,973</b>	<b>543,782,672</b>	<b>4,924,403,555</b>	<b>5,836,947</b>	<b>841,528,395</b>	<b>16,491,132</b>	<b>358,488,649</b>	<b>41,047,978</b>	<b>△ 106,988,510</b>	<b>6,913,644,152</b>
2. 事業活動支出														
事業費支出	27,328,628	15,046,920		42,111,142	35,121,463	36,804,046	1,299,762,157		143,398,141	262,051	33,773,321	128,347	1,514,128,063	1,514,128,063
材料費支出	1,580,000			13,903,737		0	8,726,920		26,420,250		7,312,825		129,978,690	129,978,690
退職金	4,591,028	2,320,977		7,041,049	5,876,018	25,256,822	311,624,421		42,837,654	1,607,451	32,916,578	4,039,399	438,111,397	438,111,397
法定福利費支出	1,437,010	75,995		442,482	303,354	1,090,678	17,926,482		2,265,507	53,712	1,656,745	580,465	25,832,430	25,832,430
福利厚生費支出	1,414,543	25,280	4,220	858,848	150,720	3,778,317	3,056,202		955,843	0	0	0	10,243,973	10,243,973
旅費交通費支出	344,543	522,787		3,070,178	476,805	5,950,271	50,603,428		3,092,911	9,000	4,177,643	657,420	68,904,986	68,904,986
賃借料支出	146,400			57,802	37,754	254,400	1,927,366		24,774,391		789,837	102,034	147,298,811	147,298,811
保守料支出	265,837			1,240,952	89,435	2,292,390	24,084,961		1,810,062	162,013	2,319,968	1,321,628	8,067,391	8,067,391
車両運搬具支出	132,221	168,046		233,064	280,601	659,806	4,465,559		6,931,580	33,335	702,784	483,487	37,626,745	37,626,745
通信費支出	424,045	181,000		990,746	826,930	1,922,239	22,228,981		5,403,264	13,819	2,329,488	282,482	14,146,005	14,146,005
消耗品費支出	59,616	50,000		601,692	131,760	281,326	687,205		225,251	1,041,413	4,363,130		34,615,367	34,615,367
消耗什物品費支出	1,383,657	3,064,051	18,839	12,720	9,486	22,816,223	2,611,110		130,410,189	177,709	38,366,799	1,109,975	60,408,548	60,408,548
委託費支出	38,700,267			1,502,637	522,866	10,872,703	57,732,856		9,522,885		12,488,210	404,223	93,883,162	93,883,162
水道光熱費支出	694,082	253,000		310,625	299,148	457,403	594,592		1,102,865		320,000	206,422	4,373,146	4,373,146
会議費支出	225,720			98,742	5,369,228	99,500	2,843,765		402,695		348,900	0	15,073,378	15,073,378
保険料支出	612,586			97,100	18,100	1,316,530	1,175,032		1,011,403		17,880,706	43,414	17,380,706	17,380,706
交際費支出	133,820			280,000	160,000	160,000	620,630		490,910		117,688	19,000	3,846,946	3,846,946
諸会費支出	2,367,568			49,656	33,548	7,702,231	2,107,880		252,336		83,770	1,751,386	△ 50,000	1,701,386
支払手数料支出	831,431			758,835	708,372	250,320	2,107,880		7,681,884	202,284	154,656	25,812	7,965,303	7,965,303
印刷製本費支出				2,021,932	569,452	42,272	55,296,210		1,200,000		430,033	667,494	65,114,203	14,077,143
研究開発費支出	54,000			108,800	866,820	15,000,000					0	0	16,200,000	16,200,000
広告宣伝費支出	1,956,842			407,257	300,360	2,574,000	20,389,000		5,847,000		4,053,000	780,000	33,843,000	33,843,000
謝金支出	429,286	416,100	4,731	407,257	300,360	2,574,000	20,389,000		10,972,702	1,153,889	433,475	22,566,820	△ 9,466,044	12,790,776
医師会本部費支出											8,000	273,322	△ 9,002,191	9,002,191
その他支出													△ 9,002,191	9,002,191
支払利息支出	85,706,148	22,124,156	72,163	85,300,342	82,535,632	548,709,170	4,670,169,587	1,775,240	778,749,373	17,921,501	366,316,576	41,039,423	△ 106,988,510	6,563,455,801
<b>事業支出計</b>	<b>97,417,193</b>	<b>1,829,541</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>	<b>1,428,157</b>
管理費支出	9,717,193													9,717,193
給料手当支出	1,829,541													1,829,541
法定福利費支出														
退職金支出														
旅費交通費支出														
通信費支出														
賃借料支出														
消耗什物品費支出														
水道光熱費支出														
委託費支出														
役員報酬支出														
会議費支出														
後援費支出														
消耗品費支出														
印刷製本費支出														
その他支出														
<b>管理支出計</b>	<b>31,542,924</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>31,542,924</b>	<b>31,542,924</b>
その他の臨時支出	117,249,072	22,124,156	72,163	85,300,342	82,535,632	548,709,170	4,705,282,743	1,775,240	778,749,373	17,921,501	366,316,576	41,039,423	△ 106,988,510	6,630,111,881
<b>事業活動支出計</b>	<b>28,677,734</b>	<b>6,314,924</b>	<b>179,684</b>	<b>△ 15,077,713</b>	<b>△ 8,350,659</b>	<b>△ 4,926,498</b>	<b>219,120,812</b>	<b>4,061,707</b>	<b>62,779,022</b>	<b>△ 1,430,369</b>	<b>△ 7,827,927</b>	<b>△ 8,555</b>	<b>283,529,272</b>	<b>283,529,272</b>

科 目	事務局 一般会計	事務局 特別会計	労働保険事務組合	看護学校 専門	看護学校 高等	急病センター	医国会病院	医師会病院 特別	健康サービス	健康サービス 特別	すこやか苑	訪問看護	小計	内部取引消去	合計
<b>II) 投資活動収支の部</b>															
1. 投資活動収入	1,580,000			19,165,393		4,517,754	72,034,958		26,420,250		7,312,825		131,031,180		131,031,180
特定資産取得収入															
退職金積立金取崩収入															
出資金返還積立金取崩収入															
減価償却積立金取崩収入															
財政調整積立金取崩収入															
責任表彰積立金取崩収入															
会員施設負担金取崩収入															
記念式典積立金取崩収入					2,000,000								2,000,000		2,000,000
運営積立金取崩収入															
機器購入積立金取崩収入				987,000									6,510,800		6,510,800
その他の会費積立金取崩収入					5,523,800								23,168,000		23,168,000
貸付金戻り収入															
固定資産売却収入															
車両売却収入															
建物売却収入															
医療用器械備品売却収入															
その他の器械備品売却収入															
敷金・保証金戻り収入							637,500						637,500		637,500
貸付金戻り収入							4,200,000						4,200,000		4,200,000
投資有価証券売却収入															
投資有価証券売却収入															
2. 投資活動支出	1,580,000	0	0	20,152,393	7,523,800	4,517,754	76,872,458	0	152,230,376	0	8,187,625	3,579,520	274,643,926	△ 23,168,000	251,475,926
特定資産取得支出															
退職金積立金取得支出	500,000					1,827,772	40,039,912		9,900,000				52,528,340		52,528,340
減価償却積立金取得支出	690,000			260,656									690,000		690,000
機器購入積立金取得支出													83,292,377		83,292,377
施設整備積立金取得支出				100,000						369			100,000		100,000
運営積立金取得支出	6,184,485												6,184,485		6,184,485
財政調整積立金取得支出															
その他の会費積立金取得支出	9,943,257								87,095	72			9,943,257		9,943,257
記念式典積立金取得支出				200,000	200,000								400,000		400,000
会員施設負担金取得支出	3,900,000												3,900,000		3,900,000
固定資産取得支出															
土地購入取得支出															
建物建設(購入)支出							11,043,240						11,043,240		11,043,240
機器動産購入支出											291,600		1,706,400		1,706,400
構築物購入支出															
車両動産購入支出															
医療用器械備品購入支出												1,580,520		1,580,520	
什器備品購入支出	185,000			193,520			67,711,304		69,675,364				137,386,668		137,386,668
ソフトウェア購入支出	543,240						104,760		1,483,164		583,200	1,999,000	4,548,444		4,548,444
建設取得支出	6,382,476						324,000		30,068,798				30,936,038		30,936,038
敷金・保証金支出													6,382,476		6,382,476
敷金支出							507,000						507,000		507,000
長期貸付金支出							4,000,000						4,000,000		4,000,000
リース料/預託金支出												9,490	9,490		9,490
敷金返還支出															
投資有価証券取得支出															
投資有価証券取得支出															
投資活動収支差額	△ 26,748,458	0	0	19,398,417	7,323,800	2,689,982	△ 46,857,758	0	△ 43,691,222	△ 441	7,312,825	△ 9,490	△ 80,582,345	△ 23,168,000	△ 103,750,345
2. 投資活動支出	28,328,458	0	0	753,976	200,000	1,827,772	123,730,216	0	195,921,598	441	874,800	3,589,010	355,226,271	0	355,226,271
3. 投資活動支出	179,684	0	0	179,684	0	0	179,684	0	0	0	0	0	179,684	0	179,684
<b>III) 財務活動収支の部</b>															
1. 財務活動収入															
借入金収入															
短期借入金収入															
長期借入金収入															
他会計繰入金収入	66,491,608				5,000,000		1,460,000		2,661,000	1,675,405			77,291,013	△ 77,291,013	0
貸付金返還支出	66,491,608				5,000,000		1,460,000		2,661,000	1,675,405			77,291,013	△ 77,291,013	0
2. 財務活動支出															
借入金返済支出															
短期借入金返済支出															
長期借入金返済支出															
出資金返還支出	1,460,000						30,000,000		31,675,005	2,661,000			66,848,000	△ 23,168,000	43,680,000
貸付金返済支出	1,460,000						30,000,000		31,675,005	2,661,000			66,848,000	△ 23,168,000	43,680,000
他会計繰入支出	65,034,608				5,000,000		121,848,000	0	31,675,005	2,661,000	5,000,000		174,139,013	△ 100,499,013	73,680,000
借入金返済支出	65,034,608				5,000,000		121,848,000	0	31,675,005	2,661,000	5,000,000		174,139,013	△ 100,499,013	73,680,000
財務活動収支差額	△ 6,314,924			△ 179,684	5,000,000	0	△ 120,388,000	0	△ 29,014,405	△ 985,595	△ 5,000,000	0	△ 96,848,000	23,168,000	△ 73,680,000

(単位：円)

科 目	事務局 一般会計	事務局 特別会計	労働保険事務組合	看護学校 専門	看護学校 高等	急病センター	医師会病院	医師会病院 特別	健康サービス	健康サービス 特別会計	すこやか苑	訪問看護	小計	内部取引消去	合計
当期収支差額	66,963,884	0	0	△ 679,296	3,973,141	△ 2,236,516	51,875,054	4,061,707	△ 9,926,605	△ 2,416,405	△ 5,515,102	△ 935	106,098,927	0	106,098,927
前期繰越収支差額	177,277,416			4,572,039	1,631,764	△ 3,503,754	1,457,718,102	11,827,288	317,922,653	2,416,405	126,811,296	78,248,903	2,174,922,112	0	2,174,922,112
次期繰越収支差額	244,241,300	0	0	3,892,743	5,604,905	△ 5,740,270	1,509,593,156	15,888,995	307,996,048	0	121,296,194	78,247,968	2,281,021,039	0	2,281,021,039



## 事業計画書

申請団体名 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

希望する施設名 都城健康サービスセンター

(1) 市民の平等な利用に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・都城健康サービスセンター条例に基づき、地方自治体と医師会が協力、地域住民の疾病の早期発見から将来は健診異常者の管理まで一貫性を持ったサービスを組織的に行い地域住民の予防医療に寄与することを目的とする。</li> <li>・研修ホールや多目的広場の利用については、規程に基づき可能な限り利用してもらうことを基本とする。</li> <li>・地域住民等の各種健診等については、安全に十分配慮した上で均しく提供していく。</li> <li>・当該施設に係る苦情等については、意見箱を設置すると共に利用者からの相談や苦情には迅速かつ真摯に対応していく。</li> <li>・館内は常に清潔に保ち、屋外も除草や環境美化に心がける。</li> <li>・敷地内禁煙とする。</li> <li>・トイレトペーパーは一部100%再生紙を使用し、コピー用紙はPEFCの認証を受けた商品を使用するなど環境へ配慮した商品を使用する。</li> </ul>	
(2) 施設効用の発揮に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで蓄積してきた保健、医療、福祉のノウハウを活かし、質の高いサービスが提供できるようにする。また、都城市と情報を共有し健診受診率の向上を目指す。</li> <li>・すべてのX線検査で専門医による比較読影(前回健診時との比較)を行い、精度の高い健診を提供していく。</li> <li>・利用者からのニーズに対応するため、利用者アンケートを行い要望・問題点に迅速に対応していく。</li> <li>・人間ドック等は、検査当日に結果の説明を行える体制を採っており、指導区分に応じて保健師などによる保健指導を実施していく。(希望者のみ)</li> <li>・人間ドック等で、受診者から要望のある検査はオプションとして提供していく。</li> <li>・保健師、栄養士による特定保健指導の拡充を図ると共に、ストレスチェックの事業所拡大にも力を入れる。</li> <li>・2年毎に行われる診療報酬点数改正(次回は平成32年4月)や、消費税増税(平成31年10月実施予定8%→10%)に伴う対応については、本体価格の上昇を最小限に抑える予定である。</li> </ul>	
(3) 経済的な管理運営に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・医師確保については、運営していく中で最重要課題であり、加えて専門職員の適正な配置も必要となる。人件費の観点から、非常勤医師やパート職員で対応出来るところは対応していく。また、職員の一部に時差出勤を導入しており、超過勤務削減に取り組んでいる。その他、試薬代等の見直し作業を進めると共に、光熱費などの経費削減にも取り組んでいく。</li> <li>・清掃・維持補修等については、建物が一棟建であるため、施設維持管理課を配置し建物全体の管理を行っている。業務については法定点検などもあることからそれぞれ専門業者に委託して運営していく。</li> </ul>	
(外部委託：業者)	
(株) 都城北諸地区清掃公社	浄化槽保守管理に関する業務、産業廃棄物・一般廃棄物収集運搬及び処分に関する業務
つやげん九州(株)	日常定期清掃、ボイラー監視・植栽及び雑草管理に関する業務

(3) 経済的な管理運営に関すること	
(外部委託：業者)	
(株)にしけい	常駐警備に関する業務
(株)ヤマトボーデン	消防用設備点検に関する業務
(株)アクア分析センター	排水処理施設水質分析に関する業務
(株)ヒムカ ダスキンひむか	害虫駆除に感得る業務
東芝エレベータ(株)九州支社	エレベータ定期点検(遠隔監視メンテナンス)
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・検診・検査部門に迅速な業務の遂行に必要な人員を配置し、過誤の無きよう管理体制を強化しながら定期的に各種研修会に出席させ、最新の健(検)診検査技術の習得に努めていく。</li> <li>・災害時には既に取り決めている緊急連絡網での速やかな連絡体制をより強化していく。</li> <li>・個人情報の取扱いは、個人情報保護法及び当法人の個人情報保護規程に基づき適正に取扱う。</li> <li>・情報公開については、公開申請手続きを経て可能な情報については開示するよう努める。</li> <li>・労働法令等については、法令遵守を徹底することは勿論の事、法改正等の対応も迅速に行っていく。</li> </ul>	
(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること	
<p>都城健康サービスセンターは、医療法上診療所である。都城市北諸県郡医師会は、必要な専門知識や医療技術者などの人員を配置でき、都城健康サービスセンターを適正に管理運営するにあたって必要な医療基準等を備えている。</p>	
(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと	
<p>都城市北諸県郡医師会が指定管理者となり、開設者である都城市と協力、連携することで、都城健康サービスセンターが設置された趣旨である「住民の健康増進、疾病予防等を適切に処理し、住民福祉の増進を図る」に沿う、安心、安全で健康的な暮らしに寄与することが出来る。また、世界糖尿病デーイベント、生活習慣病予防料理教室、健康増進講座等健康に関する講演会を行い、地域住民の健康教育活動に積極的に取り組んでいく。</p>	



都城夜間急病センター指定管理者候補者選定の概要

都城夜間急病センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

(2) 代表者名

田 口 利 文

(3) 所在地

都城市姫城町9街区3号

(4) 設立年月日

明治21年8月25日 (法人設立 昭和22年12月13日)

(5) 従業員数

657名

(6) 業務内容

- ・医道の高揚 ・医学の振興 ・公衆衛生の啓発指導
- ・地域医療の推進及び発展 ・医事衛生の調査研究
- ・医師、その他医療関係者研修 ・准看護師、看護師養成
- ・医師会病院、老人保健施設、訪問看護ステーションの設立運営
- ・夜間急病センター、健康サービスセンターの指定管理運営

2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日 (5年間)

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城夜間急病センター (都城市太郎坊町1364番地1)	医師会病院の一部を無償で使用貸借契約 (平成27年4月1日) 借用面積：788.06㎡ 都城夜間急病センター施設1式

## (2) 業務概要

- ①都城夜間急病センター診療科目の診療に関する業務
- ②施設の利用許可、利用許可の取消し等、利用の制限及び原状回復に関する業務
- ③利用料金の徴収及び減免に関する業務
- ④施設等の維持及び修繕に関する業務
- ⑤施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## 4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

## 5. 選定結果

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

夜間の初期救急医療を担う施設で、専門的かつ高度な技術を要する。

また、施設は、二次救急医療を担う都城市郡医師会病院と一体となっており、連携して取り組む必要があるため。

### (2) 申請書類の審査結果

#### ・市民の平等な利用の確保について

主に市民を対象とし、来院や診察の条件などは付けずに、夜間に発生した応急的な処置を必要とする救急患者への医療を十分に提供できると認められる。

#### ・施設の効用の最大限の発揮について

夜間救急医療の維持向上のため、全国的な医師不足や偏在化の中、医師の確保のため様々な方法で努力していることが認められる。医師会病院と連携しながら随時施設の維持管理や安全管理に努めることができると認められる。

#### ・経済的な管理運営と適正な経費配分について

職員などの残業を最小限度に止める努力をし、光熱費や印刷物関係などは無駄を省き、効率的な運用ができると認められる。

#### ・管理運営能力について

医療専門職（医師、看護師等）を適切に配置し、責任体制もそれぞれの部署で構築されている。緊急事態には、緊急連絡網により必要に応じて体制を整えることができる。また、個人情報保護についても、独自の規則を定めている。

申請団体名 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会  
 希望する施設名 都城夜間急病センター

### 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
29	都城夜間急病センター	都城夜間急病センター条例による指定管理業務 発注者：都城市	355,438,000円
29	都城健康サービスセンター	都城健康サービスセンター条例による指定管理業務 発注者：都城市	0円
28	都城夜間急病センター	都城夜間急病センター条例による指定管理業務 発注者：都城市	325,268,000円
28	都城健康サービスセンター	都城健康サービスセンター条例による指定管理業務 発注者：都城市	0円
27	都城夜間急病センター	都城夜間急病センター条例による指定管理業務 発注者：都城市	290,044,850円
27	都城健康サービスセンター	都城健康サービスセンター条例による指定管理業務 発注者：都城市	0円

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

# 収支計算書 内訳表

平成29年4月1日より平成30年3月31日まで

科 目	事務局 一般会計										小計	内部取引消去	合計			
	事務局 一般会計	事務局 特別会計	労働保険事務組合	看護学校 専門	看護学校 高等	急病センター	医師会病院	特別	健康サービス	健康サービス 特別会計				予ての公債	訪問看護	
<b>1) 事業活動収支の部</b>																
1. 事業活動収入																
特産物産収入	2,620,000													2,620,000	0	
入金収入	62,287,721													62,287,721	0	
会費収入	42,091,166	28,438,639	251,822	54,787,300	270,600	188,287,107	4,781,869,868	5,836,832	839,086,891	16,490,628	354,661,302	41,042,743	6,382,634,898	△ 9,266,044	6,373,368,854	
受贈収入	0			355,438,000										355,438,000	△ 62,704,466	292,733,534
補助金等収入	33,843,000			15,377,666		14,478,576	92,131,650				3,312,168		125,600,060	△ 200,000	125,400,060	
雑入金収入	884,949	441	25	57,663	55,797	14,176,581	36,105,456	115	2,441,504	504	515,179	5,235	18,137,848	△ 33,843,000	0	
その他	3,900,000					57,565							36,163,136	△ 920,000	35,243,136	
管理収入	3,900,000												3,900,000		3,900,000	
<b>事業活動収入計</b>	<b>145,926,806</b>	<b>28,438,080</b>	<b>251,847</b>	<b>70,222,629</b>	<b>44,204,973</b>	<b>543,782,672</b>	<b>4,924,403,555</b>	<b>5,836,947</b>	<b>841,528,995</b>	<b>16,491,132</b>	<b>358,488,649</b>	<b>41,047,978</b>	<b>7,020,624,663</b>	<b>△ 106,988,510</b>	<b>6,913,644,153</b>	
2. 事業活動支出																
事業費支出																
材料費支出	27,328,628	15,046,920		42,111,142	35,121,463	36,804,046	1,299,762,157		143,398,141	282,051	33,773,321	128,347	1,514,128,063		1,514,128,063	
給料手当支出	1,580,000			13,903,737		8,726,920	79,034,958		26,420,250	7,312,825	0	0	129,978,690		129,978,690	
退職金	4,591,028	2,320,977		7,041,049	5,876,018	25,256,822	311,624,421		42,837,654	1,607,451	32,916,578	4,039,399	438,111,397		438,111,397	
法定福利費支出	1,437,010	75,995		442,482	303,354	1,090,678	17,926,482		2,265,507	53,712	1,656,745	580,465	25,832,430		25,832,430	
福利厚生費支出	1,414,543	25,280	4,220	858,848	150,720	3,778,317	3,056,202		955,843	0	0	0	10,243,973		10,243,973	
旅費交通費支出	344,543	522,787		3,070,178	476,805	5,950,271	50,603,428		3,092,911	9,000	4,177,643	657,420	68,904,986		68,904,986	
賃借料支出	146,400			57,802	37,754	254,400	1,927,366		24,774,391	799,837	102,034	147,998,811	1,172,988,311		1,172,988,311	
車両関係費支出	265,837			1,240,952	89,435	2,292,390	24,084,559		1,810,062	162,013	2,319,968	1,321,626	8,067,391		8,067,391	
通信費支出	132,221	168,046		233,064	280,601	659,806	4,465,559	55,522	6,931,580	33,335	702,784	483,487	37,626,745		37,626,745	
消耗品費支出	424,045	181,000	2,373	990,746	826,930	1,922,239	22,228,981		5,403,264	13,819	2,329,488	282,482	34,615,367		34,615,367	
消耗什物用品費支出	59,616	50,000		601,692	131,760	281,326	687,205		1,324,867	225,251	1,041,413	4,363,130	4,363,130		4,363,130	
租税公課支出	1,383,657	3,064,051	18,839	12,720	9,486	22,816,223	2,611,110	328,718	29,008,327	1,041,806	107,611	5,000	60,408,548		60,408,548	
委託費支出	38,700,267			1,502,637	522,866	10,872,703	57,732,856		9,522,885	130,410,189	38,366,799	1,109,975	618,257,402	△ 62,704,466	455,552,936	
水道光熱費支出	604,082	253,000		310,625	299,148	457,403	594,592		1,102,865	399,642	320,000	206,422	4,373,146		4,373,146	
会議費支出	225,720			98,742	5,369,228	99,500	2,813,765		402,695	1,242,000	348,900	0	15,073,378		15,073,378	
保険料支出	612,586			97,100	18,100	1,316,530	1,175,032		1,011,403	1,011,403	17,680	43,414	17,380,706		17,380,706	
交際費支出	133,820			280,000	160,000	160,000	620,630		490,910	117,688	197,880	19,000	3,846,946		3,846,946	
諸会費支出				42,000					252,336		228,830	83,770	1,751,386	△ 50,000	1,701,386	
支払手数料支出				49,656		33,548	7,702,231			154,656	25,812	7,965,303	7,965,303		7,965,303	
印刷製本費支出	2,367,568			758,835	708,372	250,320	2,107,880		7,681,884	202,284	0	0	14,077,143		14,077,143	
研究開発費支出	831,431			2,021,932	569,452	42,272	55,296,210		5,247,799	7,580	430,033	667,494	65,114,203		65,114,203	
研究助成金支出				108,800					1,200,000			0	16,200,000		16,200,000	
広聴活動費支出	54,000					866,820						0	1,039,620		1,039,620	
謝金支出	1,956,842					2,574,000	20,389,000		5,847,000	4,053,000	780,000	0	1,956,842		1,956,842	
医師会本部費支出	429,286	416,100	4,731	407,257	300,360		8,139,020		10,972,702	433,475	8,000	273,322	22,566,820	△ 9,466,044	12,790,776	
その他支出													8,000	9,922,191	△ 920,000	9,002,191
支払利息支出	85,706,148	22,124,156	72,163	85,300,342	52,535,632	548,709,170	4,670,169,587	1,775,240	778,749,373	17,921,501	366,316,576	41,039,423	6,670,439,311	△ 106,988,510	6,563,450,801	
管理費支出																
給料手当支出	9,717,193												9,717,193		9,717,193	
法定福利費支出	1,829,541												1,829,541		1,829,541	
退職金支出													0		0	
旅費交通費支出	1,428,157												1,428,157		1,428,157	
通信費支出	108,180												108,180		108,180	
賃借料支出	48,776												48,776		48,776	
消耗什物用品費支出	178,950												178,950		178,950	
水道光熱費支出	494,251												494,251		494,251	
委託費支出	1,026,342												1,026,342		1,026,342	
委託費支出	9,660,000												9,660,000		9,660,000	
会議費支出	5,222,188												5,222,188		5,222,188	
後援費支出	177,225												177,225		177,225	
消耗品費支出	314,221												314,221		314,221	
保険料支出	1,100,200												1,100,200		1,100,200	
印刷製本費支出	39,366												39,366		39,366	
その他支出	198,334												198,334		198,334	
管理支出計	31,542,924		0	0	0	0	35,113,156		0	0	0	0	31,542,924	0	31,542,924	
その他の臨時支出	117,249,072	22,124,156	72,163	85,300,342	52,535,632	548,709,170	4,705,282,743	1,775,240	778,749,373	17,921,501	366,316,576	41,039,423	6,737,095,391	△ 106,988,510	6,630,111,881	
<b>事業活動支出計</b>	<b>28,677,734</b>	<b>6,314,924</b>	<b>179,684</b>	<b>△ 15,077,713</b>	<b>△ 8,350,659</b>	<b>△ 4,926,498</b>	<b>219,120,812</b>	<b>4,061,707</b>	<b>62,779,022</b>	<b>△ 1,430,369</b>	<b>△ 7,827,927</b>	<b>△ 8,555</b>	<b>283,529,272</b>	<b>0</b>	<b>283,529,272</b>	



(単位：円)

科 目	事務局 一般会計	事務局 特別会計	労働保険事務組合	看護学校 専門	看護学校 高等	急病センター	医師会病院	医師会病院 特別	健康センター	健康センター	すこやか苑	訪問看護	小計	内部取引消去	合計
当期収支差額	66,963,884	0	0	△ 679,296	3,973,141	△ 2,236,516	51,875,054	4,061,707	△ 9,926,605	△ 2,416,405	△ 5,515,102	△ 935	106,098,927	0	106,098,927
前期繰越収支差額	177,277,416			4,572,039	1,631,764	△ 3,503,754	1,457,718,102	11,827,288	317,922,653	2,416,405	126,811,296	78,248,903	2,174,922,112	0	2,174,922,112
次期繰越収支差額	244,241,300	0	0	3,892,743	5,604,905	△ 5,740,270	1,509,593,156	15,888,995	307,996,048	0	121,296,194	78,247,968	2,281,021,039	0	2,281,021,039

貸借対照表内訳表  
(平成30年3月31日現在)

科 目	事務局 一般会計	事務局 特別会計	労働保険事務組合	看護学校 専門	看護学校 高等	急病センター	医師会病院	医師会病院 特別	健康サービス	健康サービス 特別会計	すこやか苑	訪問看護	小計	内部取引消去	合計
(資産の部)															
1. 流動資産	303,854,753	9,472,767	0	18,989,643	11,554,572	56,427,443	2,091,000,815	15,855,976	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
2. 固定資産	5,107,207	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,107,207
3. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
6. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
7. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
10. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
11. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
13. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
14. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
18. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
19. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
20. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
21. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
22. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
23. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
24. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
26. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
27. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
28. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
30. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
32. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
33. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
34. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
35. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
36. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
37. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
38. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
39. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
40. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
41. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
42. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
43. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
44. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
45. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
46. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
47. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
50. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
51. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
52. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
53. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
54. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
55. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
56. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
57. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
58. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
59. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
60. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
61. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
62. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
63. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
64. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
65. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
66. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
67. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
68. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
69. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
70. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
71. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
72. 繰上償却資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
73. 有形固定資産	183,928,746	9,472,767	0	46,995,523	41,330,472	23,393,441	199,101,296	448,346,640	44,102,091	2,892,055	140,310,980	79,389,734	3,151,122,546	△ 64,527,026	3,086,595,520
74. 無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
75. その他の資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
76. 繰上償却資産	0	0	0	0											

## 事業計画書

申請団体名 一般社団法人 都城市北諸県郡医師会

希望する施設名 都城夜間急病センター

### (1) 市民の平等な利用に関すること

※当該施設の管理運営方針等について簡潔に提案してください。

都城市郡医師会病院の併設施設として、施設管理や利用法などについては都城夜間急病センター条例を遵守しながら、その運営に支障のないように管理運営していく。

※市民の平等利用の確保について簡潔に提案してください。

主として市民を対象とし、来院や診察の条件などは付けずに、夜間に発生した応急的な処置を必要とする救急患者への医療を確保し、夜間の救急医療体制を維持継続させる。

※当該施設に係る相談や苦情等への対応について簡潔に提案してください。

受診者などからの医療に関する苦情の電話・投書については、その報告システムをより迅速・充実させ、可能な限り早めの改善と対策を講じるように努める。また、都城市にも対応を依頼する場合がある。

※環境に配慮した取り組みについて簡潔に提案してください。

空調温度の設定化、廃棄物などのリサイクル処理やごみの減量化に努める。

### (2) 施設効用の発揮に関すること

※夜間救急医療の維持向上を図るための方法について簡潔に提案してください。

全国的な医師不足や会員医師の高齢化の中、医師確保は当夜間急病センターでも例外でなく最優先課題である。全ての診療科において厳しい状況で、本会としても様々な方法で医師確保のために努力しているところである。本会医師会員の高齢化で、近隣の医師にもお願いするなどしているが、非常に厳しい状況が続いており、早急な対応が必要と考え、ドクターバンクを利用して当直医師確保に努めている。

準夜帯の救急車を医師会病院救急科が受けていただくことで、この地域の夜間救急医療の維持向上に務めており、ひいてはセンター当直に入る会員医師の負担軽減にも繋がっている。

また、精神科医療施設と構築した輪番体制を強化し連携を図っている。

※施設の維持管理、安全管理、衛生管理の的確な実施方法について簡潔に提案してください。

医師会病院と連携しながら随時施設の維持管理や安全管理に努めている。

また、衛生管理についても、医療施設として医師会病院院内感染対策委員会などが主体となり、常に最新の情報や方法で行われている。

### (3) 経済的な管理運営に関すること

※経費の節減等の具体的な内容について簡潔に提案してください。

職員などの業務内容を見直し、残業を最小限度に止める努力をする。日常的な経費節減（電気など）に努める。印刷物などの外部発注は、適正な価格で購入できるように工夫する。コピーなどは用紙を再利用したりして、無駄を省くように努める。

※経費配分等の具体的な内容について簡潔に提案してください。（人件費等）

人件費が約7割を占めていますが、当直医師確保の為には必要なので仕方ないと考えている。

※清掃・維持補修等に関する考え方を簡潔に提案してください。

（委託する場合は、その委託先等）

清掃は、医師会病院が委託している「つやげん九州」に依頼し、維持補修については、状況に応じて医師会病院とも相談をしながら適宜業者を選定する。

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について簡潔に提案してください。

午後7時から翌朝7時まで

内科（系）医1名、外科（系）医1名、小児科医1名

\*小児科医は年末年始の準夜のみ2名体制

看護師：準夜帯6名、深夜帯3名

薬剤師1名 \*年末年始、お盆は準夜帯のみ2名

放射線技師1名/臨床検査技師1名

\*準夜帯はそれぞれ2名、年末年始は準夜・深夜帯ともそれぞれ2名

受付事務員5名（準夜3名、深夜2名）\*年末年始は状況により準夜4名

医療クラーク3名（準夜2名、深夜1名）\*日祭日等、場合によっては準夜3名

医師（宮崎大学医学部、医師会員他）は事前に医局・医師了解のもと当直予定を組み、更に確認のため随時電話やFAXで確認している。

薬剤師は薬剤師会に協力をいただき、薬剤師会で当番を組んで勤務してもらっている。

看護師は医師会病院の職員が勤務する。準夜帯の利用者の多い時間帯は、人員増を含め検討する。

放射線技師は、医師会病院の職員が昼間の勤務に引き続き交代で勤務する。

臨床検査技師は、医師会病院及び隣接する健康サービスセンターの検査技師が昼間の勤務に引き続き交代で勤務する。

受付事務は、夜間急病センターの職員（夜間帯のみの準職員、臨時職員）が交代で勤務する。

医療クラークは、電子カルテ導入により当直医の入力補助を行う業務であり、夜間急病センターの職員（夜間帯のみの準職員、臨時職員）が交代で勤務する。

責任体制等については、それぞれの部署で責任者がいるが、夜間急病センターの現場では、急ぎの案件はセンター副所長に報告して指示を仰ぐ形態をとっている。

※職員の指導育成、研修体制について簡潔に提案してください。

医療専門職がほとんどであり、それぞれ専門職においては職場や各自で指導研修を受けている。

受付事務、医療クラークにおいては、点数改正や電子カルテを含むPC操作についても、医師会病院医事課や事務委託業者の指導のもと、随時対応している。

※医療機器の整備について簡潔に提案してください。

移転時に購入した医療機器も年数が経過し、徐々に修理を要することが考えられる。各医療機器の耐用年数をふまえ、保守契約並びに中長期的な更新計画を図っていく。

※災害時の対応、連絡体制等について簡潔に提案してください。

当医師会病院（夜間急病センター含む）内に緊急事態発生時の緊急連絡網があり、医師会病院当直師長や受付事務の判断で必要に応じて連絡をとる体制になっている。

※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について簡潔に提案してください。

当医師会病院（夜間急病センター含む）の「個人情報の取扱いに関する規定」や「診療情報開示規則」を遵守し、必要に応じて保護や開示に努めている。また、当医師会病院には職員組合があり、常に労働法令などを遵守しながら運営している。

#### （５）その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

※市民の安全・安心・健康を支えるために、365日19時から翌朝7時まで、内科・外科・小児科の3科診療体制で、夜間の初期救急医療を担う施設としての提案

会員の先生方、大学や会員外の先生方の協力で365日診療を行っていますが、医師不足は年々深刻であります。色々な方法で医師確保に努めておりますが、それに伴う必要な経費も増えてまいります。他の施設とは違う特殊な公の施設という観点からも、支援をいただいで継続できるよう努めてまいります。

#### （６）公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

地域住民に対し夜間救急医療を、昭和60年から24時間365日提供してきた実績を持ち、特に入院・緊急手術などに速やかに対応可能な点は、都城市郡医師会病院と併設している最大の特色である。

今後、当直医師の確保等非常に厳しい状況が続きますが、関係機関と連携・協力しながら、維持継続できるよう努力していきます。

都城市林業総合センター指定管理者候補者選定の概要

都城市林業総合センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称 都城森林組合
- (2) 代表者名 代表理事組合長 柳田 力男
- (3) 所在地 都城市早鈴町5085番地
- (4) 設立年月日 昭和56年12月4日
- (5) 従業員数 84名
- (6) 業務内容
  - ・組合員のためにする森林の経営に関する指導
  - ・組合員の委託を受けて行う森林の施行及び経営
  - ・組合員の所有する森林の経営を目的とする信託の引受け
  - ・病虫害の防除その他組合員の森林の保護に関する施設
  - ・組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な資金の貸付け
  - ・組合員の行う林業その他の事業及びその生活に必要な物資の供給
  - ・組合員の生産する産業物その他の物資の運搬、加工、保管又は販売

2 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模
都城市林業総合センター (都城市早鈴町5085番地)	敷地面積：5,835.9㎡ 延床面積：490㎡

(2) 業務概要

施設の管理運営に関すること  
施設の利用許可に関すること

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

1 団体

②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月18日	第1回選定委員会開催
平成30年6月1日～7月2日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
平成30年7月10日	現地説明会
平成30年7月31日	申請書類受付
平成30年9月21日	第2回選定委員会開催、書類審査、面接審査
平成30年10月1日	選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	宮崎県職員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

平成30年9月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で都城森林組合が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を理解しており、林業者への支援、林業の振興に向けた管理運営が期待できること。

- ・一般利用者の利用促進についても常に念頭に入れた運営が図られており、市民の平等な利用の確保に期待ができること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・利用促進のための具体的な取り組みが提案されており、施設の有効利用に関する考え方がしっかりしていること。
- ・防火防災について従事者への教育や訓練を定期的に行っており、利用者が安心して利用できる体制が整備されている。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した提案であると認められること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・これまでの管理実績を踏まえ、施設の安定した管理運営に期待できること。
- ・法令を遵守した管理運営がなされており、利用者側の視点に立った対応や職員への指導とサポート体制も整っており、適正な管理運営が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・林業従事者の高齢化と後継者不足の中で、次の世代の人材育成に関する事業が多数あり、林業各団体や林業関係者の施設利用促進に期待できること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・林業従事者の活動拠点施設との目的から、利用者へのサービス向上に向けた管理運営について重点的な配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・候補者からの提案である椎茸原木の打ち込みやドングリ工作等のイベント開催については、施設の利用者の増加等が見込まれ、期待される内容であった。
- ・管理体制についても、安定的な運営が期待できる内容である。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		都	森林組合			
1. 市民の平等な利用が確保されること	180	155		管理運営方針等	20	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 申請団体の経営モラルは適切か。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。 住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	300	216		利用の促進 サービス・利便性の維持向上	25	利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。 適切な利用料金の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	90	70		経費配分	15	指定管理料の提案額は適正か。 具体的な管理業務の効率化が提案されているか。 適正な経費配分の考え方について提案がされているか
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	210	161		物的能力 人的能力	15	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案がされているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働法令等について十分認識しているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	120	95		センター設置目的の推進	20	林業従事者の諸研修、実技訓練等について提案がされているか。 林業者担い手の育成強化のための提案がされているか。
合計	900	697			150	
(参考):提案金額		1,720千円				

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

申請団体名 都城森林組合

希望する施設名 都城市林業総合センター

### 主要業務実績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額 (円)
29	都城市林業総合センター 管理運営業務	管理運営業務 都城市	1,720,000 円
28	都城市林業総合センター 管理運営業務	管理運営業務 都城市	1,720,000 円
27	都城市林業総合センター 管理運営業務	管理運営業務 都城市	1,720,000 円
29	市有林管理事業 第3号	コンパス測量・毎木調査 都城市	103,051 円
28	観音池公園池周辺間伐等業務 委託	間伐等業務委託 都城市	4,158,000 円
28	あじさい公園植栽木伐採業務 委託	公園内雑木枝打ち及び搬出 都城市	410,400 円
28	四方面山整備事業	下刈業務・支障木伐採業務 都城市	1,728,000 円
28	林道維持管理事業 第1号	草刈等管理業務 都城市	3,780,000 円
28	林道維持管理事業 第2号	草刈等管理業務 都城市	1,512,000 円

貸借対照表

平成30年3月31日現在 (単位:円)

科目	内訳	小計	合計	科目	内訳	小計	合計
資産の部				負債の部			
流動資産				流動負債			
1. 現金		50,144		1. 支払手形		0	
2. 預金		179,265,492		2. 受託販売預り金		36,633,958	
3. 受取手形		0		3. 買掛金		24,892,850	
4. 売掛金	37,286,006	37,125,006		4. 短期借入金		245,000,000	
貸倒引当金	△161,000						
5. 未収金	106,217,322	105,560,322		5. 未払金		85,765,193	
貸倒引当金	△657,000						
6. 短気貸付金		0		6. 前受金		0	
7. 棚卸資産		82,711,057		7. 預り金		41,230,489	
商品	10,173,441			8. 仮受金		0	
仕掛品	72,537,616			9. 雑負債		14,838,300	
8. 前払費用		1,199,133		(1)前受収益	9,234,000		
9. 立替金	60,166,130	59,769,130		(2)未払法人税等	5,604,300		
貸倒引当金	△397,000						
10. 仮払金		0					
11. 差入保証金		50,000					
12. 雑資産		10,011,154					
保険料積立金	9,761,154						
役員に対する債権	250,000						
流動資産合計			475,741,438	流動負債合計		448,360,790	
固定資産				固定負債			
(A)有形固定資産				1. 長期借入金		0	
1. 建物	187,677,383	37,726,815		〃 (転貸)			
減価償却累計額	△149,950,568			〃 (組合)			
2. 構築物	34,757,847	4,576,852		2. 農林漁業資金借入		0	
減価償却累計額	△30,180,995			(1)造林借入金 (転貸)			
3. 機械装置	273,767,612	6,596,651		〃 (組合)			
減価償却累計額	△267,170,961			(2)林経維持借入金			
4. 車輛運搬具	63,538,751	2,536,878		(3)林経改善借入金			
減価償却累計額	△61,001,873			(4)過疎資金借入金			
5. 工器具備品	3,409,944	12		(5)主務大臣借入金			
減価償却累計額	△3,409,932			(6)施設借入金 (組合)			
6. 土地	156,746,075	156,746,075		3. 退職給付引当金		80,179,426	
7. 森林		66,740,764		4. 退任慰労引当金		12,465,000	
(1)所有林	6,371,437						
(2)分収林	60,369,327			固定負債合計		92,644,426	
有形固定資産合計		274,924,047		負債合計			541,005,216
(B)無形固定資産				資本の部			
(1)電話加入権		530,932		出資金			
(2)ソフトウェア		1,267,934		1. 出資金		126,052,500	
無形固定資産合計		1,798,866		未払出資金			
(C)外部出資				2. 回転出資金			
(1)系統出資金		72,964,000		出資金合計			
未払出資金				126,052,500			
(2)森林・林業振興基金		11,076,350		剰余金			
(3)系統外出資金		1,976,000		1. 法定準備金		105,600,000	
外部出資合計		86,016,350		2. 資本準備金		8,376,500	
(D)その他の固定資産				3. 任意積立金		29,000,000	
1. 長期貸付金		0		4. 当期末処分剰余金		28,446,485	
貸倒引当金				(1)当期剰余金	21,582,845		
2. 農林漁業資金貸付金				(2)前期繰越剰余金	6,863,640		
(1)林経改善貸付金		0		剰余金合計			
貸倒引当金				171,422,985			
その他の固定資産計		0		資本合計			
固定資産合計			362,739,263	297,475,485			
資産合計			838,480,701	負債資本合計			
				838,480,701			

# 損益計算書

平成29年4月1日～平成30年3月31日まで

(単位:円)

科 目	総合計算の部		一般事業			
	小 計	合 計	計	指 導	販 売	森林整備
I 事業総損益						
(1) 事業総収益	986,021,495		986,021,495	697,742	475,997,105	509,326,648
(2) 事業総費用	769,989,699		769,989,699	2,567,388	413,541,049	353,881,262
事業総利益		216,031,796	216,031,796	△ 1,869,646	62,456,056	155,445,386
II 事業管理費						
(1) 人件費	161,752,121		161,752,121	11,484,401	43,673,073	106,594,647
(2) 旅費交通費	3,212,670		3,212,670	228,100	867,421	2,117,149
(3) 事務費	5,923,819		5,923,819	420,591	1,599,431	3,903,797
(4) 業務費	7,085,951		7,085,951	503,103	1,913,207	4,669,641
(5) 諸税負担金	4,170,878		4,170,878	296,132	1,126,137	2,748,609
(6) 施設費	19,031,590		19,031,590	1,351,243	5,138,529	12,541,818
(7) 雑費	5,669,931		5,669,931	402,565	1,530,881	3,736,485
事業管理費計		206,846,960	206,846,960	14,686,135	55,848,679	136,312,146
事業利益		9,184,836	9,184,836	△ 16,555,781	6,607,377	19,133,240
III 経常損益						
(1) 事業外収益	17,179,041					
(2) 事業外費用	2,043,355					
事業外損益		15,135,686				
経常利益		24,320,522				
IV 特別損益						
(1) 特別利益	0					
(2) 特別損失	8,277					
特別損益		△ 8,277				
税引前当期利益		24,312,245				
法人税、住民税及び 事業税		2,729,400				
当期剰余金		21,582,845				
前期繰越剰余金		6,863,640				
当期未処分剰余金		28,446,485				

## 事業計画書

申請団体名 都城森林組合

希望する施設名 都城市林業総合センター

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 森林整備の推進及び、林業従事者の福利厚生の実現を図るとともに、林業関連行事等に支障のない範囲で、市民に施設を開放することにより、市民の自主的な活動を図ることを目的とします。</li><li>・ 日常的にセルフモニタリングを行い、その結果を日報及び事業報告書を作成し市に提出します。</li><li>・ 利用者へのアンケート調査を年1回を行い、その結果を事業報告書に記載します。また、アンケートの実施に際しては実施方法及び質問内容について事前に市と協議の上、承認を得る事とします。</li><li>・ 施設周辺の清掃、草刈、選定を定期的に行い、環境整備に努めます。</li></ul>
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 相談窓口を設け、利用者からのニーズに対応します。</li><li>・ 林業従事者、林業各団体へ施設利用促進に努めます。(林業関係者等へ減免措置を行い、利用者の増員を推進します。)</li><li>・ 休館日の利用申請があった場合、事前に市役所担当課へ利用申請を行い、市民へ施設を開放したいと考えております。</li><li>・ 利用料金については別紙1のとおりです。</li></ul>
(3) 経済的な管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 警備委託については、南九州システム株式会社へ委託しておりますが、清掃及び軽微な修繕は、管理者自身が行い、経費削減に努めます。</li></ul>
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 管理運営責任者に志々目道夫参事を任命し、副管理運営責任者を上原正也事業部長、担当者を牧原梓とします。</li><li>・ 消防法第8条に規定する防火管理者、徳丸康博(都城森林組合販売課長)を設置します。</li><li>・ 利用団体の申し込み時に、清掃、戸締り、整理整頓等の指導を行います。</li><li>・ 個人情報については、都城市林業総合センター条例第18条に基づき、秘密保持に努めます。</li></ul>
(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 林業従事者、林業各団体の施設利用の際は減免措置等を行い、利用者の増員を推進します。</li><li>・ 林業各団体や林業関係者への周知をはかり、施設利用促進に努めます(実技研修等)。</li></ul>
(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 椎茸原木の打込みやドングリ工作等のイベントを開催し、施設のアピールに努めます。</li></ul>

## 都城市林業総合センター利用料金（案）

別紙1

別表(第12条関係)

種類	区分	利用時間	利用料金
集会室	小中高生	8:30 ~ 12:00	320 円
		12:00 ~ 17:00	430 円
		17:00 ~ 22:00	430 円
		8:30 ~ 17:00	750 円
		12:00 ~ 22:00	860 円
		8:30 ~ 22:00	1,180 円
	一般	8:30 ~ 12:00	640 円
		12:00 ~ 17:00	860 円
		17:00 ~ 22:00	860 円
		8:30 ~ 17:00	1,510 円
		12:00 ~ 22:00	1,720 円
		8:30 ~ 22:00	2,370 円
研修室	8:30 ~ 12:00	320 円	
	12:00 ~ 17:00	430 円	
	17:00 ~ 22:00	430 円	
	8:30 ~ 17:00	750 円	
	12:00 ~ 22:00	860 円	
	8:30 ~ 22:00	1,180 円	
研修室（冷暖房設備）	8:30 ~ 12:00	160 円	
	12:00 ~ 17:00	210 円	
	17:00 ~ 22:00	210 円	
	8:30 ~ 17:00	370 円	
	12:00 ~ 22:00	430 円	
	8:30 ~ 22:00	590 円	
実技訓練室	8:30 ~ 12:00	540 円	
	12:00 ~ 17:00	750 円	
	17:00 ~ 22:00	750 円	
	8:30 ~ 17:00	1,290 円	
	12:00 ~ 22:00	1,510 円	
	8:30 ~ 22:00	2,050 円	

※ 利用料金には、消費税及び地方消費税の額を含む。



## 都城市職業訓練センター指定管理者候補者選定の概要

都城市職業訓練センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

### 1 指定管理者候補者の概要

#### (1) 団体の名称

職業訓練法人都城地域職業訓練協会

#### (2) 代表者名

会長 中村 武照

#### (3) 所在地

都城市年見町13号11番地

#### (4) 設立年月日

昭和45年3月27日

#### (5) 従業員数

常勤6名、非常勤講師25名

#### (6) 業務内容

- ① 会員の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行う。
- ② 施設を他の事業主等の行う職業訓練の為に使用させ又は委託を受けて他の事業主に係る労働者に対して職業訓練を行う。
- ③ 求職者に対する認定職業訓練を行う。
- ④ 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行う。
- ⑤ 職業訓練に関する調査及び研究を行う。
- ⑥ 職業紹介事業を行う。
- ⑦ その他職業能力開発の促進に関し必要な業務を行う。

### 2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

### 3 施設及び業務の概要

#### (1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市職業訓練センター (都城市年見町13号11番地)	敷地面積：3,111㎡ 延床面積：1,011.42㎡ (普通教室、実習室、相談室、事務室、 倉庫、便所等)

#### (2) 業務概要

- ① 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練その他職業訓練に関すること
- ② 施設の維持及び修繕に関すること
- ③ その他施設等の管理及び運営に関すること

### 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

### 5 選定結果

#### (1) 非公募により候補者を選定した理由

- ① 都城職業訓練協会は職業訓練等の実施に関し、専門的かつ高度な技術、ノウハウ等を有し、また、当該施設の指定管理者として、これまでの実績もある。
- ② 施設の清掃、庭木の剪定及び簡易修繕等は、全て職業訓練の一環として当該協会で行っており、当該協会がセンターを引き続き管理委託することにより、委託料は発生せず、経費節減も図れる。
- ③ 市内に、木造建築、左官タイル施工、建築塗装、造園、建築配管に関する訓練科目があるのは、当該協会しか存在しない。

#### (2) 申請書類の審査結果

##### ・市民の平等な利用の確保について

市民の誰もが職業訓練の機会を得られるよう、様々な広報媒体を活用した訓練生募集、訓練期間中の訓練生に対するサポート体制、アンケート等の実施によるサービス向上の取組み、相談や苦情等への迅速かつ誠実な対応等が提案されており、高く評価できる。

##### ・施設の効用の最大限の発揮について

利用促進を図るため、施設利用案内書の作成やホームページの充実、利用者及び事業所の訓練内容に対するニーズ調査、受講しやすい訓練環境作りのための修繕等による施設整備や環境美化活動が提案されており、高く評価で

きる。

- ・ 経済的な管理運営と適正な経費配分について

隣接する都城市カンガエールプラザの管理運営を受託していることによる訓練会場の使用料等の経費縮減、職員・訓練生による施設の清掃、訓練生の実習による構内の樹木選定や軽微な補修、修繕等の実施が提案されており、施設管理に係る委託料等の縮減が期待できる。

- ・ 管理運営能力について

組織基盤、財務状況も安定しており、現在の都城市職業訓練センターの指定管理者としての実績もあり、高く評価できる。

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会  
 希望する施設名 都城市職業訓練センター

## 主要業務実績

年度	業務名 (施設名称等)	業務内容 (業務概要・発注者等)	受注額(円)
S46年度 ～ 現在	都城市職業訓練センター	指定管理者 管理運営業務	業務内容・受注額については以下の通り
H27年	都城市カンガエールプラザ	指定管理者 管理運営業務	2,083,000
H27年	認定職業訓練	普通訓練・短期訓練(木造建築・ 左官・塗装・造園・配管設備科)	5,721,000
H27年	宮崎県商工観光労働部労働政策課 委託訓練	事務・販売分野	4,663,886
H27年	宮崎県商工観光労働部労働政策課 委託訓練	事務・販売分野	5,128,107
H27年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	営業・販売・事務分野	1,470,000
H27年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	建築関係分野	720,000
H27年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	営業・販売・事務分野	1,577,500
H28年	都城市カンガエールプラザ	指定管理者 管理運営業務	2,083,000
H28年	認定職業訓練	普通訓練・短期訓練(左官タイル 施工科・造園科・CAD 建築科・配 管設備科)	6,245,000
H28年	宮崎県商工観光労働部労働政策課 委託訓練	事務・販売分野	4,915,000
H28年	宮崎県商工観光労働部労働政策課 委託訓練	IT 分野	5,429,808
H28年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	営業・販売・事務分野	1,870,000
H28年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	基礎分野	2,400,000
H28年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	営業・販売・事務分野	1,890,000
H28年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	基礎分野	2,640,000

H29年	都城市カンガエールプラザ	指定管理者 管理運営業務	2,080,000
H29年	宮崎県商工観光労働部労働政策課 委託訓練	事務・販売分野	4,950,000
H29年	認定職業訓練	普通訓練・短期訓練(左官タイル 施工科・造園科・配管設備科)	6,013,000
H29年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	基礎分野	2,232,000
H29年	宮崎県商工観光労働部労働政策課 委託訓練	事務・販売分野	4,051,491
H29年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	基礎分野	2,640,000
H29年	独立行政法人高齢・障害・求職者雇 用支援機構	基礎分野	2,160,000

(備考)

- ※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。  
(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)
- ※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。
- ※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成29年度収支決算書(総括)

(単位:円)

	H29年度予算	H29年度決算	通常会計			特別会計	特別会計
			一般会計	カンガエール	本部会計	施設管理・財政調整目的	創立70周年事業目的
収入長期	10,755,000	10,916,400	10,916,400	0	0	0	0
収入短期	575,000	661,000	661,000	0	0	0	0
自主収入	8,000,000	6,232,400	0	0	6,232,400	0	0
県委託料	10,400,000	9,001,491	0	0	9,001,491	0	0
求職者委託料	10,800,000	9,402,000	0	0	9,402,000	0	0
指定管理	2,080,000	2,080,000	0	2,080,000	0	0	0
その他収入	800,000	878,854	0	0	878,854	0	0
販売教材収入	1,200,000	1,045,377	0	0	1,045,377	0	0
受取利息	5,630	986	18	6	87	875	0
雑収入	500,000	571,075	61,500	299,570	210,005	0	0
他会計振替	3,100,000	3,100,000	0	0	0	3,000,000	100,000
収入合計	48,215,630	43,889,583	11,638,918	2,379,576	26,770,214	3,000,875	100,000
広告宣伝費	285,000	268,591	55,934	0	212,657	0	0
送料運賃	103,280	91,768	6,505	4,104	75,651	5,508	0
役員手当	1,270,000	1,190,000	80,000	0	1,110,000	0	0
給与手当	11,707,750	9,549,475	216,000	1,438,250	7,895,225	0	0
講師手当	6,400,000	4,747,937	0	0	4,747,937	0	0
法定福利費	1,950,000	1,716,365	631,677	0	1,084,688	0	0
福利厚生費	960,000	665,810	181,682	0	484,128	0	0
リース料	235,000	233,280	47,345	0	185,935	0	0
修繕費	420,000	239,106	2,376	149,142	87,588	0	0
事務用・消耗品費	354,000	680,455	59,483	2,059	327,249	291,664	0
水道光熱費	1,630,000	1,586,668	0	333,066	1,253,602	0	0
旅費交通費	280,000	200,620	70,080	0	130,540	0	0
支払手数料	450,000	579,419	0	0	579,419	0	0
租税公課	1,060,000	773,200	10,000	38,000	725,200	0	0
渉外費	90,000	56,602	6,830	0	49,772	0	0
保険料	160,000	190,700	5,354	0	185,346	0	0
通信費	535,000	391,275	796	71,215	319,264	0	0
諸会費	140,000	95,500	85,799	0	9,701	0	0
新聞図書費	60,000	55,056	8,971	0	46,085	0	0
教材費	694,000	721,004	288,495	0	432,509	0	0
販売教材費	1,000,000	848,360	0	0	848,360	0	0
委託費	1,300,000	1,197,216	0	0	1,197,216	0	0
印刷費	500,000	479,099	0	0	479,099	0	0
設備・点検等費	2,890,500	2,499,345	3,591	129,076	24,003	2,342,675	0
廃棄物処理料	70,000	61,823	0	0	61,823	0	0
研修費	10,000	27,526	0	0	27,526	0	0
雑費	25,000	20,372	2,311	0	18,061	0	0
清掃業務	171,000	191,511	0	191,511	0	0	0
予備費	96,630	0	0	0	0	0	0
固定資産取得	350,000	382,558	0	0	0	382,558	0
一般独自経費							
1号経費	7,778,600	7,323,584	7,323,584	0	0	0	0
2号経費	493,000	463,360	463,360	0	0	0	0
3号経費	136,000	0	0	0	0	0	0
4号経費	1,398,200	1,472,836	1,472,836	0	0	0	0
5号経費	130,200	94,877	94,877	0	0	0	0
補助金返還(県)	155,000	155,000	155,000	0	0	0	0
補助金返還(市)	0	0	0	0	0	0	0
支出合計	45,288,160	39,250,298	11,272,886	2,356,423	22,598,584	3,022,405	0
経常収支	2,927,470	4,639,285	366,032	23,153	4,171,630	△ 21,530	100,000
他会計繰入支出	3,100,000	3,100,000	0	0	3,100,000	0	0
差引収支	△ 172,530	1,539,285	366,032	23,153	1,071,630	△ 21,530	100,000
前期繰越資金	28,312,506	28,312,506	1,092,530	422,215	8,656,516	18,141,245	0
次期繰越資金	28,139,976	29,851,791	1,458,562	445,368	9,728,146	18,119,715	100,000

## 貸借対照表

平成30年3月31日現在

(単位:円)

科 目	当 期	前 期	増 減
I 資産の部			
1.流動資産			
現金預金	10,838,172	6,062,355	4,775,817
仮払金	0	0	0
未収入金	2,703,300	5,493,858	△ 2,790,558
流動資産合計	13,541,472	11,556,213	1,985,259
2.固定資産			
(1)特別会計			
普通預金	6,994,995	7,017,351	△ 22,356
定期預金	11,124,720	11,123,894	826
特別会計合計	18,219,715	18,141,245	78,470
(2)その他固定資産			
建物付属設備	1,149,868	972,924	176,944
構築物	211,898	231,847	△ 19,949
工具器具備品	592,342	977,123	△ 384,781
その他固定資産合計	1,954,108	2,181,894	△ 227,786
固定資産合計	20,173,823	20,323,139	△ 149,316
資産合計	33,715,295	31,879,352	1,835,943
II 負債の部			
1.流動負債			
未払金	96,296	121,252	
前受金	1,493,500	933,000	560,500
未払消費税	319,600	330,700	△ 11,100
流動負債合計	1,909,396	1,384,952	524,444
負債合計	1,909,396	1,384,952	524,444
III 正味財産の部			
1.指定正味財産	0		
2.一般正味財産	31,805,899	30,494,400	1,311,499
正味財産合計	31,805,899	30,494,400	1,311,499
負債及び正味財産合計	33,715,295	31,879,352	1,835,943

# 財 産 目 録

平成30年3月31日現在

法人名:職業訓練法人 都城地域職業訓練協会

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
<b>(流動資産)</b>				
現金 普通預金 普通預金 普通預金 未収入金 未収入金		手許現金	本部会計	124,956
		宮崎銀行/年見町出張所 1015699	一般会計	2,478,858
		宮崎銀行/都城北支店 0215969	市役所管理	382,068
		宮崎銀行/都城北支店 0215993	本部会計	7,852,290
	現預金合計			10,838,172
		都城市	施設利用料	63,300
		県委託訓練	委託料	2,640,000
未収入金合計			2,703,300	
<b>流動資産合計</b>				<b>13,541,472</b>
<b>(固定資産)</b>				
特定資産	普通預金	宮崎銀行/年見町出張所 0073887	備品準備積立金	6,994,995
	普通預金	宮崎銀行/都城北支店 0232322	70周年記念事業目的積立金	100,000
	定期預金	宮崎銀行/年見町出張所	施設管理積立金	5,812,701
	定期預金	宮崎銀行/年見町出張所	財政調整積立金	2,003,804
	定期預金	宮崎銀行/年見町出張所	財政調整積立金	3,308,215
	特別会計資金			18,219,715
その他の固定資産	建物附属設備	コンピュータ室コンセント配線工事		1,149,868
	構築物	自転車置き場		211,898
	工具器具備品	パソコン・エアコン・マシン・その他		592,342
<b>固定資産合計</b>				<b>20,173,823</b>
<b>資産合計</b>				<b>33,715,295</b>
<b>(流動負債)</b>				
未払金 前受金 前受金 未払消費税等		久保産業株式会社等	教材費	96,296
		受講者	30年度受講料	569,500
		受講者	30年度認定訓練受講料	924,000
		都城税務署	消費税確定分	319,600
<b>流動負債合計</b>				<b>1,909,396</b>
<b>負債合計</b>				<b>1,909,396</b>
<b>正味財産</b>				<b>31,805,899</b>

# 事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会

希望する施設名 都城市職業訓練センター

## 1) 市民の平等な利用に関すること

### ※当該施設の管理運営方針等について

都城職業訓練協会は、職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練、その他職業訓練に関する必要な業務を行うことにより職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的、社会的地位の向上を図るために、「職業訓練の実施運営」及び「都城職業訓練センターの管理運営」についての知識とノウハウを結集し、以下の6つを管理運営の柱として提案いたします。

- ① 雇用の安定・拡大のための職業能力開発に関する情報収集・技術の研鑽・支援
- ② 心豊かで元気ある市民育成の支援
- ③ 隣接している都城市カンガエールプラザの施設管理運営による効率的な経費節減
- ④ 都城市カンガエールプラザと都城市職業訓練センターの両施設の管理による運営の相乗効果
- ⑤ 利用者のニーズにあった魅力ある講座の企画及びサービスの提供
- ⑥ 安全で快適な施設の管理運営、地域住民との適切な対応

### ※市民の平等利用の確保について

- ① 市民の誰もが職業訓練の機会を得られるよう、訓練生募集の情報発信に努める。
  - ・市商工政策課の協力を得ながら、市の広報誌、募集チラシの市内回覧、ラジオやケーブルテレビでの告知、各公共施設への募集チラシの設置等を行なう。
  - ・地元情報誌「霧島フォーラム」への広告や当協会のホームページによる周知を行う。
- ② 職業訓練生の一人ひとりが目的を達成できるよう、個別相談等によるサポートやサービス向上と改善のために、施設利用者に対してアンケートを実施して情報収集に努める。
- ③ 市商工政策課と定期的に運営状況等についての報告及び意見交換を行なう。

### ※当該施設に係る相談や苦情等への対応について

迅速で誠実な対応を行い、運営改善を関連行政機関、関係者と協議し、その後の管理運営に活かします。

- ◎ 相談や苦情に対して、誠意を持って迅速に対応する。
- ◎ 必要に応じて関連行政機関の同席を求め、相談者との協議を行い、改善に努める。
- ◎ 都城地域職業訓練協会のホームページからも利用者の問い合わせ、相談及び苦情等を受け付け、真摯に対応する。

### ※環境に配慮した取り組みについて

コスト削減を第一に、職業訓練センターとしての美化活動の場として奉仕作業等を行なう。

- ◎ 節電・節水の励行又教室のエアコンの温度調節やコピーの節減等に配慮
- ◎ ゴミの分別
- ◎ 施設内外の清掃作業による環境の整備
- ◎ 屋外花壇に季節の花等の植え付けを実施
- ◎ 訓練生による奉仕作業の実施

## 事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会  
希望する施設名 都城市職業訓練センター

### (2) 施設効用の発揮に関すること

#### ※サービス・利便性の維持向上を図るための方法について

- ① 開設講座・施設設備・機能面を明記した「施設利用案内書」を作成し、併せて協会のホームページへも掲載して施設の広報に努める。
- ② 利用者及び各事業所の訓練内容に対するニーズの把握に努め、訓練内容の充実を図る。
- ③ 講師とのコミュニケーションを綿密に取り、訓練の状況を常に把握しながら、訓練の目的達成のための環境作りに努める。
- ④ 訓練生に対して、普段からの声掛けにより、気軽に質問や相談等が出来る環境作りに努める。

#### ※利用者からのニーズへの対応について

- ① 訓練内容に対するニーズについては、社会情勢や事業所等が求めるスキルと併せて、訓練計画作成時の開設講座の選定の判断材料として活用する。
- ② 施設整備に対するニーズについては、軽微な修繕等については随時対応し、費用がかかるものについては、市商工政策課と協議し年次計画等を立てて対応する。
- ③ その他のニーズについては、利用者の視点に立った施設の有効利用を図るための貴重な情報と捉え活用する。

#### ※利用者を増やすための工夫について

- ① 認定訓練については、該当する職種の事業所へ個別訪問等を行い事業主への理解協力を呼び掛ける。
- ② その他の訓練の生徒募集については、市商工政策課の協力を得ながら、市広報誌やチラシの市内回覧等を行い、更に地元情報誌の霧島フォーラムや職業訓練協会のホームページ等も活用して広くPRし、多くの方々に利用してもらえよう努める。
- ③ 講座内容について、利用者(求職者)が希望する訓練や事業所が求めるスキルについて、ハローワーク、事業所訪問、都城地域職業訓練協会のホームページ等を活用して、情報収集に努める。
- ④ 受講しやすい訓練環境作りの為に、修繕等による施設の整備や環境美化に取り組む。

#### ※自己の収入となる事業計画・収支見込等について

- ① 当訓練協会で実施している職業訓練(認定訓練・委託訓練・求職者支援訓練・自主訓練等)の実施。
- ② 各種対象団体(技能検定等)準備講習及び試験会場等の提供。

#### ※利用料金(案)について

- ① 現行通りで特に変更はありません。

### (3) 管理経費の縮減に関すること

#### ※経費の節減等の具体的な内容について

- ① 隣接する都城市カンガエールプラザの施設管理運営による経費節減
- ② 都城市カンガエールプラザと都城市職業訓練センターの両施設の管理による運営の相乗効果
- ③ エアコンの温度の配慮、訓練生の弁当等のゴミの持ち帰り、昼休みは教室のPCの電源を切る等

## 事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会  
 希望する施設名 都城市職業訓練センター

### ※清掃・維持補修等に関する考え方について

施設の安全性・機能性の維持とコスト削減を図りながら、愛着のある「都城市職業訓練センター」の美化に努める。

◎建物内部	職員・訓練生による清掃分担	
◎屋 外	花壇	1年草・宿根草による植栽を施す 除草作業の軽減
	生垣	訓練校造園関係者に剪定・除草作業依頼

{ 通常は、事務室については職員による清掃、教室・共用部分は訓練生による清掃を行い、校内の樹木等は造園科訓練生の実習等により整備し、校舎の少々の補修修繕については、木造建築科・左官タイル施工科・建築塗装科の訓練生による実習として整備する。 }

### (4) 安定的な施設の管理運営に関すること

### ※施設管理運営のための人員体制、連絡体制、勤務体制及び責任体制等について

- ① 人員体制
- |                     |                        |
|---------------------|------------------------|
| 平日午前8時30分<br>～午後10時 | 訓練校事務局(訓練センター内)職員6人で対応 |
|---------------------|------------------------|
- ② 連絡体制    事務局 → 訓練担当講師 → 訓練生
- ③ 勤務体制
- |                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| 平日午前8時30分<br>～午後5時15分 | 事務局<br>休憩時間 12時から 13時まで |
| 平日午前9時<br>～午後10時      | 利用者・講師 (科によって異なる。)      |
| 土曜午前8時30分<br>～午後1時    | 講師 (科によって異なる。)          |
- ④ 責任体制    理事会 → 会長 → 職員

### ※職員の指導育成、研修体制について

- ① 市商工政策課への毎月報告書提出の際に事務局内での運営会議実施
- ② 県雇用労働政策課及び能力開発協会主催の認定職業訓練団体会議・事務担当者会議・講師研修及び能力開発推進者研修等への参加
- ③ 宮崎職業訓練支援センター主催の講師育成講座等への参加
- ④ 商工会議所などのセミナー研修等の参加

# 事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会

希望する施設名 都城市職業訓練センター

## ※利用団体への指導及び育成支援について

利用団体等との運営会議の実施及び意見交換会を随時実施

## ※災害時の対応、連絡体制等について

施設利用者・関係者の安全を第一に、迅速な対応と関係機関との連携を行います。

### ① 災害時の対応

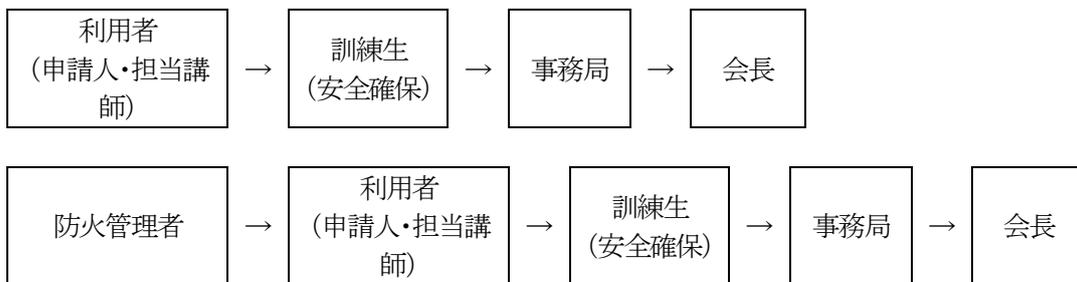
○台風、暴風雨に対する対応

午前7時の時点で当該地域に暴風警報が発令されている場合	午前中の開館中止
午前10時までに暴風警報が解除された場合	諸般の事情を考慮し開館 開館中止の検討を実施
開館中に暴風警報が発令された場合	諸般の事情を考慮し開館 開館中止の検討を実施

○台風、暴風雨以外の天災(火災・地震等)に対する対応

台風、暴風雨の対応に準じて取り扱う

### ② 連絡体制



## ※個人情報保護、情報公開及び労働法令等の考え方について

### ① 個人情報保護、情報公開

「個人情報保護法」及び「都城地域職業訓練協会の個人情報保護ポリシー」に基づき遵守

### ② 労働法令

「労働基準法」及び「都城地域職業訓練協会定款・規程」に基づき遵守

## 事業計画書

申請団体名 職業訓練法人 都城地域職業訓練協会

希望する施設名 都城市職業訓練センター

### (5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること

都城市職業訓練センターの指定管理者仕様書・条例・条例施行規則等を職員に周知し遵守いたします。  
非正規職員については現在該当者がおりません。

### (6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと

都城地域管内においては、職業訓練技能者の育成(建築・左官・造園・塗装・配管等)を行っている教育訓練施設は、本協会だけである。



都城市チャレンジショップ及び活性化広場指定管理者候補者選定の概要

都城市チャレンジショップ及び活性化広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称  
協同組合都城オーバルパティオ
- (2) 代表者名  
秋吉 清子
- (3) 所在地  
都城市中町13街区22号
- (4) 設立年月日  
平成10年4月3日
- (5) 従業員数  
1名
- (6) 業務内容  
商業施設「都城オーバルパティオ」の施設管理等

2. 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成34年3月31日（3年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市チャレンジショップ及び都城市活性化広場 (都城市13街区11の2号)	敷地面積：384.8㎡ 延床面積：97.14㎡ 等

(2) 業務概要

- ①新規開業者の経営のノウハウの取得や独立開業に向けた支援に関すること
- ②賑わい空間の創出に関すること
- ③施設の維持及び修繕に関すること
- ④その他施設等の管理及び運営に関すること
- ⑤業務報告

#### 4. 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

#### 5. 選定結果の概要

##### (1) 公募の状況

###### ①申請団体数

1団体

###### ②指定管理者候補者選定までの経過

平成30年5月23日	第1回選定委員会開催
平成30年6月20日～平成30年7月20日	募集（広報都城6月号、市ホームページへの掲載）
平成30年7月27日	申請書類受付
平成30年9月21日	第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査
平成30年10月6日	選定結果報告

##### (2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	宮崎県職員	1人
施設利用者代表		1人

##### (3) 選定理由

平成30年9月21日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で協同組合都城オーバルパティオが指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・市の管理運営方針、施設の設置目的を十分認識しており、これまでの管理実績も踏まえ、市民が安定して平等に利用できる管理運営が期待できること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・申請団体の商業施設と隣接している立地を活かし、一体となって販促イベントや広告宣伝などに取り組むことで、経済的かつ効果的な施設の管理運営が期待できること。

- ・市や商工会議所など関係機関と連携して、出店者への育成支援や利用の促進が図られており、チャレンジショップの価値を高めながら周辺の発展に寄与することが期待できること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・実態に即した提案であると認められること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・施設の設立当初から指定管理者として適切に運営されている実績から、経験豊富な人員配置と必要な人員体制が構築されており、安定的な管理運営が期待できること。
- ・申請団体自身が事業者の集合体であり、中心市街地における賑わいの創出や出店者の経営支援についても当事者意識が高く、積極的で責任ある管理運営が期待できること。

「選定基準5 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・創意工夫をこらしながら、多様かつ優れたイベントを企画しており、積極的に中心市街地の活性化に取り組んでいること。
- ・地域団体や地域住民とも交流を図り、中心市街地の一員としてまちづくりへの積極的な参加の意識が高く、また中心市街地内の関係機関が共催する事業への参画等を通し、中心市街地の一体的な賑わい創出に寄与していること。

#### (4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・中心市街地への賑わい創出、まちづくりへの参加及び地域団体や地域住民との融合について重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・チャレンジショップ出店者の努力や経営経験、書類の整備、補助金情報収集を促進させており、収支計算と事業報告以上の努力が感じられる。
- ・賑わい創出のための行事イベントを行う体制が整っている。

#### (5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

施設名：都城市チャレンジショップ及び活性化広場

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		協同組合	都城市 オーバルパティオ			
1. 市民の平等な利用が確保されること	132	107	107	管理運営方針等	14	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 申請団体の経営モラルは適切か。 環境に配慮した取り組みをしているか。 利用申込等が平等な利用を確保する提案されているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	126	90	90	利用の促進	13	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	60	47	47	サービス・利便性の維持向上 経費配分	8 10	施設の維持管理、安全管理等の有効活用について、提案がされているか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。 指定管理料の提案額は適正か。 具体的な管理業務の効率化が提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	180	148	148	物的能力 人的能力	20 10	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。 組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 出店者への指導及び育成支援の提案がされているか。
5. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	102	70	70	中心市街地活性化に寄与する事業の展開	17	中心市街地における賑わいを創出するための提案があるか。 まちづくりへの参加及び地域団体や地域住民との融合を積極的に図ろうとしているか。
合計	600	462	462		100	
(参考)：提案金額		1,032千円		(平成31年度)		

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。

様式 6 (主要業務実績)

申請団体名 協同組合都城オーバルパティオ

希望する施設名 都城市チャレンジショップ及び活性化広場

主要業務実績

年 度	業 務 名 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受注額 (円)
28 年	都城市チャレンジショップ 及び活性化広場	業務概要：出店者の育成支援及び賑 わい創出業務及び施設の管理業務 発注者：都城市	1,170,000
29 年	都城市チャレンジショップ 及び活性化広場	業務概要：出店者の育成支援及び賑 わい創出業務及び施設の管理業務 発注者：都城市	1,170,000
30 年	都城市チャレンジショップ 及び活性化広場	業務概要：出店者の育成支援及び賑 わい創出業務及び施設の管理業務 発注者：都城市	1,170,000

(備考)

※ 過去3年間の主要実績業務について記入してください。

(同様の施設管理実績がある場合は、これを優先して記入してください。)

※ 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入してください。

※ その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

# 貸借対照表

平成30年3月31日現在

協同組合都城オーバルパティオ

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額(円)	科目	金額
(一 資産の部)		(二 負債の部)	
<b>I 流動資産</b>		<b>I 流動負債</b>	
1 普通預金	2,118,272	1 未払金	343,199
2 建築未収金	18,573,000	2 未払法人税等	71,000
3 未収金	220,500	3 前受金	614,250
4 前払費用	39,600	4 預り金	6,722,520
5 仮払金	16,800	5 預り敷金	250,000
6 貯蔵品	0		
		<b>流動負債計</b>	<b>8,000,969</b>
<b>流動資産計</b>	<b>20,968,172</b>	<b>II 固定負債</b>	
		1 長期借入金	22,099,918
<b>II 固定資産</b>		<b>固定負債計</b>	<b>22,099,918</b>
1 有形固定資産		(三 純資産の部)	
(1) 建物	10,183,015	<b>III 組合員資本</b>	
(2) 建物付属設備	587,712	1 出資金	3,850,000
(3) 構築物	2,131,697	<b>IV 資本剰余金</b>	
(4) 機械装置	44,292	1 その他の資本剰余金	
<b>有形固定資産計</b>	<b>12,946,716</b>	(1) 出資金減少差益	397,200
2 無形固定資産		<b>V 利益剰余金</b>	
(1) 電話加入権	76,440	1 利益準備金	60,000
<b>無形固定資産計</b>	<b>76,440</b>	2 その他利益剰余金	
3 外部出資その他の資産		(1) 特別積立金	60,000
(1) 外部出資金	141,100	(2) 前期繰越剰余金	67,159
<b>外部出資その他の資産計</b>	<b>141,100</b>	(3) 当期純損失金	△ 402,818
<b>固定資産計</b>	<b>13,164,256</b>	<b>利益剰余金計</b>	<b>4,031,541</b>
<b>資産合計</b>	<b>34,132,428</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>34,132,428</b>

# 損益計算書

平成29年4月 1日から

平成30年3月31日まで

協同組合都城オーバルパティオ

費用の部		収益の部	
科目	金額	科目	金額
<b>I 事業費</b>		<b>I 事業収入</b>	
1 施設維持管理費	8,093,430	1 施設利用料収入	1,209,950
(1) 水道光熱費	316,816		
(2) 修繕費	9,331	<b>事業収入計</b>	<b>1,209,950</b>
(3) 施設管理委託費	38,880		
(4) 支払保険料	59,030	<b>II 賦課金等収入</b>	
(5) 支払地代	6,021,973	1 賦課金収入	1,800,000
(6) 租税公課(固定資産税)	1,647,400	2 差等割賦課金収入1	5,803,994
2 駐車場運営費	174,202	3 差等割賦課金収入2	1,197,016
3 販促事業費	95,760	<b>賦課金等収入計</b>	<b>8,801,010</b>
<b>事業費計</b>	<b>8,363,392</b>		
<b>II 一般管理費</b>		<b>III 事業外収入</b>	
1 雑給	480,000	1 受託事業収入	1,809,204
2 福利厚生費	37,800	2 受取利息	64
3 事務委託費	600,000	3 雑収入	1,381,922
4 旅費交通費	141,640	<b>事業外収入計</b>	<b>3,191,190</b>
5 総会費	36,000		
6 会議費	73,346		
7 交際接待費	30,240		
8 通信費	75,648		
9 事務用品費	47,607		
10 消耗品費	223,681		
11 支払手数料	22,637		
12 広告宣伝費	20,800		
13 減価償却費	790,243		
14 租税公課	8,006		
15 関係団体負担金	77,000		
16 雑費	331,616		
<b>一般管理費計</b>	<b>2,996,264</b>		
<b>III 受託事業費</b>	<b>1,687,502</b>		
<b>IV 事業外費用</b>			
1 支払利息	19,810		
2 雑損失	467,000		
<b>事業外費用計</b>	<b>486,810</b>		
<b>V 税等</b>			
1 法人税等	71,000		
<b>税等計</b>	<b>71,000</b>		
<b>VI 当期純損失金額</b>	<b>△ 402,818</b>		
<b>合計</b>	<b>13,202,150</b>	<b>合計</b>	<b>13,202,150</b>

## 事業計画書概要版

申請団体 協同組合都城オーバルパティオ  
 希望する施設名 都城市チャレンジショップ及び活性化広場

(1) 市民の平等な利用に関すること
当組合はチャレンジショップと隣接している為効率的かつ経済的な管理運営が非常にやり易い環境にあります。法令等を遵守しながら、都城市、都城商工会議所と連携を密に図り、新規創業者を積極的に受け入れ、相談や苦情には速やかに都城市と連絡をとり、迅速に対応し、利用者の利便性の向上を図り、営業時間内は施設を開放、また、夜間は防犯を徹底し市民の皆様から支持される魅力的な施設を目指します。
(2) 施設効用の発揮に関すること
当該施設の保守点検を定期的に行い、また、防犯に努めると共に、利用者のニーズに的確に対応し快適に利用できるようにします。出店者募集は各種媒体で積極的に行いますが、当組合と一体化することでホームページ掲載、地域住民との交流を深めていきます。 また、利用料も安い金額を設定し出店者の負担減を図り利用者の増加に努めます。
(3) 経済的な管理運営に関すること
運営は指定管理料と出店者の利用料金で業務を行い、当組合の委託業者を共同で使う事で低価格に努めます。また、トイレ、活性化広場は出店者が自主清掃する事で経費節減を行います。
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
現在までの実績を活かし、経験豊富な人材を専任者に配置のうえ、定期的に職員の研修も行い施設の管理運営に努めます。出店者の育成指導は都城商工会議所と連携を図り対応し、朝礼・会議に参加頂き育成指導と交流を図ります。また、災害時は瞬時に連絡を取り、共に行動致します。
(5) その他、公の施設を管理するにあたり必要な基準に関すること
中心市街地の賑わい創出のためにチャレンジショップと合同で定期的にイベントを開催致します。中心市街地の一員として、中核施設 Mallmall の事業に合わせて、まちづくりに積極的に参加すると共に、都城中央地区シール会の拠点として長年活動しており、また、公民館にも加入し地域住民の方と融合を図っております。
(6) 公の施設を管理するにあたりアピールしたいこと
当組合は平成 11 年に商業空間の新たな創出と活性化を図るためにオープンし、現在では中心市街地の回遊拠点の一つとして地域から支持される商業施設に発展してきました。15 年間指定管理を行うなかで、多数の独立開業者を輩出しております。また、当該施設は駐車場がない為、当初指定管理を受けるに当たり、隣接する地権者と 20 年間の契約を交わしております。

### 収支計画書

(収入)

区 分	金額 (円)
使用料	480,000
分担金・負担金	320,000
委託料 (都城市)	1,032,000
諸収入	144,004
合計	1,976,004

(支出)

区 分	金額 (円)
一般管理費	43,200
施設管理費	1,688,404
育成・支援費	244,400
合計	1,976,004

都城市志和池中央ふれあい広場指定管理者候補者選定の概要

都城市志和池中央ふれあい広場の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を非公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成30年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

(1) 団体の名称

志和池地区環境整備対策協議会

(2) 代表者名

会長 東郷 泰公

(3) 所在地

都城市上水流町1952番地3

(4) 設立年月日

平成2年10月1日

(5) 従業員数

28名

(6) 業務内容

処分場処理水の水質検査立会、処分場施設周辺の環境監視

2 指定期間

平成31年4月1日 ～ 平成36年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市志和池中央ふれあい広場 (都城市上水流町1903番地1 2)	敷地面積 : 31,971 m <sup>2</sup>
	パークゴルフ場 : 16,007 m <sup>2</sup>
	遊具広場 : 4,611 m <sup>2</sup>
	多目的広場 : 3,979 m <sup>2</sup>
	管理棟 : 71 m <sup>2</sup>
	駐車場 : 2,625 m <sup>2</sup>
	遊歩道 : 2,167 m <sup>2</sup> 等

## (2) 業務概要

- ア 管理施設の利用許可、行為の許可、利用許可の取消し等、利用禁止又は制限及び原状回復に関する業務
- イ 利用料金の徴収及び納入に関する業務
- ウ 施設等の維持及び小規模修繕に関する業務
- エ 施設等の管理及び運営に関する業務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

## 4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

## 5 選定結果

### (1) 非公募により候補者を選定した理由

地域密着型の施設で地域協働の推進等が期待でき、かつ、その受け皿となる団体がこの地域に当該団体しか存在しないため

### (2) 申請書類の審査結果

- ・市民の平等な利用の確保について  
市の管理方針及び施設の目的を認識し、利用者からの申請を平等公平に受付し、利用者間の調整を図ることを提案されている。
- ・施設の効用の最大限の発揮について  
自治公民館や民主団体等へ広報・PRしながら利用者の増加に取り組むことを提案されている。
- ・経済的な管理運営と適正な経費配分について  
草刈り、除草作業等の管理業務を指定管理者が行うことで経費節減に努めることを提案されており、また、施設の不具合を早急に発見し、小規模な修繕を指定管理者が行うことで経費節減に努めることを提案されている。
- ・管理運営能力について  
指定管理者の母体が志和池地区自治公民館連絡協議会であり、組織基盤がしっかりしている。緊急時の連絡体制も整えられている。したがって、安定的な維持管理が期待できる。

申請団体名 ; 志和池地区環境整備対策協議会

希望する施設名 ; 志和池中央ふれあい広場

### 主要業務実績

年 度	業 務 内 容 (施設名称等)	業 務 内 容 (業務概要・発注者等)	受 額 (円)
27	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立土地利用検討会 (年 12 回)</li> <li>・水質検査立会 (年 8 回)</li> <li>・先進地視察 (宮崎市公園施設)</li> <li>・環境施設周辺の巡視活動</li> </ul>	340,136
28	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立土地利用検討会 (年 3 回)</li> <li>・志和池中央ふれあい広場「管理運営委員会」(年 3 回)</li> <li>・志和池中央ふれあい広場 (10 月 15 日供用開始・落成式)</li> <li>・水質検査立会 (年 8 回)</li> <li>・環境施設周辺の巡視活動 (適時)</li> <li>・志和池地区環境整備対策協議会 (年 3 回)</li> </ul>	660,309
29	志和池地区環境整備対策協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志和池中央ふれあい広場「管理運営委員会」(年 3 回)</li> <li>・水質検査立会 (年 8 回)</li> <li>・環境施設周辺の巡視活動 (適時)</li> <li>・先進地視察 (福山パークゴルフ場・環境施設)</li> </ul>	365,233

(備考)

- \* 過去 3 年間の主要実績業務について記入して下さい。
- \* 業務内容欄には、業務の概要、発注者等について可能な限り詳細に記入して下さい。
- \* その他、申請団体の概要がわかる資料がある場合は、添付してください。

平成29年度 志和池地区環境整備対策協議会 収支決算書

○収入の部

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B) - (A)	内 容
負担金、補助金 及び交付金	660,000	660,000	0	一般廃棄物最終処分場 地元対策協議会補助金
計	660,000	660,000	0	

○支出の部

項 目	予算額 (A)	決算額 (B)	増減額 (B) - (A)	内 容
旅 費	384,000	52,950	△ 331,050	・霧島市(福山)視察研修
使用料及び賃借料	12,520	0	△ 12,520	
需 用 費	58,500	78,579	20,079	・水質検査立会時作業服代 ・印刷費等
報 償 費	200,000	233,704	33,704	・協議会、総会 ・管理運営委員会 ・視察研修(福山町、高崎処分場)
役 務 費	0	0	0	
予 備 費	4,980	0	△ 4,980	
計	660,000	365,233	△ 294,767	

収入 660,000 円 - 支出 365,233 円 = 294,767 円

## 平成29年度 志和池中央ふれあい広場指定管理料決算

### 【収入】

単位：円

科目	予算額	決算額	差額	備考
指定管理料	4,349,000	4,349,000	0	
利用料金(パークゴルフ)	1,180,000	1,181,500	1,500	
利用料金(行商等)	0	5,128	5,128	
預金利息	0	3	3	
その他	0	0	0	
合計	5,529,000	5,535,631	6,631	

### 【支出】

単位：円

科目	予算額	決算額	差額	備考
人件費	4,548,250	3,969,838	578,412	予算額を越えた場合は精算しない。
共済費(雇用、労災)	79,271	20,437	58,834	
消耗品費	543,879	497,116	46,763	
使用料及び賃借料	0	16,500	-16,500	
燃料費	165,200	27,059	138,141	
印刷製本費	86,400	44,000	42,400	
備品購入費	0	75,276	-75,276	
損害賠償保険料	100,000	91,880	8,120	
手数料(CC分)	6,000	6,500	-500	
手数料	0	1,836	-1,836	
消費税	0	3,440	-3,440	
その他	0	0	0	
合計	5,529,000	4,753,882	775,118	

## 事業計画書

申請団体名 ; 志和池地区環境整備対策協議会

希望する施設名 ; 志和池中央ふれあい広場

(1) 市民の平等な利用に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供から大人まで楽しめる、地域住民を中心とした交流と健康増進・体力増強の場と成る為、地域交流を基本として管理運営を行う。</li> <li>・利用者受付は、管理棟及び電話受付とし、利用者間の調整を図る。</li> <li>・利用者から施設に係る相談や苦情等を受け付ける体制を整え、重要な案件については内部協議を行い、市（環境施設課）と連絡を取りながらその解決にあたる。</li> </ul>
(2) 施設効用の発揮に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域密着型の拠点施設として、地区の各種競技団体や社会教育関係団体、利用者と連携を強化し、利用者主体のサービスの提供に努め、安全・快適な環境の場を創出する。</li> <li>・非公認コースであり、利用料金は利用し易い設定とし、自治公民館や各民主団体にも呼びかけて誰でも気軽に利用できる施設として広報・PRしながら利用者の増加に取り組む。</li> <li>・自主事業を行い、住民サービスの向上及び管理運営の安定に取り組む。</li> </ul>
(3) 経済的な管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理棟での節電、節水に取り組むことにより、光熱水費の節減が見込まれる。</li> <li>・芝管理、除草作業等の指定管理業務は、原則として指定管理者で行い、経費節減に努める。</li> <li>・常に安全に配慮しつつ、最小限の人員で対応する事により、人件費の節減につながる。</li> <li>・小規模な修繕等は外部委託せず、施設管理者が行う事により経費の節減が見込まれる。</li> </ul>
(4) 安定的な施設の管理運営に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・別紙名簿の通り、管理運営に必要な人身体制を整えている。</li> <li>・地区の公民館連協及び、まちづくり協議会をはじめ社会教育関係団体と連携を図り、定期的なパークゴルフ大会や各種イベント等を実施する。</li> <li>・緊急時の連絡網を整備し、緊急時には迅速に市（環境施設課）と連携できる体制を整える。</li> <li>・施設管理運営の実施によって知り得た情報の漏洩、滅失、損傷等の事故防止や個人情報適切な管理を行う。</li> <li>・受付事務・作業員については地元雇用を優先する。</li> </ul>
(5) その他、公の施設を管理するに当たり必要な基準に関すること
<ul style="list-style-type: none"> <li>・芝の管理について、肥料散布時期について3～4月、9～10月が望ましい、肥料散布後2ヵ月程は芝の生育が早いので芝刈りは早目に行う（週1回）、</li> <li>・早めに芝刈りすることにより芝の根の生育の安定につながる、又、雑草が生えにくくなる等の効果が見込まれる。</li> <li>・除草剤の使用は、極力控える</li> </ul>
(6) 公の施設を管理するに当たりアピールしたいこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>・子供から大人まで安心して利用出来る公園施設であること。</li> <li>・パークゴルフは低料金で一日楽しく利用出来る施設である。</li> </ul>

